

北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する  
調査報告書（追録）

2018年3月

## 《目 次》

I. 「北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）」作成の趣旨	1
II. 児玉作左衛門旧蔵資料の受贈経緯	1
III. 児玉作左衛門旧蔵アイヌ人骨収蔵経緯等に関する資料	1
IV. 児玉作左衛門旧蔵資料等にもとづく『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（2013年3月）への追録	4
1 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（1934年調査）に関する資料	4
2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部に関する資料	6
3 「日高十勝方面旧土人調査」（1935年調査）に関する資料	14
4 「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」（1936年調査）に関する資料	16
5 北海道庁警察部による児玉作左衛門取り調べ再考	17
6 八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料	23
7 浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料	33
8 森町における発掘手續に関する資料	36
9 落部村における発掘手續に関する資料	42
10 横太における発掘手續に関する資料	48
11 その他の地域におけるアイヌ人骨の収蔵経緯に関する資料	54
総括	67
卷末資料	77

## I. 『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）』作成の趣旨

北海道大学は、2013年3月に『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（以下、「2013年報告書」と略記する場合がある）を作成した。その後、2015年に児玉家から児玉作左衛門旧蔵資料（以下、「児玉家資料」と略記する場合がある）を受贈した。「児玉家資料」を整理する過程で、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部（以下、「アイヌ綜合研究 解剖学部」と略記する場合がある）のもとで、北海道帝国大学並びに北海道大学（以下、大学名は「北大」と略記する場合がある）医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵の経緯等に関する新たな資料の存在が明らかになったので、「児玉家資料」等にもとづいて、『2013年報告書』の追録版として『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）』を作成することとした。

## II. 児玉作左衛門旧蔵資料の受贈経緯

北海道大学は、児玉家から2015年6月ならびに7月に、児玉作左衛門旧蔵資料を受贈した。

受贈の経緯と資料の概要は以下のようである。

- (1) 北海道大学は、市立函館博物館が2003年に児玉家から預かり、保管していた児玉作左衛門旧蔵資料中の北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座関係資料を、児玉家から2015年6月6日に受贈した。受贈資料の概要は、原稿類（1930-70年代）、研究ファイル（1920-1960年代）、手帳（1920年代）、スクラップブック（1930-50年代）等である。
- (2) 北海道大学は、児玉作左衛門旧宅取り壊しの際に所在が判明した児玉作左衛門旧蔵資料中の医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座関係資料を、児玉家から2015年7月19日に受贈した。受贈資料の概要は、原稿類（1930-70年代）、雑記メモ類（1930-70年代）、研究ノート（1920-70年代）、教室ノート（1940-50年代）、懐中手帳（1920-60年代）、受信物（1960-70年代）、芳名録（1950年代）、アルバム（1930-60年代）、刊行物・印刷物（1900-70年代）、文献複写物（1920-70年代）等である。

## III. 児玉作左衛門旧蔵アイヌ人骨収蔵経緯等に関する資料

児玉作左衛門旧蔵資料のうち、北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵経緯等に関する資料は、以下のとおりである。

表1 資料一覧

1 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（1934年調査）に関する資料	
【資料1】	「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」
2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部に関する資料	
【資料2-1】	「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）
【資料2-2】	「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年度予算総額」
【資料2-3】	「実施方法詳記」
【資料2-4】	今裕「本年度予算配布」通知
3 「日高十勝方面旧土人調査」（1935年調査）に関する資料	

【資料3】	中野征紀・塩田勲「日高十勝方面旧土人調査報告書」
4	「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」(1936年調査)に関する資料
【資料4】	山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」
5	北海道庁警察部による児玉作左衛門取り調べ再考
【資料5-1】	児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」
【資料5-2】	「第8小(アイヌ調査)委員会第2回会議記事」(1935年1月21日)【資料2-1より一部再掲】
【資料5-3】	児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」【資料8-5の一部】
【資料5-4】	1935年4月25日付北海道庁学務部長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」
【資料5-5】	1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨發見届出ノ場合通知ニ關スル件」(亥兵第三七四号)
6	八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料
【資料6-1】	児玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」(1934年5~7月)
【資料6-2】	1934年付児玉作左衛門宛て5K「土地発堀承諾書」
【資料6-3】	1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地発堀承諾願」・1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」
【資料6-4】	1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品発堀届」
【資料6-5】	1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品〔埋藏物〕発堀届」、及び別紙「副埋葬品目録」
【資料6-6】	1934年8月6日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋藏物発堀届」、及び別紙「発堀品目録」
【資料6-7】	1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋藏物発堀届」、及び別紙「埋藏物発堀届目次」
【資料6-8】	1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領收証」
【資料6-9】	八雲町遊楽部在住者の戸籍・除籍謄本
7	浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料
【資料7-1】	1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」
【資料7-2】	1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」
【資料7-3】	1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」
【資料7-4】	浦幌村愛牛在住者の戸籍・除籍謄本
8	森町における発掘手続に関する資料
【資料8-1】	森警察署長宛て北海道庁封筒
【資料8-2】	1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡
【資料8-3】	1935年5月29日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」
【資料8-4】	1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ關スル許可願」
【資料8-5】	児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」
	森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録
【資料8-6】	①「森町出張費」、②「人夫雇用・賃金に関するメモランダム」、③1935年7月16日付「受領証」4枚
【資料8-7】	「墓地買入に関するメモランダム」
【資料8-8】	森町旧アイヌ墓地(私有地)所有者の戸籍謄本

9 落部村における発掘手続に関する資料

【資料9-1】	1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」
【資料9-2】	1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」
【資料9-3】	1935年7月17日付9A「承諾書」
【資料9-4】	1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎「人骨發堀許可願」
【資料9-5】	「土地所有者9A及び所有地に関するメモランダム」
【資料9-6】	1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」
【資料9-7】	「落部村メモランダム」
【資料9-8】	1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・内訳別紙3枚
【資料9-9】	1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」
【資料9-10】	落部村在住者の戸籍・除籍謄本

10 横太における発掘手続に関する資料

【資料10-1】	井上善十郎・岡田正夫「樺太旧土人ニ關スル調査研究」(1936年6月)
【資料10-2】	1936年6月付樺太庁長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳發堀許可願」
【資料10-3】	「10A 遺骨書類」 封筒、①1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」、②1936年8月31日付消印の10C宛て落合源七「葉書」、③1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C「預書」、④児玉作左衛門宛て10D「預書返戻に関するメモランダム」、⑤様式「領収書」

11 その他の地域におけるアイヌ人骨の収蔵経緯に関する資料

【資料11-1】	1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」
【資料11-2】	1935年付北海道庁長官佐上信一宛て11C「人骨發見届」
【資料11-3】	1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」
【資料11-4】	1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵七九三号 指令」
【資料11-5】	1935年9月11日付消印の北海道庁静内警察署「封筒」
【資料11-6】	1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」
【資料11-7】	1935年10月14日付消印の江別警察署「封筒」
【資料11-8】	北海道庁長官池田清宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「人骨發掘許可願」
【資料11-9】	1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」
【資料11-10】	1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」
【資料11-11】	1937年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」
【資料11-12】	1937年8月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」
【資料11-13】	1937年8月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」
【資料11-14】	1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」
【資料11-15】	1938年8月9日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」
【資料11-16】	1938年12月7日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第一〇九二号 指令」
【資料11-17】	1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」
【資料11-18】	1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「巳学第九七九号 指令」

本稿では、資料に記録されている個人情報を保護するため、下記の制限を行う。

(1) 個人情報（氏名、住所に関する記録等）は、私人の場合にあっては当該部分を伏せることとする。

①資料中、氏名の取り扱いは、公人は氏名を表記し、私人の氏名は伏せ字とした。伏せ字の表記方法は、私人が登場するIV章の各節を算用数字で表し、節内での登場順序によってアルファベットを付与し、「(算用数字) (アルファベット)」と表した。

なお、章・節等をこえて同一人物が登場する場合は、初出の伏せ字を用いた。

②資料中、生没年月日・本籍地・埋葬地・性別等については、当該部分を\*により伏せた。

③資料中、住所を記録した部分は、市町村大字の地名までを表示し、それ以降は\*により伏せた。

(2) 重要な個人情報（戸籍・除籍謄本、家族・親族・婚姻に関する記録等）に相当する資料は、資料の翻刻及び収録から除外する。

本稿の巻末には、《巻末資料》として、北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収藏の経緯等に関する資料（児玉作左衛門旧蔵資料）の複写物を収録する。収録にあたっては、資料に記録されている個人情報を保護するため、上記の制限を行った当該部分にマスキングを施した。

なお、資料中、今日の人権意識に照らして不適切と思われる語句や表現については、時代背景と資料そのものを把握するために、原資料のまま、翻刻及び複写物を収録する。

#### IV. 児玉作左衛門旧蔵資料等にもとづく『北海道大学医学部アイヌ人骨収藏経緯に関する調査報告書』(2013年3月)への追録

##### 1 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」(1934年調査)に関する資料

###### 【資料1】「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」

###### 日高国平取地方アイヌ人類学的調査

昭和九年七月十五日ヨリ二十九日ニ至ル二週間ノ期間ニ於テ平取村ニ於テ同地方土人ノ人類学的調査ヲ行ヒタリ。来集セル土人七百余入ノ内ヨリ可及的適當ナル個体ヲ選ビ、二百人以上ニ就キテ計測及ビ撮影ヲナセリ。土人ハ多ク平取村居住者ニシテ尚門別村及ビ胆振國鶴川村ノ居住者モ之ニ加ハレリ。

計測並ビニ撮影ノ總数ハ二百十二人ノ内訳ハ次ノ如シ

男子	最低十六才最高八〇才	六十八人
	内 十六才以上二〇歳	七人
	二一歳ヨリ三〇歳	二二人
	三一歳ヨリ四〇歳	一二人
	四一歳ヨリ五〇歳	五人
	五一歳ヨリ六〇歳	九人
	六一歳ヨリ七〇歳	九人
	七〇歳ヨリ八〇歳	三人
	外年齢不明	一人
女子	最低一五才最高八〇才	一四四人
	一五才ヨリ二〇才	一六人
	二一才ヨリ三〇才	三〇人
	三一才ヨリ四〇才	二三人
	四一才ヨリ五〇才	二八人

五一才ヨリ六〇才	二六人
六一才ヨリ七〇才	一五人
七一才ヨリ八〇才	二人
外年齢不明	四人

右材料ノ人種学的純粹度ニツキテハ後ノ計測ノ結果ヲ俟タサルベカラサルモ一般ニ高齢者ニ於テ純粹度高ク若年者ニ於テハ一見混血ノ徵候明カナルモノ少ナカラザリキ。コレ一般來集者ハ診療ヲ受クルコトヲ目的トセルモノ大多数ナルト、此ノ期間ニアリテハアイノ青壯年ハ殆ド他地方ニ出稼キヲナシ、又殘留セル健康者モ農繁期ノ故ヲ以テ來集セサリシ等ノ理由ニヨリ、來場セルモノノ内高齢ノモノヨリハ純粹ト思ハル、モノヲ選ブコト容易ナリシモ若年者ハカクノ如キ取捨ノ余裕ナカリシニ依ルモノナリ。故ニ予等ノ最モ遺憾トスルハ代表的ノ壯年アイノ材料（コトニ男子）ノ觀察數ガ比較的少數ナリシコトニテ、更ニ適當ノ時期（春季）ヲ選ビ壯青年アイノ帰村ト農事閑散ノ時ヲ利用シテ更ニ調査ヲ施行シ以テ此ノ欠陥ヲ補ハシコトヲ期スル次第ナリ。計測事項ハ大体ニ於テマルチン氏生体觀察カードヲ基礎トシ、少數ノ例外ヲ除キ、男女共全部ノ項ニ亘り計測ヲ施行シ又指掌紋ヲモ採録セリ。

寫真撮影、多數ノ被検者ヲ比較的短時間内ニ精密ナル人類學的要求ニ準拠シテ之ヲ行フコトノ為メニ特殊ノ方法ヲ用キタリ。

各人毎ニ三メートルノ距離ヨリ正面、正横、斜横ノ三囲ノ胸像ヲ撮影、カメラハライカカメラ、之ニライツ製エルマール焦点距離一〇五ミリノ長焦点レンズヲ附装セリ。此ノ方法ニヨレバカビネ乾板ヲ用キテ焦点距離四十八センチ以上ノ大鏡玉ヲ以テ撮影セルト同等の写角度ヲ保有シ、從テ後ノ引伸ニヨリ遠近法ノ誤差極メテ僅微ニシテ写真上ノ計測モ可能ナル程度ノ印画ヲ得ラル、モノナリ。コトニ最近感光乳剤ノ進歩ニ伴ヒ大ナル引伸倍率ニ堪フル高速度微粒子性フィルムヲ得ルコト容易トナリタルガ故ニ人類學的寫真ノゴトキ大量撮影ニ向ツテハ本方法ノ利用ハ最モ理想的ナリト信ズ。コレニヨリ或ル程度ノ計測ヲ代用シ殊ニ頭部、顔貌等ノ記載的觀察ノ大部分ハコノ印画ヲ以テヨリ適當ニ表現記録スルコトヲ得ベシ。尚コノ基礎的撮影ノ外ニ顔貌各部ノ細個条ノ記録ノ為ニ別ノライカカメラヲ以テ各人ニツキ近距離撮影ヲナシタリ。

「日高国平取地方アイヌ人類學的調査」（資料1）は、日本學術振興會學術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会（1933年11月発足）の綜合研究「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」の「解剖学部」（調査研究分野）による調査概要報告である。200字詰原稿用紙8枚（ペン筆）からなり、作成者・作成時の記載はなく、未公刊である。

資料1によれば、調査では、1934年7月15~29日、平取地方（平取村、門別村、鶴川村）居住のアイヌを対象として、マルチン氏法にもとづく生体計測、指掌紋採取、胸像写真撮影を実施した。

日本學術振興會は、第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」について、「第1回調査ヲ昭和9年7月11日ヨリ29日迄、日高国平取ヲ中心トシタ沙流地方（荷負、二風谷、紫雲古津、貫気別等）ニ於ケル日高在住ノアイヌ778名（男295名、女483名）ニ就テ行ヒ、又多數ノアイヌ及ビ内地入学童ニ就テ智能並ニマントー反応ノ比較検査ヲ行ツタ」と記しており、資料1はこの調査の一環であったことがわかる。

資料1は、「或ル程度ノ計測ヲ代用シ殊ニ頭部、顔貌等ノ記載的觀察ノ大部分ハコノ印画ヲ以テヨリ適當ニ表現記録スルコトヲ得ベシ」と、顔貌を3方向から撮影した写真は、多數の被験者を比較的短時間で撮影可能であり、「計測ノ代用」となる点を強調している。

山崎春雄（北大医学部解剖学第一講座教授）は、児玉作左衛門（北大医学部解剖学第二講座教授）と共に、日本學術振興會學術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会の綜合研究「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」の「解剖学部」（調査研究分野）を担当した。

山崎春雄は、アイヌを写真撮影する研究上の意義について、1938年には「アイヌガ混血或ハ死滅ニ

ヨリテソノ原型ガ急速ニ失ハルヲ恐レ、極メテ精巧ナル写真法ニヨツテ、純粹或ハ混血アイヌ写真像ヲ作り、コレヲ永久ニ保存セント企テタ。ソノ撮影ハ日高平取附近、石狩近文、胆振千歳、樺太各地、十勝帶広附近ナドアツテ、総数約1,000人ニ達シテオル<sup>2</sup>と述べている。

また、資料1は、「計測事項ハ大体ニ於テマルチン氏生体観察カードヲ基礎トシ、少數ノ例外ヲ除キ、男女共全部ノ項ニ亘り計測ヲ施行シ又指掌紋ヲモ採録セリ」と、指掌紋採取の調査方法もあげている。指掌紋を資料に用いた論文は、医学部解剖学第一講座助教授岡田正夫「アイヌの指紋掌紋の研究（第一報）沙流地方アイヌの指紋に就て」（『民族衛生』第4卷第5・6号、1935年12月）を指している。

同論文は、冒頭に「一九三四年七月平取村に於て日本学術振興会第八（アイヌ）小委員会の事業が行はれるに当り、山崎教授に従ひ生体計測並に撮影に従事する事となつた。此好機を利用して傍々手掌紋蒐集をも計画したのである<sup>3</sup>」と述べている。

これらの諸点を勘案すれば、資料1に作成者の記載はないが、作成したのは山崎春雄である。

なお、岡田正夫は、上記論文中、指紋の採取方法について、「採印技法に関しては特に述べるを要せぬであらう」と記すのみであった。しかし、掌紋の採取方法については、下記のように記している。

掌紋採印は次の方法に拠つた。綿塊を布片で覆ふて作つたタンポンに印刷インキを含ませ、之を以て掌面を軽打して一様にインキを塗布し、掌面を上に向けて机上に置かしめ、用紙を覆ひ、此紙上を柔き布片塊で擦過したのである。用紙は普通の洋紙である<sup>4</sup>。

資料1は「土人ハ多ク平取村居住者ニシテ尚門別村及ビ胆振国鵡川村ノ居住者モ之ニ加ハレリ」と調査対象者の居住地域を概括したが、岡田正夫は上記論文で「居住部落別」の人数を次のように掲げている。

#### 鵡川流域

珍14、鵡川2、ルベシベ3、切勝1、バロサワ3、生鼈2、中キナウス2、イエナップ2、似湾7

#### 沙流川流域

新平賀4、紫雲古津14、サルバ9、荷菜11、平取32、二風谷18、ペナコリ7、ホビボエ7、オウコツナイ2、オサチナイ14、フレナイ9

#### 沙流川支流額平川筋

荷負本村1、貫氣別5、メム1、ニタツナイ1、上貫氣別10、其他1<sup>5</sup>

流域毎の合計は、鵡川流域は36人、沙流川流域は127人、支流額平川筋19人である。男女の別、計測・撮影・指掌紋採取地は不詳である。

山崎春雄が撮影したネガフィルムをもとに作成した「表12 地域別生体撮影人数一覧」（『2013年報告書』25頁）によれば、1934年6～8月に平取では502人（男204人、女298人）を撮影した。

資料1は「或ル程度ノ計測ヲ代用シ殊ニ頭部、顔貌等ノ記載的観察ノ大部分ハコノ印画ヲ以テヨリ適當ニ表現記録スルコトヲ得ベシ」と、写真の有効性を謳っている。しかしながら、山崎春雄が写真を「計測ヲ代用」するものとした事例は見当たらない。

## 2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部に関する資料

「児玉家資料」には、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会の総合研究

「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」における「解剖学部」（調査研究分野）にかかる下記の資料が含まれている。

- (1) 「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）
- (2) 「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年度予算総額」
- (3) 「実施方法詳記」
- (4) 今裕「本年度予算配布」通知

順次内容を紹介する。

#### 【資料2-1】「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）

学第8小委普第3号

日本学術振興会学術部

#### 第8小（アイヌ調査）委員会 第2回会議記事

##### 第1. 時 所

昭和10年1月21日（月）自午后3時  
至午后9時30分

東京帝国大学医学部生理学教室

##### 第2. 出欠席者

出席者 11名

委員長 永井 潜

委員 有馬英二 井上善十郎 内村祐之  
越智貞見 児玉作左衛門 古屋芳雄  
今 裕 高橋信吉 林 春雄  
山崎春雄

幹事 波多野貞夫臨時出席

##### 第3. 経過

昭和10年1月21日午后3時委員長永井潜司会ノ下ニ開会シ、事業報告ヲナシ、次テ本年度調査準備ニ関スル協議ヲ行ヒ、最後ニ各委員ヨリ、順次ニ昨年度調査成績ノ概要ヲ述べ、之ニ關シテ意見ヲ交換シ、午后9時30分閉会ス。

- (1) 委員長ヨリ前回会議以後ノ処理事項ニ就キテ、次記ノ報告アリ。
  - (ア) 戸口調査大半完了セルヲ以テ、道庁ヲ経テ、調査ヲ嘱託セシ人々ニ謝意ヲ表スペク、礼状ニ記念品（木杯）ヲ添附シテ発送セシコト。
  - (イ) 右戸口調査表ハ、三通調製シ、一ハ委員長ノ手許ニ、一ハ委員井上善十郎ノ手許ニ、一ハ北海道庁ニ保管スルコトトセルコト。
  - (ウ) 各委員ニ於テ購入セシ機械、器具、図書等ハ、調査完了ノ上ハ、之ヲ関係学校若クハ学術振興会へ移管スルコト。
  - (エ) 準備金中ヨリ、285円ヲ振興会ニ返納セシコト。
- (2) 委員越智貞見ヨリ、調査地ニテ診療ヲ受ケシ「アイヌ」ガ、札幌ニ来リ北大附属病院ニ入院ヲ乞フ者アリ、病院ニ於テ施療ノ「ベッド」満チ居ル時ハ、之ヲ如何ニスベキヤニ就キテ申出アリ、結局、斯ル場合ハ道庁ニ費用ノ援助ヲ乞フコトニ努力スベキコトニ決シ、委員今裕主トシテ之ニ当リ、尚本道長官上京ノ機会ニ於テ、委員長ヨリ、長官ノ諒解ヲ得ベク力ムルコトトナレリ。
- (3) 「アイヌ」ノ遺骨発掘ガ、アイヌ統治政策ニ妨ガナストノ理由ヲ以テ、昭和9年10月

19日ヲ以テ、人骨発掘ニ関スル庁令ヲ公布セリ。勿論或ル程度ノ取締ヲナスハ、必要ノコトナランモ、余リニ之ニ拘泥シテ、学術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様、道長官ノ了解ヲ求メタキ旨、委員児玉作左衛門ヨリ発議アリ。之ヲ可決シ、委員長及委員今裕等之ニ当ルコトトセリ。

(4) 昭和10年度調査ノ準備中時處ノ選定ニ關シテ準備委員タル委員山崎春雄ヨリ、次ノ報告アリタリ。

(ア) 浦河支庁管内静内町附近ニハ8月中旬、昆布採取ノ為、「アイヌ」ノ壯年男女海岸ニ集來スルヲ以テ、此ノ機会ヲ利用シ、彼等ガ仕事ニ入ラザル直前ニ、調査ヲ行ヘバ、一挙ニ多人数ノ材料ヲ得ン。

(イ) 尚ホ之ニ先立チテ、室蘭白老地方ノ「アイヌ」調査ヲ遂行スルコトナシ、其ノ準備ニ關スル調査ヲ、山崎、井上、内村3委員ニ嘱託セリ。

(ウ) 調査期間ハ室蘭白老地方約2週間、静内地方約2週間ノ予定。

(5) 昭和10年度各部予算ハ、遅クモ2月末日迄ニ委員長ノ手許ニ提出スルコト。

(6) 解剖（山崎、児玉）、生理（永井）、生体測定（古屋）、病理（今）、精神（内村）、衛生（井上）、内科（有馬）、眼科（越智）、皮膚（高橋）ノ順序ヲ以テ9年度調査ノ概要ヲ述べ、各自意見ノ交換ヲ行ヒ、頗ル有益ナリキ。其ノ発表ハ他日ニ譲ラントス。

（以上）

「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（資料2-1）は、1935年1月21日に開催した第2回日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会の議事録である<sup>6</sup>。洋紙2枚（タイプ印字）よりなり、封筒に収められている。封筒の宛先は児玉作左衛門、差出人は日本学術振興会学術部（東京市麹町区虎ノ門文部省内）、消印は「10.4.15」とあり、1935年4月15日付消印の封書である。封筒余白には「会議記事」とゴム印が捺されている。日本学術振興会学術部は、「会議記事」（議事録）を、児玉作左衛門を含む日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会の全委員宛に送付したものと考えられる。

資料2-1によれば、1935年1月21日開催の第2回第8小（アイヌ）委員会において、児玉作左衛門は「「アイヌ」ノ遺骨発掘ガ、アイヌ統治政策ニ妨ラナストノ理由ヲ以テ」北海道庁が発した「人骨発掘ニ關スル庁令」（北海道庁令第八十三号「人骨発掘発見ニ關スル規程」1934年10月19日公布）について言及し、「勿論或ル程度ノ取締ヲナスハ、必要ノコトナランモ、余リニ之ニ拘泥シテ、学術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様、道長官ノ了解ヲ求メ」たいと発議し、「人骨発掘ニ關スル庁令」に対する方策をとるよう委員会に求めた。これを受け、委員会は、委員長である東京帝国大学医学部長永井潛と委員である北大医学部教授今裕が北海道庁長官に折衝すると決定した。

委員会が永井潛・今裕に託した北海道庁長官との折衝経緯を示す資料は見当たらない。しかしながら、北海道庁学務部長と北大医学部長との間で、後述する北海道庁学務部長宛て北海道帝国大学医学部長の依頼文書「北大医基秘第八五号」（1935年4月25日付／資料5-4）と、北海道庁学務部長からの応答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ關スル件」（1935年5月3日付／資料5-5）が取り交わされている。折衝結果は両文書として具現化したものと考えられる。

資料2-1には、「戸口調査」に関する記載があり、①戸口調査が「大半完了」したこと、②調査の嘱託者へ謝札を送付すること、③戸口調査表は委員長・井上善十郎委員・北海道庁がそれぞれ保管することと述べている。

この戸口調査に関する記述は、「[1934年度]<sup>7</sup> 各地調査ニ先チテ北海道庁ノ援助ニヨリ百数十名ノ人ヲ動員シテアイヌ戸口調査ヲ行ツタ」（『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第1回 昭和11年5月』）、「[1934・1935年度の] 戸口調査ニヨツテ得タ資料ヲ Vital statistic〔人口統計〕ノ見地カラ整理スル為メ、之レヲ理学博士寺尾新ニ依嘱スルコトシテ居ル」（同）との記述に照應している<sup>8</sup>。

1934・1935年度「戸口調査表」の所在は不詳である。寺尾新に依嘱する予定とある整理作業の結果は、実際に依嘱したかどうかも含めて不詳である。

なお、『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』には、「第3回調査地トシテ樺太ヲ選定シ、11年7月中旬ヨリ約2週間ヲ期間ト定メ、委員井上善十郎及ビ山崎春雄之レガ準備ニ任ジ、且ツ樺太庁豊原病院長九鬼左馬之助ニ準備ニ関スル事務ヲ嘱託シ、多蘭泊、野田、白浜、オタス、新間等ニ於ケル樺太アイヌ約4,000戸就イテ調査シ、資料ノ基本タルベキ戸口調査ニ基キ、夫々専門担当委員ニヨツテ調査研究ヲ進メタ」とあり、1936年7月中旬より樺太アイヌ約4,000戸に對して戸口調査を実施したと述べている<sup>9</sup>。

「樺太アイヌ約4,000戸就イテ調査」した1936年度の調査資料の所在も不詳である。

#### 【資料2-2】「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年度予算総額」

日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部  
昭和十年度予算総額 3324<sup>円</sup>.88

内訳

##### 人件費

##### 出張旅費

1. アイヌ遺骨発掘<sup>マツ</sup>ヲ北海道十勝帯広市及渡島森町方面ニ行フ予定。  
日数ハ最少限度20日間、発掘体数最少限度40体ノ予定。

教 授二名	金額
助教授一名	
講 師一名	
助 手二名	
各20日間 右手当	920 <sup>円</sup> .00
汽車賃	157.12

2. 胆振アイヌ生体測定並ニ撮影。

日数ハ約2週間、場所ハ胆振国虻田町（暫定的）トシテノ計算。

教 授一名	金額
助 手二名	
各2週間 右手当	308 <sup>円</sup> .00

汽車賃 27.76

祭祀料 A. 墓地発掘ノ際ニ遺族ニ贈呈	1体 20 <sup>円</sup> .00	金額 800 <sup>円</sup> .00
	40体分	

B. 尸体提供ノ際遺族ニ贈呈	1体 100 <sup>円</sup> .00	金額 500 <sup>円</sup> .00
	5体分	

人夫賃 遺骨発掘ノ際 2人20日間	52 <sup>円</sup> .00
-------------------	---------------------

##### 物件費

	単価	金額
発掘骨骼運賃 (40体分)	1.00	40.00
骨骼収容木箱 (40個)	2.50	100.00
発掘並ニ荷造材料（白布、綿、紐、新聞紙等）		20.00

写真材料		150.00
屍体運賃	(5体分)	50.00
		<u>250.00</u>
	合計	3324.88

「日本学術振興会第八小委員会（アイヌ研究）解剖学之部 昭和十年度予算総額」（資料2-2）は、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部の1935年度予算要求書である。洋紙2枚（ペン筆）よりなり、作成時日の記載はないが、資料2-1に「昭和10年度各部予算ハ、遅クモ2月末日迄ニ委員長ノ手許ニ提出スルコト」とあることから、資料2-2は1935年1月21日以降2月末日までの間に、「アイヌ綜合研究 解剖学部」を担当していた山崎春雄・児玉作左衛門が作成した1935年度予算案であると考えられる。

資料2-2で予算要求している計画は、①帯広市・森町方面においてアイヌ遺骨40体を発掘すること、②アイヌ屍体5体の提供を受けること、③胆振地方（暫定的な案として虻田町）においてアイヌ生体計測・写真撮影を行うことである。

資料2-2は、「遺族ニ贈呈」する「祭祀料」として、①墓地発掘の際には1体につき20円（40体分で計800円）、②屍体提供の際には1体につき100円（5体分で計500円）、総計1,300円を計上した。

### 【資料2-3】「実施方法詳記」

実施方法詳記			
第一 予算			
総額	3,210 <sup>4</sup> .00		
内訳			
物件費			
器具機械費		単価	金額
骨骼撮影用卓子	1台	50.00	50.00
骨骼収容木箱	30ヶ	3.00	90.00
材料及雑品費			
荷造及運賃			50.00
屍体運賃	5体分	50.00	250.00
防腐保存材料		10.00	50.00
薬品衛生材料			45.00
写真材料			150.00
出版費			300.00
諸雜費			5.00
人件費			
出張旅費			800.00
但シ教授	2名10日		
助教授	1名20日		
助手	2名20日		
祭祀料	墓地発掘ノ場合遺族ニ贈呈	20.00	500.00
	屍体提供ノ場合遺族ニ贈呈	<u>100.00</u>	500.00
臨時雇員費	1名1年		390.00
人夫費	30日	1.00	30.00
合計			3,210.00

## 第二 実施方法

### (一) 資料ノ蒐集

#### 骨骼ノ蒐集

北海道ノ土壤ハ概シテ酸性強ク、土中ニ於ケル骨質ノ保存ガ甚ダ不良デアル。之ガタメ荒廃セル墓地遺跡ノ如キハ対人的交渉ノ要ナク発掘容易ナルモ、吾人ノ目的ニ適フ材料ノ出土ハ全ク期待シ得ナイ。從来ノ経験ニヨレバ埋葬後15年以上ヲ経タルモノハ已ニ骨質ノ腐蝕甚シク、最早科学的研究対象トシテノ価値乏キヲ常トス。因テ埋葬時日明カナルモノヲ調査シ、其ノ遺族ヲ勧説シテ遺骸ヲ學術研究ノタメ本大学ニ寄贈セシムル方法ヲ撰ンデ居ル。

其結果ハ極メテ良好デアツテ毎ニ適確ニ完全骨骼ヲ収メ得。斯様ニシテ蒐集シタ我教室所蔵ノアイヌ人骨骼ハ總テ新鮮屍ヲ酒曝シタルモノニ比シテ決シテ遜色ヲ見ナイ。

總テ文書ニヨル交渉ハ不可能デアルカラ事毎ニ必ズ我々ガ現地ニ出張スル必要ガアリ然モ次ニ述ヘル様ナ理由デ意外ニ長時日ノ滞在ヲ余儀ナクセラル。即チアイヌ人ハ全部落民ノ相談ノ上デナクテハ、些事ト雖モ個人的ニハ決裁シ得ナイ習慣デアルカラ、況シヤ慣例習俗ヲ超越シタ墓地発掘ノ如キ重大事ハ一朝一夕ニ応諾ヲ決シ兼ヌル。酋長宅ニ催サレル相談会ハ一問一答実ニ時間ノ感念ヲ超越シタ悠長ナモノデアルガ我々ハ其席ニ列シテ連日徹宵辛俸強ク説得ニ努メルノデアル。

其ノ間或ハ診療ニ従事シ或ハ習慣ニ依ツテ饗應シ又ハ会合参加ノタメ生業ヲ休ムモノニハ然ル可キ手当ヲ支給スル場合モアル。

墓地発掘ニ応スル遺族ニハ祭祀料ヲ贈ルガ之ハ学内ニ於ケル解剖ノ場合ト敢テ異ルトコロハナイ。

発掘其ノモノハ天日ヲ覆フ丈余ノ雜草ト群ル蚊虻トノ苦闘デアルガ、之ハ必ズシモ吾人ノ苦痛トスルトコロデハナク、寧ロヨリ対ヘ難キハ非衛生極マル部落ニ滞在シ時間ヲ無視シタ会合ニ連り、共ニ焼酎ノ杯ヲ挙ゲナケレバナラヌ事ドモデアル。

#### 屍体ノ蒐集

アイヌ居住地ノ保導員（方面委員）ニ屍体寄贈ノ斡旋ヲ依頼シ置キ死者アル毎ニ直ニ現地ニ出張シ勧説得スルハ骨骼ノ場合ト同様デアルガ、其ノ経費ノ増加ハ当然デアル。祭祀料ニ關シテハ嘗テ結局不調ニ終リタルモ、白老部落ヨリ500円ヲ要求セラレタル経験アリ。此ノ場合モ決シテ個人的ノ要求デハナク、全部落民ノ相談ノ結果デアルカラシテ、日本人相手ノ場合ト余程趣ヲ異ニスル点ハ注意ヲ要スル。

#### 参考 昭和六年九月ニ行ヒタル骨骼蒐集旅行ノ摘要

経費総額 684<sup>円</sup>.00

##### 内訳

出張旅費手当	510 <sup>円</sup> .00
但シ 助教授（岡田）	
助手 2名	
期間 29日間	
行先 日高浦河町地方	
祭祀料 8人分	174 <sup>円</sup> .00
合計	684 <sup>円</sup> .00

浦河町ヲ中心トシタルアイヌ部落、様似、東幌別、向別、杵臼、荻伏、姉茶、野深等ヲ調査シ合計八体ノ完全骨骼ヲ得タリ其ノ間ノ荷造運搬、人夫賃等ノ諸経費ハ總テ旅費手当ヨ

- リ個人ノ支出トシタ。
- (二) 研究方法 省略
- (三) 業績出版 省略

「実施方法詳記」(資料2-3)は、作成者・作成時日の記載はないが、第8小(アイヌ)委員会解剖学部の1935年度予算要求書である資料2-2と内容が酷似している。日本学術振興会学術部第八常置委員会に資料2-2が検討に供された後のある段階を、資料2-3は示していると考えられる。

資料2-3は洋紙5枚(謄写版)からなり、1枚目の余白には「第8常置委員会援(2)25」と押印・記載(8と25はペン筆)がある。やや時期を下るが、日本学術振興会「一般援助補助用第1様式ノ1」(日本学術振興会編・発行『昭和十六年八月 日本学術振興会要覧』1941年、78頁)に「第 常置委員会援( )」とあることに鑑みれば、「第8常置委員会援(2)25」は、詳細は不明ながら日本学術振興会における書類整理上の区分である<sup>11</sup>。

資料2-3の要点は以下のようにまとめられる。

- ①アイヌ居住地(コタン)から墓地発掘・人骨收受の了解を得るには、現地に出向き意志決定過程に立ち合う必要があり、長時間要する。
- ②墓地発掘の場合には「祭祀料」を1体につき20円(25体分500円)、屍体提供の場合には1体につき100円(5体分500円)を遺族に贈呈する。遺族への「祭祀料」贈呈は「学内ニ於ケル解剖ノ場合」と同様の措置である。
- ③墓地発掘は、腐蝕が進んでいない埋葬後15年未満が望ましいため、埋葬時日・被埋葬者が明らかなアイヌ人骨を調査・発掘し、收受する。
- ④アイヌ居住地の保導員(方面委員)に屍体寄贈の斡旋を依頼し、死亡者ある毎に現地に赴き、遺族に懇請し、説得することとした。

児玉作左衛門等は、発掘・收受の対象となるアイヌ居住地に赴き、居住地のアイヌの「全部落民相談ノ上デナクテハ、些事ト雖モ個人的ニハ決裁シ得ナイ」長時間の意志決定過程に立ち合っている。児玉等は「一問一答実ニ時間ノ感念ヲ超越シタ悠長ナ」その過程に苛立つ本音を漏らしてはいるものの、実際には「辛棒強ク説得ニ努メル」と記している。発掘・收受の了解を得るに当たり、アイヌの伝統的合意形成のあり方に協調して進めようとする姿勢を示している。

この間、児玉等はアイヌに対して「饗応」を行うと記している。「焼酎」などの酒類を差し入れ、酒宴を開いたことを示している。しかし、「饗応」は児玉等側が一方的に催したものではなく、「習慣ニ依ツテ饗応シ」との表現から、アイヌ側の「習慣」に基づいた「饗応」と解するのが自然である。例えば、1878年8月に平取を訪れたイギリス人イザベラ・バードは、同地のアイヌについて「人をもてなすことはすべてのアイヌの「慣習」となっている。彼らは私の場合だけでなく客人はだれであれ迎え入れ、最善を尽くす。最上の座[横座]をあてがい、贈り物をし、帰っていく時には雑穀を蒸して作った団子[シト]を持たせるのである」<sup>12</sup>と記している。児玉等が記述した「饗応」は、差し入れを持ち来たった来訪者(児玉等)と、来訪者を迎えるもてなすアイヌ側の双方的な催しであったと推測できる。

このように児玉等が、アイヌ側の了解を得ることに腐心している理由は、発掘・收受する人骨の埋葬時日・被埋葬者の特定が必要であり、その特定には遺族の協力が不可欠なためである。研究遂行上、腐食が進行していない「完全ナル骨骼」を收受しようとしたのであり、換言すれば民族的出自が明らかな遺体を譲り受けようとしたのである。

1929~1933年当時の「学内ニ於ケル解剖ノ場合」の「祭祀料」は、篤志者の病理解剖・全身解剖ではそれぞれ15円以内・50円以内、官費入院患者の病理解剖・全身解剖ではそれぞれ10円以内・30円以内と定めていた<sup>13</sup>。児玉等による発掘・收受の際の「祭祀料」もこの「学内ニ於ケル解剖ノ場合」に準拠している。発掘・收受に伴う「祭祀料」の贈呈は、学内における病理解剖・全身解剖と同様に、

研究者の側からの研究協力・理解への誠意、死者・遺族への敬意と捉え得る。

「アイヌ綜合研究 解剖学部」が「アイヌ居住地ノ保導員」に依頼した斡旋の諸相は不詳だが、「アイヌ綜合研究 解剖学部」を担当した北大医学部と行政との接点の存在は看過し得ない。

資料2-3の文末に「参考」として付してある「昭和六年九月ニ行ヒタル骨骼蒐集旅行ノ摘要」には、1931年9月、「浦河町ヲ中心トシタルアイヌ部落、様似、東幌別、向別、杵臼、荻伏、姉茶、野深等ヲ調査シ合計八体ノ完全骨骼ヲ得」て、8人（8体）分の「祭祀料」174円を遺族に贈呈したと記述がある<sup>14</sup>。上記「摘要」は、文中に「助教授（岡田）」とあるように、岡田正夫（北大医学部解剖学第一講座助教授）等が1931年9月に行った浦河町方面におけるアイヌ人骨発掘・収受にもとづいている。「祭祀料」の内訳は不詳であるが、アイヌの「骨骼蒐集」には「祭祀料」、発掘・持ち運びに伴う様々な費用を含む多額の旅費手当が必要となることを実例として示している。

#### 【資料2-4】今裕「本年度予算配布」通知

拝啓

只今永井委員長ヨリ本年度予算配布左記ノ通り決定ノ旨申来り候ニ付此段御通知申上候尤モ現金配布ハ七月中旬ト申来り候ヘ共七月事業開始ノ班ニ差支候ニ付至急配布方重ネテ申遣ハシ置キ申候

六月二十七日

今 裕

殿

記

解剖（山崎、児玉）	1,800
精神（内村）	1,800
生体測定（古屋）	1,800
診療班（有馬）	1,800
病理（今）	1,500
生理（永井）	1,500
衛生（井上）	1,500
内科（有馬）	1,500
眼科（越智）	1,500
皮膚科（高橋）	1,500
準備金	1,800
計	16,500

今裕「本年度予算配布」通知（資料2-4）は、第8小（アイヌ）委員会の予算配当に関する通知文書である。資料2-4は洋紙1枚（謄写版）からなり、題名がないため、便宜上、上記名称を付した。発信者名は今裕（北大医学部教授）であり、受信者名は空欄だが、委員会委員を担った医学部教授の各自に配布したものと考えられる。

資料2-4には「永井委員長ヨリ本年度予算配布左記ノ通り決定ノ旨申来り候」とあるが、委員長永井潜からの通知文書は見当たらない。

資料2-4では予算配布総額が16,500円と記されており、下記に掲げる一覧表「特別及ビ小委員会並ニ物理探鉱試験所ノ一般」中の「アイヌ綜合研究」（1933～1937年度）予算の1935年度分合計金額が16,200円であることと近似している。資料2-4の作成時日は「六月二十七日」とあるのみだが、作成年は1935年であると推定できる。

1933年度	2,000円
1934年度	18,000円
1935年度	16,200円
1936年度	12,880円
1937年度	9,850円 <sup>15</sup>

「アイヌ綜合研究 解剖学部」の1935年度予算要求額は、先述した「実施方法詳記」(資料2-3)では3,210円であったが、資料2-4で措置された予算は1,800円(資料2-3計上予算案の約56%)であった。措置された予算にもとづく執行計画・決算は不詳である。

### 3 「日高十勝方面旧土人調査」(1935年調査)に関する資料

#### 【資料3】中野征紀・塩田勲「日高十勝方面旧土人調査報告書」

##### 日高十勝方面旧土人調査報告書

中野征紀

塩田勲

九月一日 日曜日 晴

札幌苗穂午前六時一分発、午後二時半三石にて汽車をバスに乗り換へ浦河に至る。途中山道は連日の雨の為に崖崩れあつて為に徒步連絡をなす。三時半様似着。

様似村長大石晃弘氏を訪門<sup>16</sup>し、村勢一覧表を貰ひ旧土人の状態等を聞く、左の如し。

年次	戸数	人口			計
		男	女	計	
昭和九年度	七七	一四九	一六六	三一五	

村長と共に墓地に赴く、旧土人の遺骨は三体らしく荒れ果てた跡を見るのみだつた。明日訪門予定の岡田村、二七村の3A(旧土人にして村会議員)、熊崎直平(元土人学校長)の両氏へ村長より照会状を書いて貰ふ 岩手旅館宿泊。

九月二日 月曜日 晴

岡田村へ赴く。丁度機悪しくアイノの小児が杏桃の中毒死を來した為その葬儀で村中の人々が集り大混雜らしく其処を素通りして熊崎氏を訪門したが同氏は案にたがはず葬儀に列してゐた。面会出来ないので近所の雜貨屋の老人に現在の墓地や往年の墓地の様子を聞き老人に案内して貰ふ。往年の墓地といふ所は現在は国有地となつて居り、アイノ特有の東西に亘る凹地を小路に面した所だけでも十五ヶ不確実の凹地五ヶ發見出来た。

帰途熊崎氏面会出来たが酔の為要領を得なかつた。熊崎氏の話によれば様似川口の丘に往年墓地のあつた由で其処も調査したが未詳であつた。それより幌泉に至り亀屋旅館に一泊。

九月三日 火曜日 晴

朝の散歩に四拾年前に幌泉へ来たと云ふ老人に新岸内には往年アイノの住んで居たと聞く、幌泉村長松浦作藏氏を役場に訪門する、同村登記所附近は古墳であつたと聞く。新岸内の様子等も聞けば村長は同地を案内して下され尚同地の3B氏をも照会して下さつた。

新岸内に3B氏を訪へば海焼けした顔に笑を堪へて「さうか、それならおらが小供の頃煙を起す時にシャリコンベ見たいなもんが出て来て、おらあ一南瓜だんべと思つて竹づぼや木のポンコささして遊んだでや。」との話、余等は喜んで同氏の云ふ其の地を案内して貰ふ。一ヶ所は同村3C氏所有の土地で襷が植はつて居り、確実な凹地十四ヶ發見、他の一ヶ所は3D

(旧土人) 所有の地で凹地四ヶ発見、そこでは手拭ひを裂き目標として置いた。土壤は酸性らしく三四拾年位を経過したらしい。

それより徒步で小越へ向けて出發した。

歌露にて 3E 氏訪門、同氏宅に使用人だつた旧土人を土葬してある由を聞く。焼別、オショロスケ、油駒等、石楠花で有名な部落を経小越の駅通一泊。

九月四日 水曜日 晴

小越村の 3F (旧土人) 氏訪門、小越よりエリモ岬へ行く途中の沢に往年の墓地があつたと聞いたが調査の結果は不確実であつた。

同じく徒步で桜の名所庶野に向け出發、途中アイノ沢、苦別を調査したが不詳

庶野の駅通、3G 氏宅に宿を取ることにした。夕食後同氏の話によれば、3H 氏が行路病の旧土人 (3I) を世話して 3H 氏の墓地に埋葬した由を承り同夜 3H 氏は余等の室をわざ～訪ねて下さつて明朝案内すると申して帰らる。

九月五日 木曜日 晴

3H 氏の案内で 3I の墓地へ出掛けた。3I ([3I の漢字名]) は\*\*\*年\*月\*\*日死亡の由。

バスにて広尾に向けて出發、途中猿留にて 3J 老人 (\* \* \*才) を訪ねて様子を聞いたが猿留には旧土人が居なかつたさうである。3K 方に泊る。

九月六日 金曜日 霧時々晴

広尾村長小崎栄吉氏訪門、佐野住職 3L、丸山公園の 3M 氏等を照会して貰ふ。上記諸氏を訪問したが皆不在。

余等は大丸山小丸山を調査したが不明であつた。同夜 3L 氏訪門して停車場への国道より海岸よりの一帯が古墳であると聞いたが、もう人家と道路と畠になつて居て不明であつた。

同夜も 3K 氏宅に宿泊。

九月七日 土曜日 晴

午前九時十五分の帶広行きの汽車で野塚に到る。村長照会の 3N 氏を訪門する。上野塚に墓地あると聞き、区長 3O 氏へも面会したく上野塚に赴く。同氏に土葬せる旧土人の骨格寄贈の運動を御願ひする。豊似の後藤郵便局長を訪ねたが不在。3P 氏方に宿泊。

九月八日 日曜日 晴

3P 氏と共に後藤郵便局長訪問。同氏の墓地だつたと聞き知れる所を見に行く。不確実だつた。

九月九日 月曜日 雨

終日雨天の為 為すことなく暮れる。

九月十日 火曜日 雨

雨の中を出掛け大樹に到る。村長中村佐久彌氏不在、書記に様子を聞く。\*月の末に死亡した俗称 3Q の骨格を寄贈して貰ふ様に相談したが遺族が其の後判明したことであつた。尚 3Q の戸籍に関しては次の様であつた。

本籍地 広尾郡大樹村大字歴舟村\*\*\*

戸主 無職

所在地 右同上

死亡者氏名並生年月日

[3Q の漢字名]

\* \* \* 年 \* 月 不詳

性 \* \*

死亡ノ時 \*\*\*年\*月\*\*\*日

埋葬 \*\*

葬儀者 3R

\*\*\*〔埋葬場所〕に調査に行きたかつたが雨の為に遂に断念して帯広に到る。3S氏宅に宿泊。

九月十一日 水曜日 晴

3S氏の照会で大津村尋常高等小学校長田村要一氏訪問、同氏の案内で大津村役場を訪問、村長不在、主席の方に様子を聞く。

十勝太辺りの有望な事を聞いた。

九月十二日 木曜日 晴

午前七時半の汽車で帰札の途に就く。午後四時十七分札幌駅着。

中野征紀・塩田勲「日高十勝方面旧土人調査報告書」(資料3)は、中野征紀・塩田勲が、9月1日に札幌を発ち、9月12日に帰札するまでの間、様似郡・幌泉郡・広尾郡内の各村においてアイヌ墓地・アイヌ墓を調査し、埋葬アイヌの所在を把握した際には北大への寄贈を働きかけたことを示した報告原稿である。

手稿である資料3は、北海道帝国大学医学部墨紙12枚(ペン筆)からなる。作成時の記載はないが、資料3に記載してある日付と曜日が、日本学術振興会「アイヌノ医学的民族生物学的研究」に北大医学部がかかわった1933~1937年度の間で1935年9月の暦と一致している。執筆者中野征紀・塩田勲は、ともに北大医学部解剖学第一講座助手である<sup>17</sup>。2人が「日高十勝方面旧土人調査」にしたがつたのは1935年9月であり、報告書作成は調査終了直後であろう。

しかしながら、1935年度研究調査報告書である日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第2回 昭和12年5月』は、「第2回調査」(1935年度)の項に、山崎春雄が近文において「生体測定並ニ撮影ヲ行ツタ」<sup>18</sup>と記すのみで、「日高十勝方面旧土人調査」への言及はない。日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』は、先述したように、山崎春雄の調査研究として「撮影ハ日高平取附近、石狩近文、胆振千歳、樺太各地、十勝帶広附近ナド」と記していた。日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第4回 13年度 昭和14年5月』においても同一の記述があるに過ぎない<sup>19</sup>。

管見の限り、資料3が刊行された形跡は見当たらない。資料3は、中野征紀・塩田勲が解剖学第一講座教授の山崎春雄に宛てた報告書と考えられる。

「アイヌ綜合研究 解剖学部」において、山崎春雄が担ったのは、先述したとおり、アイヌ民族の生体計測と写真にもとづく頭部計測にあった。にもかかわらず、資料3は、解剖学第一講座が解剖学第二講座の児玉作左衛門と同様に、アイヌ墓地・アイヌ墓を調査し、アイヌ人骨・遺体の収受を企図したこと示している。資料3が、解剖学第一講座のその後の調査研究にどのような意味をなしたのかは不詳である。

#### 4 「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」(1936年調査)に関する資料

##### 【資料4】山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」

###### 旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定

委員 山崎春雄

昭和十一年二月三日ヨリ十一日ニ於ケル〔至ル〕九日間ニ於テ委員外岡田助教授塩田中野両助手、旭川市郊外近文ニ於テ部落内旧土人ノ生体測定及ビ写真撮影ヲ行ヘリ 冬期ヲ撰ビタル

ハ独乙ニ注文シタル機械ノ到着ガ延引シタルト冬期間農閑及ヒ出稼ギ人ノ帰村セル時期ヲ以テ最モ調査ニ好都合ナルベキコトヲ考慮セルニ依ル

部落民ニ調査ノ趣意ヲ理解セシメナルヘク多数ノ參集ヲ得ルタメ予メ二回ニ亘リ近文ニ準備ノタメ出張シテ部落有志、旭川市当局ト懇談シ、酋長4A氏ノ住宅ノ一部ヲ借受ケ調査場ノ準備ヲナセリ

調査ヲナシ得タル個体数ハ左ノ如シ

総数 百八十六〔四〕例

内 男 成年 六十	八十二例
児童 二十二	

女 成年 七十七	百〇二例
児童 二十五	

〔以下片仮名ニセヨ〕因ニ近文部落の人口は男百三十七人女百五十五人総計二百九十二人にして其内幼児、老病者、若干の出稼人を除外する時は今回の調査は殆ど部落民の全部を網羅したものと云ひ得べし。

調査事項 人類学的計測及び精密なる写真撮影、頭部の精密なる生体測定と並用して正確なる三方面よりの写真撮影を各人に就き施行し約六百枚の撮影をなせり。其の目的の為めにライツ工場の製作に係る新製の二十センチ望遠レンズを使用し、四米の距離に於て撮影をなせり。

計測事項は目下整理中に属す。

尚此の期間中に今一ヶ所適當なる部落を撰びて同様の調査を実施する意向なり。

山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」（資料4）は、1936年2月3～11日に医学部解剖学第一講座が実施した、旭川市近文におけるアイヌの生体計測・写真撮影の報告原稿である。「委員 山崎春雄」とあるように、第8小（アイヌ）委員会による調査の一環である。資料4は、「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（資料1）と共通の方法による調査であった。

手稿である資料4は、北海道帝国大学医学部墨紙3枚（ペン筆）からなる。赤鉛筆で訂正指示（上記では〔 〕内の文字）がある。生体計測・写真撮影に関する山崎春雄の報告は、総字数210余字の「旭川市近文「アイヌ」部落ニ於ケル「アイヌ」人ノ生体計測」（「日本学術振興会第八小委員会研究発表」、『日本聯合衛生学会々誌』第8卷、1936年7月）<sup>20</sup>が従来判明していたほとんど唯一の文献であった。資料4と「旭川市近文「アイヌ」部落ニ於ケル「アイヌ」人ノ生体計測」とでは、題名・内容ともに酷似しているが、両者の関連は不詳である。

資料4には「計測事項は目下整理中に属す」とあるが、計測事項とその整理結果を示す資料は見当たらない。

資料4は「此の期間中に今一ヶ所適當なる部落を撰びて同様の調査を実施する意向」と旭川市近文以外の地域で調査をする意向を示しているものの、山崎春雄が撮影したネガフィルムをもとに作成した「表12 地域別生態撮影人数一覧」（『2013年報告書』25頁）によれば、1935年度に撮影したことを確認できるのは、1936年2月に旭川（近文）において撮影した事例のみである。

## 5 北海道庁警察部による児玉作左衛門取り調べ再考

「児玉家資料」には、児玉作左衛門と北海道庁令第八十三号「人骨發見發掘ニ關スル規程」（1934年10月19日公布）とのかかわりを示す以下のような資料が含まれている。

(1) 児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」

- (2) 「第8小(アイヌ調査)委員会第2回会議記事」(1935年1月21日) [資料2-1より一部再掲]
  - (3) 「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」[資料8-5の一部]
  - (4) 1935年4月25日付北海道庁学務部長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」
  - (5) 1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」(亥兵第三七四号)
- 順次内容を紹介する。

#### 【資料5-1】児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」

7月22日 第一 5A  
 7月23日 夜5B来、5Cニ200立替、安田銀行ヨリ取ル 松田費急 第二 5A  
 7月24日 礼 最初ノ日  
 7月25日 松田局長来ル 書類長官宛トセヨ、夜警察部長訪問  
 7月26日 書類提出 衛生課訪問、書類長官宛トセヨ、礼最後ノ日、暑キ日、松田、5D、青木八雲ヘ?  
 7月27日 伊藤夜立ツ、書類提出 衛生課訪問、青木氏八雲ヘ  
 7月28日 昼餐会出ナイ、夕 伊藤帰宅、雨  
 7月29日 午前、耳鼻科、午後 謠  
 7月30日 今、井上  
 7月31日 山崎  
 8月1日 5E訪問  
 8月2日 5Eヨリ電話、500、皆ニ分配 正宗来  
 8月3日 午後教授会、今氏宅  
 8月4日 Aino Leiche〔筆記体、アイヌの屍体〕午後山崎  
 8月5日 午後5Fト三越ニ行ク  
 8月6日 書類間ニ合ハナイ  
 8月7日 雨 道序 有馬夫婦来 出勤9.4  
 8月8日 木下、有馬、鈴木、5G来 5H 8.7  
 8月9日 昼下リ皮膚科5I 午後ヨリ診療、パン取寄せ 5J 5Iニ聞ク  
 8月10日 病院ニテ食事、木下Langham、夜出發  
 8月11日 八雲  
 8月13日 5K 北→南 243-4 墓 94. 95. 326-237  
 8月14日 ④

児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」(資料5-1)は、児玉作左衛門が当時使用していた懐中日記である。大部分は鉛筆書きによるメモランダムか空白だが、1934年7月22日～8月14日の欄には、児玉作左衛門と北海道庁警察部との関わりを示す記事があるため、上記に翻刻した。

資料5-1中で注目すべきは、「書類長官宛トセヨ 夜警察部長訪問」(7月25日)、「書類提出 衛生課訪問、書類長官宛トセヨ」(7月26日)、「書類提出 衛生課訪問」(7月27日)、「書類間ニ合ハナイ」(8月6日)、「道序」(8月7日)というように、北海道庁警察部とのかかわりを示している記事である。「警察部長」は北海道庁警察部長、「衛生課」は北海道庁警察部衛生課である。「衛生課」とあるのは、北海道庁警察部衛生課所掌事項に「墓地及火葬場ニ関スル事項」<sup>21</sup>が含まれていたからである。

資料5-1によって、児玉作左衛門が「[1934年5～7月の八雲町遊楽部における発掘が]新聞に大き

く報道されたので、道庁の刑事課から墓地発掘の件できびしい取調べをうけた<sup>22</sup>日を確認できる。

「書類長官宛トセヨ 夜警察部長訪問」（7月25日）との記述は、後述する「土地発掘承諾願」（資料6-3）の宛先にかかわっており、八雲遊楽部発掘に関する「きびしい取調べ」は既に済んでおり、発掘の事後承認段階へ移行していたことを示している。「書類提出」が散見されるのも、そのことを裏付けている。

「きびしい取調べ」を受けたのは、『小樽新聞』が「児玉作左衛門博士は八雲町ユウラップのアイヌ部落において百年乃至百数十年前の大古墳を発見し現在まで約五十数個のアイヌの骨格を発掘したがこれは学界における驚異的真に空前絶後ともいふべき大発見」と報じた1934年6月18日から7月25日までの間であろう。

念のために、北海道庁警察部刑事課は、アイヌ人骨を発掘・収受した児玉作左衛門を取り調べる権能を有していたことを確認する。

「犯罪ノ捜査及検挙ニ関スル事項」<sup>23</sup>を所掌していた北海道庁警察部刑事課は、児玉作左衛門の八雲町遊楽部における旧アイヌ墓地発掘について、①「刑法」第24章「札拝所及ヒ墳墓ニ関スル罪」中の第189条（墳墓ヲ発掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス）、②同第190条（死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス）、③同第191条（第百八十九条ノ罪ヲ犯シ死体、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス）<sup>24</sup>にもとづき、児玉作左衛門を取り調べたのである。

なお、資料5-1に記載がある人物は、「松田局長」は八雲郵便局長松田武策、「青木」は病理学第二講座助手青木徹、「鈴木」は病理学第一講座助手鈴木俊男、「正宗」は医化学講座教授正宗一、「伊藤」は解剖学第二講座講師伊藤昌一、「今」は病理学第一講座教授今裕、「井上」は衛生学講座教授井上善十郎、「山崎」は解剖学第一講座教授山崎春雄、「有馬」は内科学第一講座教授有馬英二、「木下」は病理学第二講座教授木下良順である<sup>25</sup>。「5A」「5B」「5D」「5E」「5G」「5H」「5I」「5J」は不詳である。

### 【資料5-2】「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）

〔資料2-1より一部再掲〕

「アイヌ」ノ遺骨発掘ガ、アイヌ統治政策ニ妨ヲナストノ理由ヲ以テ、昭和9年10月19日ヲ以テ、人骨発掘ニ關スル序令ヲ公布セリ。勿論或ル程度ノ取締ヲナスハ、必要ノコトナランモ、余リニ之ニ拘泥シテ、學術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様、道長官ノ了解ヲ求メタキ旨、委員児玉作左衛門ヨリ發議アリ。之ヲ可決シ、委員長及委員今裕等之ニ当ルコトセリ。

「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（資料2-1）は本稿7～9頁で先述したが、ここでは、行論の必要上「人骨発見発掘ニ關スル規程」にかかる箇所を、資料5-2として抜粋して上記に再掲した。

1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議において、「人骨発掘ニ關スル序令」の公布がアイヌ人骨発掘調査に「不便ヲ与フルコトナキ様」、北海道庁長官の了解を求めるよう児玉作左衛門が発議し、委員会は委員長永井潜と委員今裕とが北海道庁長官への折衝にあたることに決したとの趣旨である。

児玉作左衛門が「人骨発掘ニ關スル序令」と述べた「人骨発掘発見ニ關スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）を以下に掲げる。

#### 人骨発掘発見ニ關スル規程

第一条 古墳及墳墓以外ノ場所ニ於テ人骨ヲ発掘セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ長官ノ許可ヲ

受クベシ

一 目 的

二 場 所

三 月 日

四 人骨ノ処分方法

五 発掘地ノ所有者管理者又ハ占有者ノ承諾書

人骨ノ発掘ヲ終リタルトキハ遅滞ナク其ノ顛末ヲ長官ニ届出ヅベシ

第二条 古墳及墳墓以外ノ場所ニ於テ人骨ヲ発見シタルトキハ速ニ左ノ事項ヲ具シ長官ニ届出ヅベシ

一 発見ノ径路

二 月 日

三 所在地

四 現 状

前項第四号ノ現状ヲ変更シ又ハ人骨ヲ処分セントスルトキハ長官ノ許可ヲ受クベシ

第三条 本令ニ依リ提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ経由スベシ

第四条 第一条又ハ第二条ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス<sup>25</sup>

「人骨発掘発見ニ關スル規程」は、「古墳及墳墓以外ノ場所」における人骨発掘は、発掘地の所有者、管理者、または占有者の承諾書を添えて、人骨所在地所轄の警察署長を経由して届出し、北海道庁長官の許可を得ることと定めたのである。

児玉作左衛門が「〔警察部刑事課による取り調べ後に〕とうとう話合いがつき、新しく人骨発掘規定を作ってもらい、こんごの発掘は刑事課から許可を受けるということになって無事おさまった」<sup>27</sup>と1959年に回想しているのは、「人骨発掘発見ニ關スル規程」制定の趣旨・時系列にはほぼ沿っている。

一方、1934年10月19日公布同日に北海道庁学務部社寺兵事課は、「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」を発し、規程制定の趣旨を以下のように述べた。

古墳及墳墓の取締に関しては既に法令〔略〕の規定があり、手続を経ずして発掘等を為したる場合は、相当処罰を受くることとなつてゐるが、古墳及墳墓以外の場所（例へば古戦場の人骨又は祭祀、崇敬せざる遺骸埋葬の人骨を発掘する等）に於ける人骨の発掘及発見（例へば道路工事に際し人骨発見又は山中にて人骨を発見等）の場合に於ける取締規定は、未だ不備の為最近道内に於てアイヌの埋葬地を発掘する等の事態が発生し人道上默許し得ざるものありと認め、今回之が取締の為本規程を発布した次第である。

而して考古学上其の他特に必要なる場合に限り

一、日

二、場 所

三、月 日

四、人骨の処分方法

五、発掘地の所有者、管理者又は占有者の承諾書

等を具して出願せしめ、許可を得て始めて発掘を為し得ることとしたのである。而し乍ら本件許可は容易に詮議しない方針であるから、之が周知方を関係の向に於ては、機会毎に取計はれ度いと思ふ。尚発見に付ては左の事項即

一、発見の径路

二、月 日

三、所在地

四、現状

を届せしめ、又発見したる現状を変更（例へば位置の変更、損壊等）し又は人骨を処分（例へば譲渡、領得等）せんとするときは理由を具し出願せしめ、許可を受けしむることと以て史蹟資料の廃滅を防ぐと共に、一方犯罪捜査の一助たらしめ、以て社会の保安、風教及衛生上の保持に努むることとしたのである。

尚本令の効果を収めんが為に、拘留又は科料の罰則を附し本令違反者は容赦なく処断する心算であるから、過誤により処分を受くる者なき様本令の趣旨普及に付ては、官民有識者の御尽力を煩はし度いと思ふ<sup>28</sup>。

北海道庁学務部社寺兵事課は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」制定の理由は、「アイヌの埋葬地を発掘する等の事態が発生し人道上默許し得ざるものありと認め、今回之が取締の為」だとした。そのうえで、「考古学上其の他特に必要なる場合に限り」、発掘地の所有者、管理者、または占有者の承諾書を添えて、発掘の場所・月日・人骨の処分方法を出願して、北海道庁長官の許可を得た上で発掘が認められるが、「本件許可は容易に詮議しない方針」だと述べたのである。

「人骨発掘発見ニ関スル規程」は、発掘許可にかかる権能について、発掘出願の受付所掌を人骨所在地の所轄警察署長（北海道庁警察部）に、発掘許可権を北海道庁長官に与えたが、それ以外の事務分掌を明示していない。分掌が明示されていない学務部社寺兵事課が、「容易に詮議しない」とは強硬な意思の表明である<sup>29</sup>。

1934年10月28日付『東京朝日新聞』朝刊（北海樺太版）に載った児玉作左衛門の談話には、「道庁が人骨発掘規定を設定して現在の墓地に非ざる各地に散在するアイヌ人墳墓の乱掘を取締ることになつたことは感謝に堪へない」とあった。児玉作左衛門の念頭には、学務部社寺兵事課による「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」が存在していないかの如くであった。

「人骨発掘発見ニ関スル規程」は警察部刑事課との遣り取りを経て制定をみたと考えていた児玉作左衛門にとっては、学務部が「人骨発掘発見ニ関スル規程」を根拠に、発掘を制約することになるとは予想もしなかったであろう。1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議での児玉作左衛門による発議（資料5-2）は、学務部、とりわけ学務部社寺兵事課への対策を念頭に置いた発議であったと考えられる。

#### 【資料5-3】児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」〔資料8-5の一部〕

北海道庁ニ於テハ、アイヌノ墓ヲ冒瀆スルモノガアルトカ或ハアイヌノ骨ヲ外国ニ売リツケルモノガアルトカ云フコトガ屢々新聞紙上ニ出タノデ、〔1934年〕十月中旬令ヲ出シテアイヌ墳墓発掘禁止ノ府令ヲ出シマシタ。ソシテ之レヲ管理スル社寺兵事課長ハ、仮令大学ト雖モ之レヲ堀ラセナイ意向ナル旨発表シマシタ。所ガ折好クモ道庁ノ役人ノ異動ガアリマシテ、十二月ニ社寺兵事課長並ニ学務部長ノ更迭ヲ見マシタノデ、新学務部長ニ對シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタノデアリマスガ、現在デモ道庁内ニハマダ～反対論者ガアツテ油断ハ出来ナイ傾向デアリマス。本年〔1935年〕四月ニナツテ早速森町アイヌ5L氏ノ土地発掘願ヲ土地管理者ノ承諾願ト共ニ道庁ニ提出シマシタガ、漸クニシテ許可ノ指令ガ来マシタノデ森町ニ至リ七月十日ヨリ之ノ発掘ニ取りカ、リマシタ。

「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（資料5-3）は、北海道茅部郡森町における旧アイヌ墓地の発掘（1935年7月10日～17日）後に、児玉作左衛門が「人骨発掘発見ニ関スル規程」第1条第2項の

「人骨ノ発掘ヲ終リタルトキハ遲滞ナク其ノ顛末ヲ長官ニ届出ヅベシ」との定めに応すべく著した発掘経緯報告書の原稿の一部である。手稿である原稿全文は北海道帝国大学野紙4枚（ペン筆・鉛筆書き）からなり、作成時日・作成者名・題名の記載がないため、便宜上、上記名称を付した。資料5-3は野紙2枚目にあたる部分で、原稿全文については資料8-5で改めて後述する。

児玉作左衛門は、資料5-3で、①1934年10月に「アイヌ墳墓発堀禁止ノ序令」が発布され、②序令を「管理」する学務部社寺兵事課長が「仮令大学ト雖モ之レヲ堀ラセナイ意向ナル旨」と強硬な態度を発表したが、③同年12月に「社寺兵事課長並ニ学務部長」の更迭があり、④「新学務部長ニ対シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタ」と述べている。

児玉作左衛門は、先述した学務部社寺兵事課「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」（1934年10月19日付）を知り、(1)「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道序令第八十三号、1934年10月19日公布）を「アイヌ墳墓発堀禁止ノ序令」と受け止めざるを得ず、(2)同序令を所管する学務部社寺兵事課長が「大学と雖も発掘させない意向」を表明したと認識したのである。

学務部社寺兵事課長と学務部長の異動については、学務部社寺兵事課長には1934年12月24日付でそれまでの伊藤謹二に替わって、拓殖部殖民課長であった川上和吉が総務部庶務課長兼任で就き、学務部長には11月1日付でそれまでの後藤耕造に替わって、山梨県書記官であった長橋茂男が就いた<sup>30</sup>。11～12月に行われたこれらの異動を、児玉作左衛門は「折好クモ」と好機と捉えたのである。

「新学務部長ニ対シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタ」との記述は、1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議での児玉作左衛門による発議（資料5-2）が、曲折を経ながらも、学務部長への説得につながったことを示唆している。

【資料5-4】1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」

#### 北大医基秘第八五号

拝啓 此度北海道帝国大学医学部教授山崎春雄並に教授児玉作左衛門は日本学術振興会の第八小委員会委員に任命せられ「アイヌ」人の医学的民族生物学的研究の内その解剖学的並びに人類学的方面の研究の担当を命ぜられ候が「アイヌ」人の骨骼蒐集の目的の為北海道に於ける古墳並びに現在の墓地に非ざる国、町、村若くは個人の所有地内に於ける「アイヌ」人の埋葬個処を発堀致し当医学部に保存致し度き希望を有し候に付特別の御援助を与へられ度御願ひ申上候就ては甚だ御手数には候へ共今後道内各地方より先般（昭和九年十月十九日）公布の人骨発堀に関する序令に従つて埋葬個処発見の届け出である場合にはその趣当学部へ御通知賜はり度此段及御願候也猶発堀に関しては其都度貴府の関係課の御指令を仰ぎ度存候に付其の際には御便宜を御取計ひ被下様御願ひ申上候

昭和十年四月廿五日

北海道帝国大学医学部長

山上 熊郎 ㊞

北海道庁学務部長 長橋 茂男 殿

1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」（資料5-4）は、1935年4月25日、北大医学部が、北大医学部長（山上熊郎）名で北海道庁学務部長（長橋茂男）宛にアイヌ人骨収集への協力を求めて発した依頼文書の控えである。北海道帝国大学医学部用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外契印が上部余白に捺してある。後述の資料5-5（1935年5月3日付北海道庁学務部長からの応答文書）も枠外契印が上部余白に捺してあり、資料5-4の返信（控え）であったことがわかる。児玉作左衛門がこれら往復文書一組（一件書類）の控えを手元で保管していたことから、児玉作左衛門の要請に応じて北大医学部が控えを作成したこと

がうかがえる。

資料5-4は、日本学術振興会第8小（アイヌ）委員会委員の山崎春雄・児玉作左衛門両教授の「解剖学的並びに人類学的」方面の研究において、アイヌ人骨の発掘及び保存を希望しているため「特別の御援助」を与えられたく、①人骨発見届出があった場合には北大医学部にも通知して欲しいこと、②発掘に際してはその都度、道庁関係課の指令を仰ぐので便宜を図ってほしいことを、北大医学部長名で北海道庁学務部長宛てに依頼したことを示している。

1935年1月21日開催の第8小（アイヌ）委員会第2回会議の後、児玉作左衛門が、北海道庁学務部長あるいは学務部社寺兵事課長と折衝して、4月25日には学務部長の了解を既に内々に得ていたと考えられる。折衝の結果をふまえて、北大医学部が4月25日付で資料5-4を作成して、「人骨発掘発見ニ関スル規程」を所掌する学務部社寺兵事課に送付したと考えられる。

【資料5-5】1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」（亥兵第三七四号）

亥兵第三七四号

昭和十年五月三日

北海道庁 学務部長

北海道帝国大学医学部長殿

人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件

四月二十五日北大医基秘第八五号ヲ以テ御申越有之候標記ノ件ニ關シテハ人骨  
発見届出ノ都度御通知可致候

1935年5月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」（亥兵第三七四号）（資料5-5）は、資料5-4に対する北海道庁学務部長からの回答文書の控えである。北海道帝国大学医学部用紙1枚（タイプ印字）よりなり、枠外契印が上部余白に捺してある。

資料5-5で、北海道庁学務部長は「人骨発見届出ノ都度御通知可致」と、人骨発見届出があった場合には、その都度、北大医学部に通知することを了解した。

資料5-5にしたがえば、北大医学部解剖学第一講座・同第二講座は、北大医学部と北海道庁学務部との応答を経て、「古墳及墳墓以外ノ場所」のアイヌ人骨発見に関する届出があれば、その都度北海道庁学務部から通知を得る「援助」を受けることとなったのである。

## 6 八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」中には、児玉作左衛門が行った山越郡八雲町字遊楽部旧アイヌ墓地発掘（1934年5月18日～7月16日）にかかる下記の資料が含まれている。

- (1) 児玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」（1934年5～7月）
- (2) 1934年付児玉作左衛門宛て5K「土地発掘承諾書」
- (3) 1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」・1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」
- (4) 1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品発掘届」
- (5) 1934年7〔8〕月26〔6〕日付山越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨

及ビ副埋葬品〔埋蔵物〕発掘届」、及び別紙「副埋葬品目録」

- (6) 1934年8月6日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「発掘品目録」
  - (7) 1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「埋蔵物発掘届目次」
  - (8) 1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」
  - (10) 八雲町遊楽部在住者の戸籍・除籍に関する謄本5点
- 順次内容を紹介する。

#### 【資料6-1】児玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」(1934年5~7月)

児玉作左衛門旧蔵「南江堂書店製カレンダー」(資料6-1)は、児玉作左衛門が1934年当時使用していた小型カレンダー(両面印刷6枚)である。同カレンダーの5月~7月には、児玉作左衛門が行った八雲町遊楽部・森・長万部等の旧アイヌ墓地調査・発掘関連事項と参加者の氏名を、児玉自身がペンと鉛筆により書き込んである。5月~7月の書き込みは下記のとおりである(判読不能な箇所は□とした)。

		5月	6月	7月
日	月			
1日	火		金 運動会半日、午後長万部へ行ク	日 中ノ沢視察、共同墓地堀、帰宅
2日	水		土 朝伊藤来ル、5K氏牧場内発見	月 □□□□□來
3日	木		日 5K氏牧場内後整理、続発見	火
4日	金		月 森へ行キ堀宅	水
5日	土		火 国葬、札幌	木
6日	日		水 "	金 Gym. Operation
7日	月		木 "	土
8日	火	6A帰宅	金 私、八雲へ、児玉一人	日
9日	水		土 "、"、6B来ル	月
10日	木		日 "、"	火
11日	金		月 "、"	水 伊藤、堀田、渡辺、八雲へ
12日	土	八雲へ	火 "、"、井上君来ル、	木 "
13日	日	八雲試掘、函館へ	水 帰宅、雨、井上君ト共ニ帰ル	金 "
14日	月	帰宅	木 "	土 "
15日	火		金 "	日 リ夜八雲出発
16日	水		土 "	月 伊、松、渡朝堀学
17日	木		日 "	火
18日	金	八雲へ、伊藤、榊原、名取、児玉	月 "	水
19日	土	"、学友会	火 "	木
20日	日	名取午後帰宅、学友会	水 八雲へ①松田、児玉	金
21日	月	榊原帰宅	木 "	土
22日	火	三本杉搜索	金 "	日
23日	水	碑建立、午後帰宅	土 山崎、伊藤、来ル 帰リニ三本杉見ル	月
24日	木	札幌、文武会	日 晴、海二行ク、農場ヲ見ル、山崎夜出発	火
25日	金	伊藤、大場八雲行	月 晴、	水
26日	土	"	火 晴、朝新聞來ル、5K牧終ル	木
27日	日	"	水 長万部ニ来リ6Cト交渉、一体堀ル	金
28日	月	児玉八雲へ	木 長万部滞在、児玉、伊藤、松田	土
29日	火	午後大場帰宅	金 "	日
30日	水	午後伊藤帰宅、夕奥津内	土 "	月
31日	木	児玉八雲滞在、探卵場		火

資料6-1の書き込みの「児玉」は児玉作左衛門である。また、「八雲へ」(5月12日)、「中ノ沢視察」(7月1日)のように氏名の記載がない事項は、児玉作左衛門の行動である。「私」(6月8日~12日)は児玉作左衛門自身か、「私費」による八雲調査であろう。

「伊藤」・「伊」は伊藤昌一(医学部解剖学第二講座講師)、「榊原」は榊原徳太郎(医学部学生)、「名取」は名取武光(農学部助手)、「大場」は大場利夫(医学部解剖学第二講座雇)、「5K」は八雲町遊楽部在住者、「6B」は長万部村エカシケンル管理者、「井上」は井上善十郎(医学部衛生学講座教授)、「山崎」は山崎春雄(医学部解剖学第一講座教授)、「松田」は松田清二(医学部解剖学第二講座助手)、「松」は松田清二か松本健爾(医学部解剖学第二講座助手)のいずれか、「6C」は長万部村在住者、「渡」・「渡辺」は渡辺逸三(医学部解剖学第二講座助手)か渡辺左武郎(医学部学生)の

いずれか、「堀田」は堀田利園（医学部学生）である<sup>31</sup>。「朝新聞来ル」（6月26日）は新聞記者の取材であろう。「6A」は不詳である。

1934年5～7月の八雲町遊楽部における調査・発掘日程等について、資料6-1と論文「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」（児玉作左衛門、『北海道帝国大学医学部解剖学教室研究報告』第1輯、1936年11月）の当該箇所にかかる記述を〈 〉に摘記し、児玉作左衛門の行動を中心にたどれば下記のようになる。

5月12日～14日 児玉：八雲〔5月13日に試掘〕

《発掘に先き立つて余は打合せのため、昭和九年五月中旬八雲へ赴き、八雲中学校の松木〔光治〕教諭の案内で、ユウラップの現場を視察し、該地の所有者5K氏を訪問して、その発掘の快諾を得た。翌日6D氏裏の小丘の藪を伐採して試掘をした<sup>32</sup>》

5月18日～23日 児玉、伊藤、榎原、名取：八雲町〔5月23日に「碑建立〕

《一度帰つて色々準備をして、教室の伊藤講師及び農学部の名取助手等と共に、再び八雲に行つて発掘に取掛つた。……五月廿三日にアイヌ部落の関係者二十数名を招んで、イチャラパン（祖先崇拜の式）をして供養した<sup>33</sup>》

5月28日～6月1日 児玉等：八雲町・奥津内・長万部町

《五月の末からこの北墓地の藪の中の発掘を始めた。……最後の日午後は、八雲と山越の中間にある昔のアイヌ部落の跡である奥津内を視察した。……翌日長万部で下車して、こゝのアイヌ部落にあるエカシケンル（祖先の家）の管理者6B氏を訪問して、この地方のアイヌ墳墓遺跡のことを尋ねた。そして二人で、長万部の南方約一里半の所にあるワルイ川の岸にある、往時のワルイ・コタンの墳墓遺跡を視察した<sup>34</sup>》

なお、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（詳細は『2013年報告書』6頁を参照）には、「奥津内1」「昭和九年五月三十日八雲発掘ノ際掘レルモノ」とあり、児玉等は「奥津内を視察した」だけではなかった。

6月2日～4日 児玉等：八雲町・森町・落部村

《なほこの機会を利用して、附近の森町及落部のアイヌ部落の遺跡を視察した。……〔森町では旧アイヌ墓地の所有者5Lに〕会つて発掘のことを相談して見たが、即座に拒否されてしまつたので、また将来相談することにしやうと思って帰つた。〔落部村では〕6Eの浜側裏手の畠地の中に、アイヌの十三名の名が刻まれた石碑のある事を聞いたので、早速行つて写真を撮つた<sup>35</sup>》

6月8日～13日 児玉等：八雲町

《この場所〔私有地〕の発掘は六月中旬約一週間の予定で行はれる事になつた。……この場所の仕事の最中、吾々の学部の井上教授が視察に来られて手伝つて呉れた<sup>36</sup>》

6月20日～26日 児玉等：八雲町

《六月下旬〔私有地〕残の約半数を発掘することになつた。……終りに近い日、山崎教授が来て手伝つて呉れた。一日雨の日もあつたが、天幕を張り乍ら仕事をして到當終へてしまつた<sup>37</sup>》

6月27日～6月30日 児玉・伊藤等：長万部村〔6月27日に発掘〕

7月1日 児玉・伊藤等：長万部村大字中ノ沢〔7月1日に発掘〕

7月11日～7月15日 伊藤・渡辺等：八雲町、夜八雲町出發

《後廻しにして置いた北墓地南部のものを発掘するために七月中旬伊藤講師等と共に出掛けた。……今迄掘つた所を全部、地均しをして跡をきれいにして、最後の供養を済せて、ユウラップの地に別れを告げた<sup>38</sup>》

7月16日 伊藤・渡辺等帰学

上述のように、資料6-1の5月12日～14日の書き込みに、「昭和九年五月中旬八雲へ赴き、八雲中学

校の松木〔光治〕教諭の案内で、ユウラップの現場を視察し、該地の所有者5K氏を訪問して、その発掘の快諾を得た。翌日6D氏裏の小丘の藪を伐採して試掘をした」との論文の記述を重ねることで、「昭和九年五月中旬」が5月12日～14日であると確認できる。また、「松木光治」の介在は論文に記載がある一方で資料6-1には記載がないように、児玉作左衛門が資料6-1に記した氏名は、八雲町遊楽部の発掘にかかわった人々すべてではない。

とはいって、資料6-1の書き込み期間は、後述する児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」（資料6-6）が、発掘期間を「昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間」と記していることと符合している。換言すれば、資料6-1は、論文では漠然としか記していない八雲町遊楽部・長万部村における発掘時日を示している。

【資料6-2】1934年付児玉作左衛門宛て5K「土地発掘承諾書」

土地発掘承諾書

私儀

〔拙者儀〕山越郡八雲町字遊楽部浜ニ所有スル牧場内ニ於テ〔ケル貴下ノ〕学術研究ノ為メ  
〔ノ〕土地発掘スルコトニ對シ〔ニ闕シテ委細〕承諾致シ〔仕リ〕候〔猶ホ〕發掘品ハ全テ  
北海道帝国大学医学部解剖学教室ニ寄贈致ス可ク之ニ對シ何等報酬ハ申受ケマジク候

昭和九年 月 日

山越郡八雲町字遊楽部浜 5K

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門殿

1934年付児玉作左衛門宛て「土地発掘承諾書」（資料6-2）は、八雲町遊楽部旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Kから児玉作左衛門に宛てた形式で、①所有地内の発掘を承諾すること、②「発掘品」は北大医学部に寄贈すること、③「報酬」の受け取りは希望しないことを示した承諾書（ひな形）の下書きである。児玉作左衛門が、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者から、事前に承諾を得ていたことを証するための措置である。

資料6-2は和紙1枚よりなり、本文は墨筆で、取り消し線と加筆（上記では〔 〕内の文字）はペン書きである。成案、あるいは旧アイヌ墓地（私有地）の所有者が押捺した版は見当たらぬ、北海道庁に提出したのかも不詳である。

【資料6-3】1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」・1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」

土地発掘承諾願

私儀

山越郡八雲町大字八雲村字遊楽部〔＊＊＊＊＊〕＊＊内ノ町有地内ニ於テ学術研究ノ為メ左記  
御承諾相成度此段及御願候

記

一、土地発掘ニ闕スル件

一、発掘品ハ北海道帝国大学医学部へ寄贈ノ件

昭和九年五月十日

北海道帝国大学医学部教授

児玉作左衛門 印

山越郡八雲町長 内田文三郎殿

右承諾候也

但シ發堀ヲ了シタルトキハ速ニ原状ニ復セシムル事

昭和九年五〔八〕月拾〔九〕日

山越郡八雲町長 内田文三郎 印

資料6-3は和紙1枚よりなり、右側に①1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地發堀承諾願」、その左側に②1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」が続けて記してある文書である。

資料6-3では、5月10日付「土地發堀承諾願」の右下余白に、「受付第120号」・「9.8.19」・「八雲町役場」と円形スタンプの受付印・号数記載がある。スタンプに重ねて「代理宇部」なる印を捺してある。八雲町役場が、5月10日付「土地發堀承諾願」を8月19日付で収受した証である。

八雲町長による「承諾」は、最初は「昭和九年五月拾日」とあり、5月10日付であったが、「五」を「八」に「壹字訂正」(公印「北海道山越郡八雲町長印」捺印)して「八月」とし、「拾日」の間に「九」を書き入れて「拾九日」とし、8月19日付に改めてある。

児玉作左衛門は、5月18日～7月16日に行った發掘に先立って八雲町の承諾を得ていたことを証するために、發掘前に遡った日付の5月10日付で「土地發堀承諾願」を八雲町長宛てに申請したが、八雲町長は「土地發堀承諾願」を収受した8月19日に、同日付で「承諾」を発行したのである。

児玉作左衛門は、八雲町遊樂部で發掘を開始した1934年5月18日以前に、八雲町長から發掘の承諾を得ていたと証することはかなはず、事後に發掘の承諾を得るに至ったのである。

【資料6-4】1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品發堀届」

旧土人々骨及ビ副埋葬品發堀届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ5K氏私有牧場内並ニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百三十体及ビ副埋葬品別紙ノ通り發堀致シ候間該地形略図並ビニ副埋葬品目録相添ヘ此段御届申候

昭和九年七月廿六日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門 印

北海道庁警察部長 藤岡長敏殿

1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品發堀届」(資料6-4)は、和紙1枚(墨筆)よりなり、児玉の押印がある届出である。

資料6-4は、1934年5月18日～7月16日に八雲町遊樂部旧アイヌ墓地である牧場(私有地)と隣接する町有地から、①アイヌ人骨130体と副埋葬品を試掘したこと、②副埋葬品は別紙目録のとおりであることを、7月26日付で児玉作左衛門が北海道庁警察部長宛てに届け出たものである。内容から、次に述べる資料6-5と同時か、それ以前に作成されたものと考えられる。

【資料6-5】1934年7〔8〕月26〔6〕日付山越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品〔埋藏物〕發堀届」、及び別紙「副埋葬品目録」

旧土人々骨及ビ副埋葬品〔埋藏物〕發堀届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ 5K 氏私有牧場内並ニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百三十〔二十八〕体及ヒ副埋葬品別紙ノ通り發堀致シ候間該地形略図並ヒニ副埋葬〔發堀〕品目録相添ヘ此段御届申候  
昭和九年七〔八〕月廿六〔六〕日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門 印

山越郡八雲警察署長〔長官〕殿

《別紙》

副埋葬品目録

山越郡八雲町字遊樂部浜 5K 氏私有牧場内並ビニ町有地内ニ於テ發堀セル副埋葬品左ノ如シ

1 刀剣	三十本
2 マキリ	六十五本
3 タシロ	三一本
4 マレップ	四十二個
5 銛	二十二個
6 煙管	四十個
7 鉈	三十九本
8 鎌	五十七本
9 鋸	二個
10 玉（硝子、石）	五百三十個
耳輪	四十二個
11 鍋	三十四個
12 燐石	六十五個
燐金	四十三個
13 塗器類破片	三十一個

以上

1934年7〔8〕月26〔6〕日付山越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ヒ副埋葬品〔埋藏物〕發堀届」、及び別紙「副埋葬品目録」（資料6-5）は、和紙2枚からなる發堀届と添付目録である。「發堀届」には児玉の押印がある。

資料6-5は墨筆で書かれた後、鉛筆による取り消し線と加筆（上記では〔 〕内の文字）がある。資料6-5「發堀届」は、①題名が「旧土人々骨及ヒ副埋葬品」から「埋藏物」に、②アイヌ人骨数が130体から128体に、③日付が7月26日付から8月6日に、④宛先が八雲警察署長から北海道庁長官に修正されている。

資料5-1「ポケット日記」には、1934年7月25日の条に「松田局長来ル」・「夜警察部長訪問」、7月26日の条に「書類長官宛トセヨ」、7月27日の条に「書類提出 衛生課訪問」との記載がある。

「松田局長」は、1934年の八雲町遊樂部における発掘に際して、当初から児玉作左衛門と深い関わりがあった八雲郵便局長の松田武策であり、7月25日に児玉と面談を要する案件があったものと推測される<sup>39</sup>。7月27日に北海道庁警察部衛生課を児玉作左衛門が訪問したのは、衛生課所掌事項に「墓地及火葬場ニ関スル事項」<sup>40</sup>が含まれていたからである。書類を警察部衛生課へ提出したのか、衛生課に挨拶もしくは相談をするために行ったのか、詳細は不明である。

資料6-1と資料6-4・資料6-5を照合すると、①児玉作左衛門は7月26日付で「北海道庁警察部長」と「八雲警察署長」にそれぞれ宛てた「發堀届」（資料6-4、資料6-5）を作成したが、②北海道庁警察部長と7月25日に面談した後、7月26日に何れからか「發堀届」の宛先は「北海道庁長官」に変更

するよう指摘を受け、③資料6-5をもとに修正案を作成して、7月26日付「北海道庁長官」宛ての「発掘届」を7月27日に北海道庁へ提出したことがうかがえる。

児玉作左衛門は、上記の③7月26日付「北海道庁長官」宛ての「発掘届」を北海道庁へ提出した後、さらに、「埋蔵物発掘届」（後述する資料6-6、資料6-7）を作成するに至っている。

【資料6-6】1934年8月6日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙「発掘品目録」

### 埋蔵物発掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ5K氏私有牧場内並ヒニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百二十六体及ヒ副埋葬品別紙ノ通り発掘致シ候間該地形略図並ヒニ発掘品目録相添ヘ此段御届申候

昭和九年八月六日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門 ㊞

北海道庁長官 佐上信一殿

### 《別紙》

#### 発掘品目録

##### 一、品質

人骨	百二十六体	(内男五十二体 女五十五体 小兒十三体) 性不明六体、(不在葬三ハ算入セズ)
刀剣	三十本	
マキリ	六十五本	
タシロ	三十一本	
マレップ	四十二個	
鉛	二十二個	
煙管	四十個	
鉈	三十九本	
鎌	五十七本	
鉄	二個	
玉(硝子、石)	五百三十個	
耳輪	四十二個	
鍋	三十四個	
燧石	六十五個	
燧金	四十三個	
塗器類破片	三十一個	

##### 二、形状

人骨ハ概ね仰臥伸位ニシテ、灌木根並ニ雜草根ノ蕃殖著シク、従テ、種々ノ程度ニ腐蝕セラル。頭骨ハ概シテ低ク、前後ニ長ク、之ニ相当シ、額モ低ク、後方ニ傾ク。縫合ハ比較的簡單ナリ。顔面ハ割合ニ平ケ、眼窠ハ一般ニ甚ダ広シ。上肢ニテハ上膊骨比較的強大且ツ扁平單ナリ。三角筋粗糙著シク突出セリ。前膊ニテハ尺骨ノ弯曲ノ度強ク、尺骨橈骨共ニソノ骨間ニシテ突出セリ。下肢ニテハ大腿骨粗糙線著シク突出セリ。大体上三分ノ一ノ辺ニ於テ前後ニ櫛ハ著明ナリ。下脚ニテハ腓骨扁平ニシテ、稜著シク、脛骨ハ左右ニ扁平ニシテ、従テ前稜著シ扁平ナリ。下脚ニテハ腓骨扁平ニシテ、稜著シク、脛骨ハ左右ニ扁平ニシテ、従テ前稜著シ扁平ナリ。

ク銳ク、且ツ前方ニ向ツテ弯曲セリ。

刀剣類ハソノ鞘殆ンド全テ腐蝕シ僅ニソノ痕跡ヲ残存セル裝飾金具ヲ以テ認ムルノミ。刀身ハ長短種々差アレドモ何レモ腐蝕甚ダシ。マキリ、タシロ等モ同様ニ腐蝕セリ。マレップハソノ特異ノ鉤状ヲナセリ。鈎ハソノ骨部ヨク保存セラル。煙管ハ銅製ニシテ火皿特ニ大ニシテ金属部ハ比較的ヨク保タルルモ、中央ノ木部ハ腐蝕シテ残存セズ。鉈、鎌、鍊、鍋等ハ腐蝕甚シケレドモ、ソノ形状ハ何レモ現今使用セラルルモノト殆ド同様ナリ。玉ハ硝子製ノモノ多ク、時ニ石製ノモノモアリ、ソノ直径大ナルハ約三糧位ノモノヨリ小ナルハ直径三耗ノモノニ至ル種々ノ大サニシテ、球状ニテ中央部ニ之ヲ貫ク一孔アリ。コノ孔ニ紐ヲ通シ頸飾ナドトセルモノナラン。耳輪ハ概シテ銅製ノモノ多ク、円形ニシテ、時ニハ玉ヲ附セルモノアリ。燧石及燧金ハ往時用ヒラレタルト同様ノ形状ノモノナリ。塗器類トシテハ膳様ノモノ最モ多シ。之ハ現今一般ニ使用セラルルモノト殆ド同様ノ形ヲナシ、稍大ニシテ旧土人間ニテ所謂「イタンキ」ト称セラルルモノナラン。尚以上ノモノノ形状ヲ別紙写真トシテ添附セリ。

### 三、年月日

昭和九年五月十八日ヨリ全年七月十六日ニ至ル間

### 四、場所

山越郡八雲町字遊楽部浜 5K 氏私有牧場内及ビ之ニ隣接セル町有地内

### 五、考按

前記場所ノ内別紙地形見取略図第二図ノ場所ニ於テ、ソノ西方ヲ流ルル「トイタウシナイ」川ノ岸崩壊ノ際、偶々人骨ラシキモノ出デタリトノ報ニヨリ、之ノ場所ヲ視察セルニ、附近一帯ハ灌木ソノ他雜草繁茂セル荒地ニシテ、平常旧土人ニヨリ蘿芥棄場トシテ使用セラレ居ル場所ナリ。此処ニ、東西ニ長キ陷凹個所、ソノ長サ約一間、幅約二尺ノモノ十五個、規則正シク並列セラレアルヲ発見セリ。因リテコノ陷凹個所ヲ試堀セルニ、全テ砂地ニシテ、地下約一尺乃至三尺ニシテ草木根ト密ニ混ゼル人骨及ビソノ副埋葬品ヲ見出シタリ。ソノ際人骨ハ全テ頭部ヲ東方ニ、足部ヲ西方ニ向ケタル仰臥伸位ニシテ、稀ニ伏臥位又ハ屈位ノモノアリ。ソノ副埋葬品ハ左或ヒハ右側、又ハ体上部ニ散在セラレタリ。男ニテハ刀剣、マキリ、タシロ、マレップ、鉈、等、女ニテハ、鎌、鍋、玉等アリ、煙管、耳輪、燧石、燧金、塗器類ハ男女共何レニモ発見セラレタリ。次イデ、コノ場所ノ南方ニアル放牧地（地形見取略図第三図）内ヲ検セルニ、コノ場所ハ數年以前畑トシテ耕作中、人骨ラシキモノ屢々出デタル所ニシテ、ソノ附近ハ牛馬ヲ放牧シ居ル場所ナリ。地表ニハ何等陷凹ヲ認メザリシモ、処々試堀セルニ、此処ニ於テモ前記個所同様ニ六十三個ノ埋葬個所ヲ発見シ人骨及其ノ副埋葬品ヲ地下約一尺乃至三尺ノ所ニ見出セリ。コノ場所ハ既ニ耕作セラレタル等ノ事情ニヨリ、埋藏物ハ概シテ混乱セラレタルモノ多シ。

右ニ記セル 5K 氏私有地ヨリ北方ニテ、之ト道路ヲ以テ境セラレタル町有地内ニ現火葬場ノ東方ニアル小高キ丘（地形見取略図第四図及第五図）ニ於テ、前ニ発見セルト同様ナル東西ニ長キ陷凹個所ヲ五十個発見セリ。此場所ハ丈約四尺ノ灌木及ビ筍ソノ他雜草ノ繁茂セル所ニシテ、平常何等使用セズシテ放置セラレ居レリ。因リテ、此場所ノ灌木、筍等ヲ刈リ払ヒ、然ル後試堀セルニ前記二個所ト同様ニ、地下約一尺乃至三尺ノ深サニ、人骨及ビソノ副埋葬品ヲ見出セリ。

以上ノ発堀セル前記人骨及ビソノ副埋葬品ノ腐蝕程度等ヨリ考フルニ、之等ハ少クトモ百年以上ヲ経過セルモノニシテ、大体百年乃至百五十年程以前ノ旧土人ノ遺跡タリシコトヲ推定セリ。

(資料6-6) は、「埋蔵物発掘届」が和紙1枚(墨筆)、「発掘品目録」が和紙4枚(墨筆・ペン筆)よりなる。「埋蔵物発掘届」には児玉の押印がある。

資料6-5との大きな違いは、「埋蔵物発掘届」については①題名が「埋蔵物発掘届」に、②アイヌ人骨数が128体から126体に、③日付が1934年8月6付に、④宛先が「北海道庁長官」宛てに改まり、別紙「目録」については⑤題名が「発掘品目録」に改まり、⑥内容が和紙1枚から4枚分に増補されたこと、⑦アイヌ人骨数の内訳を記述したことである。

②の人骨数を変更したのは、別紙「発掘品目録」から、「不在葬」(墓坑に人骨がない場合)2体分を除外したためとわかる。なお、「発掘品目録」から「不在葬」の記述を削除した取り消し線はペン書きで、「埋蔵物発掘届」・「発掘品目録」ともに人骨数「百二十六」体は墨筆で太字となっている。

上記「埋蔵物発掘届」には、発掘副葬品形状写真(副葬品・発掘頭蓋骨各一葉)の添附がある。  
「発掘品目録」中に記述がある「地形見取略図」は添附されていない<sup>11</sup>。

【資料6-7】1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」、及び別紙  
「埋蔵物発掘届目次」

埋蔵物発掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡八雲町字遊樂部浜ニ於テ5K氏私有牧場内  
並ヒニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ旧土人遺跡研究ノ為試堀ノ際人骨百二十六体及ヒ副埋葬品  
別紙ノ通り発掘致シ候間該地形略図並ヒニ発掘品目録相添ヘ此段御届申候

昭和九年八月 日

北海道帝国大学教授 児玉作左衛門

北海道長官 佐上信一殿

《別紙》

埋蔵物発掘届目次

一、発掘品目録

一、品 質

二、形 状

三、年月日

四、場 所

五、考 按

二、第一図 山越郡八雲町字遊樂部浜地形見取略図

第二図 5K氏私有牧場附近地形見取略図 一

第三図 全 二

第四図 八雲町有地附近地形見取略図 一

第五図 全 二

三、副埋葬品写真

1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」及び別紙「埋蔵物発掘届目次」(資料6-7) は、和紙2枚(墨筆)よりなる。児玉の押印がなく、日付を1934年8月付で作り直した「埋蔵物発掘届」のひな形(下書き)と、その別紙目録の目次である。

資料5-1「ポケット日記」には、1934年8月6日の条に「書類間ニ合ハナイ」、8月7日の条に「道  
府」などと記述がある。8月6日付の書類(資料6-6)を作成したが、不備があったのか「書類間ニ合ハ

ナイ」という事態に陥り、翌7日に北海道庁に出向いて指示を仰いだものと考えられる。

資料6-3で、①1934年5月10日付八雲町長宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」を八雲町が8月19日付で受理していること、②8月19日付で児玉作左衛門宛てに八雲町長が「承諾」を与えていることから、発掘地のひとつである「町有地」の所有者（八雲町）の承諾書が8月6日時点で欠けていたことがわかる。北海道庁は、その不備を指摘したと考えられる。資料6-7（1934年8月付）は、8月7日以降に、児玉が書類の再提出を目指して、作り直したものであろう。

北海道庁警察部は、発掘地の所有者（私有地所有者、八雲町長）の承諾を事前に得た証拠を示すよう求め、児玉作左衛門はそれに応じようとした。児玉作左衛門は、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者から「発掘の快諾」を得るとともに、旧アイヌ墓地（町有地）の発掘についても「町役場の諒解」を得たと論文で述べている<sup>42</sup>が、「埋蔵物発掘届」にかかわる一連の全書類を揃えることができたのは、八雲町長が「承諾」を発行した1934年8月19日以降であった。

#### 【資料6-8】1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」

領収証

一金 貳百円也

但六月十四日八雲町ニアイヌ骨格蒐集祭祀料トシテ立替シ金額二百円也正ニ受取候也  
昭和九年十月四日

医学部会計係印 [関口]

解剖学教室

児玉教授殿

1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領収証」（資料6-8）は、八雲町旧アイヌ墓地発掘にかかわって、「祭祀料」を支出したことを示した領収証である。北海道帝国大学医学部野紙1枚（ペン筆）よりなる。

「領収証」は、1934年6月14日に医学部が校費をもって児玉作左衛門に立て替えた「祭祀料」200円を、同年10月4日に児玉作左衛門から医学部会計係に納めたことを示している。

資料2-4（6月27日付予算配当の通知）で、日本学術振興会からの調査研究費は1935年7月中旬の配布（入金）見込みであったから、6月13日八雲から帰郷した児玉作左衛門には日本学術振興会からの予算（調査研究費）が未着であった。6月20日に八雲町を再訪するにあたり、児玉作左衛門は医学部に「祭祀料」200円の立て替えを依頼し、6月14日に受領したと考えられる。10月4日に医学部へ返納した200円は、日本学術振興会からの予算（調査研究費）で充当したと考えられる。

資料6-8にしたがえば、「祭祀料」支出先は八雲町であるが、その明細を示す資料は見当たらない。

#### 【資料6-9】八雲町遊楽部在住者の戸籍・除籍謄本

児玉作左衛門は、八雲町遊楽部での発掘中の1934年6月から翌年10月にかけて、以下のように八雲町遊楽部のアイヌ住民の戸籍謄本・除籍謄本を取得していた<sup>43</sup>。

- ①「6F戸籍謄本」（1934年6月13日取得）
- ②「6G除籍謄本」（1934年6月13日取得）
- ③「6H除籍謄本」（1934年6月13日取得）
- ④「6I戸籍謄本」（1935年10月4日取得）
- ⑤「6D戸籍謄本」（1935年10月4日取得）

児玉作左衛門は、発掘調査実施地域のアイヌ人口に言及した最も詳しい論文である「八雲遊楽部に

於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」において、1934年5月25日現在の八雲町遊楽部の「土人家族の戸口調査」によれば、戸数は18戸、人口は84人であり、その内和人は20人（男13人、女7人）と述べている<sup>44</sup>。

また、家族毎に氏名・家族関係・年齢・民族的出自（「土人」、「混血」）を記してある「八雲遊楽部土人名簿 昭和九年五月調」<sup>45</sup>によれば、アイヌは22人（男8人、女14人）、「混血者」は42人（男21人、女21人）である。

児玉作左衛門は、「現在ユウラップに住むアイヌの中で最故老は、6D氏の母6Jであつて、アイヌ名を〔6Jのアイヌ名〕と云ひ\*\*\*年生れでその当時（昭和九年）\*\*\*歳と称せらるゝもの」と論文中に述べている。「6I戸籍謄本」に6Iの祖母にあたる6Jの生年月日があることと、「6H除籍謄本」によって、児玉作左衛門は、八雲町遊楽部のアイヌ住民の歴史を享和3年（1803年）まで遡ることができた。

児玉作左衛門は、戸籍・除籍謄本を参照しながら、現存者から旧アイヌ墓地の被埋葬者と現存者の関わりを聞き取って、被埋葬者の氏名・生没年等を確認し、あわせて「純粹」なアイヌ民族を個々に特定するための作業を行ったと考えられる。

しかしながら、この作業は極めて困難な課題であり、「戸口調査」と戸籍・除籍謄本による確認の域を出なかったことは、ある八雲町遊楽部在住者が以下のように語ったことからも窺い知ることができる。

八雲遊楽部5K牧場ニハ、昔サンナシノ樹繁茂セリ。コノ樹ハ人ノ高サ位ノ木ニシテ、枝ハ下ニハフ。コ、ニハ鍋ノ破片、徳利ノ破片等アリキ。コ、ニ死人ヲ運ンダ事ハ全然知ラナイ。墓標ハナカッタ。両親カラハ何モ聞カセラレナッカタト。

三本杉ノ南部ノ墓地ニ死人ヲ運ンダ事ハ知ラナイ。然シ年寄ハコ、ニ墓アレバ、入ルベカラズト云フ事ハ知ラセタ。極メテ幼少ノ折、ソコニ一二本ノ都婆ノ立テルハ見シ事アリシト<sup>46</sup>。

## 7 浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」中には、児玉作左衛門が行った十勝郡浦幌村愛牛の旧アイヌ墓地発掘（1934年10月27～31日）にかかる下記の資料が含まれている。

- (1) 1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」
- (2) 1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」
- (3) 1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」
- (4) 浦幌村愛牛在住者の戸籍・除籍に関する謄本6点

順次内容を紹介する。

### 【資料7-1】1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」

#### 承諾書

拙者儀左記ノ遺骨ヲ学術研究ノ為貴学部へ寄贈仕リ候間御発掘下サレ度右承諾仕リ候也

7A (印)

7B (印)

7C

昭和九年十月

北海道帝国大学医学部御中

1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て「承諾書」（資料7-1）は、遺骨の発掘並びに遺骨の寄贈について、北大医学部に宛てた3名連名による承諾書である。和紙1枚よりなり、本文部分が黒色インク、署名部分が青色インクのペン書きである。

「左記ノ遺骨」とあるが、具体的に記載した資料は見当たらない。また、署名者の住所は記載されていないが、7A・7Bの戸籍謄本<sup>47</sup>によれば、いずれも十勝郡浦幌村大字愛牛「字\*\*\*\*\*」である。如上の事情に照らせば、「承諾書」は、浦幌村大字愛牛「字\*\*\*\*\*」の旧アイヌ墓地における「発掘」と、発掘した「遺骨」の北大医学部への寄贈を承諾したものである。

なお、署名者のひとり7Bについて、『浦幌村史』は以下のように記している。

同地〔浦幌村大字愛牛字\*\*\*\*\*〕には古くからアイヌコタンがあつて、7B氏の記憶によれば、明治初年には約四十戸のアイヌ部落があつた。その主だつた人々には早期和人入植者は随分世話になつたものと云われる。又和人であつてアイヌの家に婿入りしたものも少なくなつた。……当村現存の最古者は恐らく7B氏であろう。同氏は現在七十八歳で、十歳の時旅来から現住所に移住し今日に至つている。……7B氏は一時馬を五十頭位飼育していたが、年々の不漁で段々に減じた。燃〔然〕しそれでも息子に嫁が來た二十年前（一九二九）位までは二十四頭飼つていた。その後不作水害で昔の梯が無くなつたということである。現住宅は明治三十一年（一八九八）に建てた。棟上げ八尺に土台付きであるが、度々の水害にもあつたが傾斜することはあつても倒壊することなく、堀〔掘〕立小屋は水で流されるものである。附近の人々は7B氏を呼ぶのに\*\*\*さんと通称しているが、\*\*\*とは平和を意味し、宝を持つ資格ある人と云う義で、謂ば人の頭に立つ資格のある人に対する敬称である<sup>48</sup>。

#### 【資料7-2】1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」

##### 承諾書

本村字\*\*\*\*\*ニ埋葬シアル旧土人ノ人骨發掘スルコトヲ承諾候也

昭和九年十月二十五日

十勝郡浦幌村長 高橋熊太郎 公印

1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」（資料7-2）は、浦幌村大字愛牛「字\*\*\*\*\*」に埋葬されたアイヌ人骨を発掘することに対する浦幌村長の承諾書である。資料7-2は十勝郡浦幌村野紙1枚（ペン筆、黒インク）からなる。

「承諾書」の宛先は記載されていないが、「本村字\*\*\*\*\*」は児玉作左衛門の発掘した旧アイヌ墓地の所在地である。児玉作左衛門が「承諾書」を手許に保管しており、この「承諾書」は浦幌村長宛て児玉作左衛門「発掘願」（未詳）に応じたものであり、浦幌村大字愛牛「字\*\*\*\*\*」の旧アイヌ墓地が浦幌村管理地であったことを示唆している。

#### 【資料7-3】1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「人骨發掘願」

##### 人骨發掘願

- 一、目的、 学術研究ノ為メ
- 二、場所、 北海道十勝郡浦幌村
- 三、月日、 昭和九年十月廿五日ヨリ三日間
- 四、骨ノ処分方法、北海道帝国大学医学部ニ保存
- 五、發掘地管理者ノ承諾書一通添附（別紙）

北海道帝国大学医学部  
教授 児玉作左衛門 ㊞

昭和九年十月廿五日  
北海道庁長官 佐上信一殿

1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」（資料7-3）は、1934年10月25～27日に浦幌村で人骨発掘を行うこと、発掘した人骨は北大医学部に保存することを出願した、北海道庁長官宛ての発掘願である。資料7-3は和紙1枚（墨筆）よりなり、[児玉]印の捺印がある。

資料7-3は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）の第一条に忠実にしたがって、児玉作左衛門が作成した発掘願であることがわかる。同規程第一条の5つの項目（①目的、②場所、③月日、④人骨の処分方法、⑤発掘地の所有者、管理者または占有者の承諾書）を列記し、「発掘地管理者ノ承諾書」を添えて整えてある。「承諾書」は、前述した資料7-2（1934年10月25日付浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」）を指すものと考えられる。

資料7-3の余白には、①「内」・「9.10.25」・「敬」とある丸いスタンプ、②「北海道庁池田警察署」・「9.10.26」・「衛第991号」とある丸いスタンプ、③「三浦」なる丸印が捺してある。

①は1934年10月25日付の受付印（収受印）と考えられるが、「内」・「敬」共に何の略であるか不詳である。②は北海道庁警察部池田警察署（中川郡池田町所在）の印で、資料7-3を1934年10月26日付で衛生課所管事項（墓地に関する事項等）の第991号（1934年度通し番号）として受理したこと示す印と考えられる。③は池田警察署長三浦敬吉<sup>49</sup>の捺印と考えられる。児玉作左衛門が提出した「人骨発掘願」は、北海道長官の許可を受けるべく、「人骨発掘発見ニ関スル規程」の第三条「本令ニ依リ提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ経由スベシ」に従って、浦幌村を所轄する池田警察署長に受理されたことを示している。

#### 【資料7-4】浦幌村愛牛在住者の戸籍・除籍謄本

児玉作左衛門は、浦幌村愛牛発掘前の1933年2月から翌年12月にかけて、以下のように浦幌村愛牛在住者の戸籍謄本・除籍謄本を取得していた。

- ①「7D 戸籍謄本」（1933年2月1日取得）
- ②「7A 戸籍謄本」（1934年11月1日取得、再掲）
- ③「7E 戸籍謄本」（1934年11月1日取得）
- ④「7B 戸籍謄本」（1934年11月1日取得、再掲）
- ⑤「7F 除籍謄本」（1934年11月1日取得）
- ⑥「7G 除籍謄本」（1934年12月26日取得）<sup>50</sup>

6点の戸籍謄本・除籍謄本からは、65人の人名・姻戚関係が判明する。

一方で、児玉作左衛門は、浦幌村愛牛在住者から、44人の現存者・故人の民族的出自、現存者ならびに現存者と被埋葬者との血縁・姻戚関係、被埋葬者の氏名・年齢・生没年・埋葬地等を聞き取り、「アイヌ聞書抄」として記録した<sup>51</sup>。戸籍謄本・除籍謄本は「アイヌ聞書抄」の裏付けとなった。

『2013年報告書』の巻末資料3「北海道帝国大学・北海道大学医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座収蔵アイヌ人骨一覧（2012年12月4日現在）」中、上記資料①～⑥と「アイヌ聞書抄」とを重ね合わせた結果、個人氏名を特定し得る被埋葬者は少なくとも13人を数えた。

また、「7B 戸籍謄本」によって、児玉作左衛門は、浦幌村愛牛「字＊＊＊＊＊」に在住するアイヌの歴史を、天保6年（1835年）まで遡ることができた。

## 8 森町における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」には、茅部郡森町私有地内の旧アイヌ墓地の発掘（1935年7月10日～17日）にかかる下記の資料が含まれている。

- (1) 森警察署長宛て北海道庁封筒
  - (2) 1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡
  - (3) 1935年5月29日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」
  - (4) 1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」
  - (5) 児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（再掲）
  - (6) 森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録
  - (7) 「墓地買入に関するメモランダム」
  - (8) 森町旧アイヌ墓地（私有地）所有者の戸籍謄本
- 順次内容を紹介する。

### 【資料8-1】森警察署長宛て北海道庁封筒

封緘印を捺してある封筒であり、宛先は「森警察署長殿」（墨筆）、差出人は「北海道庁」（活版印刷）である。切手・消印はない。封筒は開封された状態で、中は空であった。

森警察署所管の人骨所在地の人骨発掘並びに入骨保管に関連する何らかの文書を、北海道庁が森警察署長を通じて児玉作左衛門に手交したものと推測できる。森町もしくは落部村の旧アイヌ墓地発掘にかかる文書であった可能性が高い。

### 【資料8-2】1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡

拝啓残暑難去候折柄益々御清栄の段奉賀候

陳者今春先生御来処の際当部内旧土人5Lと同人所有に係る旧土人墳墓発堀の件に関し本月末日迄に右諾否の回答せられ度事御話合居候由本日本人より聞及候處本日同人より右応諾の旨先生宛回答致置候も尚一応右の趣小生よりも御通知なし置かれ度旨請來り候に就ては其の概略左に申上候

本人の申述にては墳墓発堀の法規的手続及御持運び以外の埋骨に関し新墓地買収費並に其の葬埋料等御含みの上にては何時にも可然差支無之左様御承知なし被下様との事に御座候

尚其の節は當役場に於ても出来得る限り便宜御助力可致筈に御座候間御遠慮なく御申出被下度申添置候

先は右御報知迄如斯御座候

末筆乍ら御自愛第一になし被下度願上候

勿々

八月廿七日

渡辺庄八拝

児玉作左衛門様<sup>32</sup>

1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡（資料8-2）は、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Lの意を受けて、森町役場の渡辺庄八が児玉作左衛門に宛てた書簡である。

資料8-2は、北海道茅部郡森町役場野紙3枚（ペン筆）からなり、宛先が「北海道帝国大学内 児

「玉作左衛門様」(ペン筆)、差出人が「北海道茅部郡森町役場 渡辺庄八拝」(氏名はペン筆、それ以外はゴム印)の封筒に納められている。封筒の消印は「9.8.27」、すなわち1934年8月27日である。封筒の表面の左側余白には「北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門」なるゴム印も捺してあることから、児玉作左衛門があらかじめ渡辺庄八に託した封筒と考えられる。託した経緯は不詳である。

資料8-2は、①「墳墓発掘の法規的手続」を踏まえること、②北大へ運ぶ以外の埋葬骨のための墓地買収費と葬埋料等の負担を条件に、所有地内旧アイヌ墓地の発掘に応諾するという土地所有者の意向を示している。のみならず、森町役場は土地所有者が示した条件を承知しており、発掘するならば約束履行を求めると言えた。そのうえで、「役場に於ても出来得る限り便宜御助力可致筈に御座候」と、役場としても全面的に協力すると記したのである。

資料8-2中の諸条件を児玉作左衛門が受け入れたことは、後述する「墓地買入メモランダム」(資料8-7)に、「墓地買入」・「墓標」等の費目額が記載であることから、明らかである。

【資料8-3】1935年5月29日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」

(森警察署経由)

文書課長閲了

亥兵第四三六号 指令

北海道帝国大学医学部長

山上熊郎

昭和十年五月十一日願人骨発掘並二人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件

許可ス但シ發掘ヲ終リタルトキハ其ノ旨届出ヅベシ

昭和十年五月二十九日

北海道庁長官 佐上信一 公印

1935年5月29日付北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」(資料8-3)は、「森警察署経由」とあるとおり、森警察署所轄の人骨所在地の発掘並びに人骨保管に対する北海道庁長官の許可指令書である。北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。

児玉作左衛門は1935年7月10日~17日に森町旧アイヌ墓地の発掘を行った。この許可指令書は、児玉作左衛門が森町旧アイヌ墓地の発掘に際して、「渡辺庄八書簡」が求めた「墳墓発掘の法規的手続」を踏み、北海道庁警察部がそれに応じて所定の許可手続きをとった証左である。

1935年5月11日付願は、北海道庁長官宛てに提出済みのため見当たらないが、後述する資料8-4がそのひな形であったと考えられる。

なお、資料8-3の宛先は「北海道帝国大学医学部長 山上熊郎」であることから、1935年5月11日付願は、児玉作左衛門が医学部長名で整えて、提出したことがわかる。

【資料8-4】1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」

人骨発掘ニ関スル許可願

一、発掘ノ目的

二、発掘ノ場所

三、発掘ノ年月日

四、人骨ノ処分方法

右之通人骨発掘致度候間御許可相成度別紙関係

書類(別紙関係書類ハ発掘地ノ所有者、管理者又ハ占

有者ノ承諾書添付ノコト) 添付此段相願候也

昭和十年五月 日

住 所

氏 名 印

北海道庁長官佐上信一殿

1935年5月付北海道庁長官佐上信一宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」(資料8-4)は、北海道庁署紙1枚にペン書きされた、人骨発掘許可願のひな形である。「別紙関係書類」の説明として、「(別紙関係書類ハ発掘地ノ所有者、管理者又ハ占有者ノ承諾書添付ノコト)」は朱筆で記されている。

「人骨発掘発見ニ関スル規程」(北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布)は、「古墳墳墓以外ノ場所」における人骨発掘は、人骨所在地所有者、管理者、または占有者の発掘承諾書を添えて人骨所在地所轄警察署長を経由して申請し、北海道庁長官の許可を得ることと定めていた。①資料8-4が1935年5月付で日付空欄のまま作成されていること、②森町旧アイヌ墓地の人骨発掘・保管に対する北海道庁長官の許可指令書(資料8-3)が1935年5月29日付で発行となっていること、③同許可指令書が1935年5月11日付願に対するものであったことを鑑みると、資料8-4は森町旧アイヌ墓地の人骨発掘・保管に関する願い出に際して、「人骨発掘発見ニ関スル規程」にもとづき、北海道庁が児玉作左衛門へ具体的に示した人骨発掘許可願のひな形であったことを示している。

#### 【資料8-5】児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」

昭和九年六月北海道茅部郡森町(函館ヲ去ル約五十哩急行ニテ一時間十分)アイヌ5L氏ヲ訪問シテ昔話シヲ聞イテキマシタガ、彼ノ現在二百坪許リノ花畠ノ中ニハ、イクツカノアイヌガ埋葬サレテキルコトヲ洩シタノデ、ソレヲ発掘シテ大学ニ保管スル様承諾セラレタキ旨ヲ申シ込ミマシタ。然シ乍ラ彼ハ之レヲ即座ニ拒絶シマシタシ、マタ私モ埋葬ノ個所ガワカラナイ故ニ二ツ三ツノ骨ヲ得ル為メニ、殊ニソレガ腐ツテ役ニ立タナイ時ニハ尚更ノコトデアリマスガ、二百坪全部ヲ掘リ返スコトハ、非常ニ費用ト時間ノ不経剤アルコトヲオソレタノテ深ク追求シマセンデシタ。

其後全年九月再ビ全氏ヲ訪問シタコロ、前回ヨリハ私ヲ幾分信用シタラシク色々ナコトヲ打チ明ケテ呉レマシタ。即チコニハ約二十人位ノアイヌノ骨ガ埋ツテ居リ殊ニ約四十年前ニ十七才デ死ンダ彼ノ長女8Aノ骨モ中ニ在ルコト等モワカリマシタ。ソコデ早速町役場デ戸籍謄本ヲ取ツテ調べテ見マスト、ソノ中ニハソノ長女8Aノ名ヲ見出スコトハ出来マセンデシタノデ非常ニ失望シマシタ。ガ然シ之ハ戸籍ノ誤リデアルカモシレマセンノデ、是非堀ツテ見タイト思ヒマシテ種々説得ノ結果、渋々承諾スルコト、ナリマシタ。其後北海道庁ニ於テハ、アイヌノ墓ヲ冒瀆スルモノガアルトカ或ハアイヌノ骨ヲ外国ニ売リツケルモノガアルトカ云フコトガ屢々新聞紙上ニ出タノデ、十月中旬令ヲ出シテアイヌ墳墓発掘禁止ノ序令ヲ出シマシタ。ソシテ之レヲ管理スル社寺兵事課長ハ、仮令大学ト雖モ之レヲ堀ラセナイ意向ナル旨発表シマシタ。所ガ折好クモ道庁ノ役人ノ異動ガアリマシテ、十二月ニ社寺兵事課長並ニ学務部長ノ更迭ヲ見マシタノデ、新学務部長ニ対シテ幾度カ説明懇願ヲナシテ、遂ニ彼ヲ説得スルニ成功シタノデアリマスガ、現在デモ道庁内ニハマダヘ反対論者ガアツテ油断ハ出来ナイ傾向デアリマス。本年四月ニナツテ早速森町アイヌ5L氏ノ土地発掘願ヲ土地管理者ノ承諾願ト共ニ道庁ニ提出シマシタガ、漸クニシテ許可ノ指令ガ来マシタノデ森町ニ至リ七月十日ヨリ之ノ発掘ニ取りカリマシタ。

##### (一) 埋葬状態

発掘地帯ハ三層トナツテ居リ上層一、二尺ハ黒土、中層ハ砂地三、四尺、乃至六、七尺位デア

り、下層ハ火山灰テ甚ダ硬イ。ソシテ骨ハコノ火山灰ノ直上ニアルヲ常トシ、浅キモノニテ四尺、深キモノハ六、七尺ニ及ンデ居ル。埋葬ハ全部屈葬デアリ棺ヲ有スルモノト有シナイモノガアル。マタ副葬品ハ極メテ尠イ。

八雲アイヌノ全部伸葬ニテ、頭ヲ東ニ向ケ副葬品ガ必ズアツタノニ比ベルト、僅カ三十埋シカ離レテキナイ両者ノ間ニ非常ナ差異ノアルノヲ認ムルモノデアルガ、コノ両町間ニハ昔山越内ト云フ関所ガアリ、ソレヨリ以南ヲ華邑ト称シテ函館奉行ノ直轄ノ下ニ在リ、又以北ヲ蝦夷ト称シテ統治外ニ置イタ事、並ビニアイヌ故老ノ言ヲ総合スルニ、森町ニ住ムアイヌハ可成和人的生活様式ヲトル事ヲ強ヒラレタモノデ、葬法モ之レニヨツタモノデアル事ガ推定サレル。

## (二) 大後頭孔切除

コ、ニ甚ダ興味深イ所見ガアル。即チコノ森町発掘アイヌ人ノ頭蓋骨ニハ大後頭孔切除ヲ一例モ見ル事ガ出来ナカツタ。之レハ明ラカニ埋葬ガ深イ為メニ之レヲ遂行スル事ガ出来ナカツタモノデアルコトガワカル。年代ノ比較的新シイ事ハ問題ニハナラナイ。何故カト云フニ、アイヌ式ノ浅イ埋葬法ヲ行フ地方デハ最近十數年前ニ葬ラレタモノニモ切除ヲ見ルカラデアル。マタコノ切除ハ、アル学者ノ唱フルガ如キ埋葬前ニ行ハレタモノデハナク全ク埋葬後ノ仕事デアル事モ明ラカデアル。ナホマタ和人ノ接触ノ多寡ガコノ問題ニ関係アリト云フ事モ否定シウルト思フ。

## (二) 英国領事発掘事件

次ニ本発掘ニ於テ特筆大書スペキハ慶応元年（一八六五年）ニコノ土地ニ起リシ國際的問題、即チ箱館駐在英國領事館員ノアイヌ墳墓発掘事件ニ對シテ、從来知ラレザリシ該墳墓現場ノ観察ヲモ得タル事ナリ。即チコノ墳墓ノ約中央ヨリ西ニ寄リタル場所ニ頭骨ナキ一体並ビニソノ附近ニ全体骨ヲ欠ク二個ノ墓ヲ見出シタリ。之等ノ三個ハ相接近シテ存在セリ。之等ハ明ラカニ盜マレタルモノナリ。然ルニ此処ヨリ約三間西北方ニ三個ノ頭蓋骨及ビ若干ノ軀幹骨相集合シテ出デタリ。之等ハ英本国ヨリ返却セルモノナランモ疑ハシキ点多クナホ今後ノ研究ニヨリテ明ラカニスルヲ得ベシト信ズ。

## (三) 頭蓋骨特徴

概ネ比較的純粹度高キアイヌ人ノ特徴ヲ具備ス。殊ニ後頭骨ノ筋附着起伏隆線ニ著明ナルモノヲ認ム。歯ヲ有スル頭蓋総数三十六個ノウチ齶歯ヲ有スルモノ十九個、即チ五二・七八%ニシテ八雲アイヌノ十八・一%ニ比シテ甚ダ多シ

第三後頭頸、口蓋隆起等八雲アイヌヨリハ少キモ日本人ヨリハ多シ

児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（資料8-5）は、北海道帝国大学黒紙4枚（ペン筆）からなる手稿であり、刊行された形跡は見当たらない。資料5-3で黒紙2枚目を翻刻したが、ここでは黒紙4枚の全文を上記におこした。

資料8-5によれば、森町旧アイヌ墓地発掘経緯は下記のようになろう。

- ①児玉作左衛門は、1934年6月に旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Lに会い所有地内旧アイヌ墓地発掘を要請して断られた。
- ②児玉作左衛門は、旧アイヌ墓地（私有地）所有者5Lと9月に再度面談し、「戸籍謄本」に死去した長女名の記載がないのは誤記であり、発掘して確認したいと説得し、5Lは「渋々承諾」した。
- ③北海道庁が府令「人骨発掘発見ニ關スル規程」（1934年10月）を施行して、発掘の行政的な手続きに大幅な変更がなされた。
- ④同規程により発掘の実施が困難な状況となったため、北海道庁に弾力的な運用を求めて働きかけ、認められた。
- ⑤1935年4月に旧アイヌ墓地の発掘願と旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Lの承諾書を北海

道庁へ提出した。

⑥北海道庁から発掘の許可指令を受け、1935年7月に発掘に取り掛かった。念のために、資料8-5と他の資料との平仄を確認する。

①は、資料6-1（「南江堂書店製カレンダー」1934年5～7月）の6月4日の欄に「森へ行キ帰宅」と記載があること、資料8-2（1934年8月27日付の森町役場渡辺庄八書簡）の「今春先生御来処」と記載があることに符合している。つまり、八雲町遊楽部での発掘にしたがっていた児玉作左衛門は、1934年6月4日に帰札の途次、森町に立ち寄り、土地所有者5Lに所有地内旧アイヌ墓地の発掘を要請して断られたのである。

②は、9月に土地所有者5Lとの再面談で謄本記載事項調査を以て発掘承諾を説得したとの謂であるが、5Lの「戸籍謄本」を取得した時期は1934年10月9日<sup>53</sup>であることに照らせば、時間の順序が整合せず、児玉作左衛門が資料8-5に記した経緯の記述に混乱があるので否めない。

むしろ、資料8-2を受け取った児玉作左衛門が、急遽9月に土地所有者5Lとの面談に臨み、所有地内の旧アイヌ墓地の発掘について了解を得、発掘に伴って必要となる改葬用墓地買収と葬埋料等の費用支出を行なうことになったと判断するのが至当である。

土地所有者5Lの対応が、当初の「即座ニ拒絶」から「渋々承諾」へと変化したのは、児玉作左衛門の「種々説得」に対しある程度の理解を示したということである。「種々説得」の内容は明らかではないが、発掘に伴う改葬・埋葬措置などの児玉の応対に誠意を認めたということと推測できる。

③④は、北海道庁令「人骨発掘発見ニ関スル規程」施行と、その運用基準としてアイヌ人骨発掘を「許可を得て始めて発掘を為し得ることとしたのである。而し乍ら本件許可は容易には詮議しない方針である」と規定した「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」（北海道庁学務部社寺兵事課、1934年10月19日）により、アイヌ人骨の発掘・收受全般が困難となり、延いては研究の継続が不可能になることを危惧して、児玉作左衛門が引き続き発掘・收受が可能となるような運用を北海道庁に求めたことを示す。

⑤⑥は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」施行を挟み、着手までに時間を要したもの、1935年5月11日付で人骨発掘許可願（資料8-3文中）を提出して、5月29日付で北海道庁長官から旧アイヌ墓地発掘の許可指令（資料8-3）を受け、7月に発掘に至ったことを示す。

#### 【資料8-6】森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録

森町旧アイヌ墓地発掘（1935年7月10日～17日）に際する金銭支出の記録（資料8-6）には、①「森町出張費」（洋紙1枚、黒ペン筆・朱色鉛筆、作成日・作成者の記載なし）、②「人夫雇用・賃金に関するメモランダム」（洋紙1枚、ペン筆、題名・作成日・作成者の記載なし）、③「人夫代」に係る1935年7月16日付「受領証」4枚（ペン筆、宛先の記載なし）のほか、森町の旅館・商店等の領收証6枚（1935年7月）がある。②は題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

①「森町出張費」の全文は下記のようである。

「森町出張費」の記載中、「児玉」は児玉作左衛門、「伊藤」は伊藤昌一（医学部解剖学第二講座講師）、「渡辺」は渡辺左武郎（同助手）、「榎原」は榎原徳太郎（同助手）、「半沢」は半澤信一（同助手）である。

「森町出張費」によれば、児玉作左衛門は、交通費・宿泊料に85円13銭、「人夫代」（旧墓地の発掘作業従事者の人件費）に23円、警察への果物に80銭、発掘した人骨を包み収める資材（サラシ・釘・箱・俵・古新聞等）の購入に7円98銭を費やした。その総額は、黒ペン筆では136円71銭とあるが、余白に朱色鉛筆で加筆された額は212円73銭に膨れ上がっている。増加した費用76円2銭の内訳につ

いて記載はないが、医学部へ持ち運ぶための費用に要したものと考えられる。

「森町出張費」中の7月16日の条に記載がある「人夫代 22.00」の内訳は、②「人夫雇用・賃金に関するメモランダム」、③「人夫代」に係る1935年7月16日付「受領証」4枚からわかる。②によれば、7月11日～16日の間に、旧墓地の発掘作業に雇用した「人夫」は4人（2人は5日分、2人は4日分）で、その賃金は1日1円20銭であった。5日分従事した2人には各6円、4日分従事した2人には各5円を払った。③1935年7月16日付「受領証」は、旧墓地の発掘作業に雇用した「人夫」4人がそれぞれ署名・押捺したものである。

森町出張費			
7月10日	児玉、伊藤、榎原、半沢汽車賃 (札幌→森)	12.56	総計 162.73
	茶、ペントウ	1.40	児玉立替 50.00
	ビール(1本)、豆	.50	<u>212.73</u>
11日	ビール(3本)、豆	1.07	
12日	菓子、松葉	.45	
13日	乾魚、釘、墨汁	.60	
	サラシ、毛布	1.15	
	人夫へ	1.00	
14日	小包糸	.25	
	榎原、半沢汽車賃(森→札幌)	7.00	
	渡辺汽車賃(札幌→森)	3.50	
15日	サラシ	.65	
	薬(5Lノ妻へ)	.38	
	餅米代	1.00	
16日	中川巡査へ果物	.80	
	人夫代	22.00	
	箱、空俵、古新聞紙代(坂元商店)	5.33	
	阿部旅館宿泊料	52.55	
17日	児玉、伊藤、渡辺汽車賃(森→札幌)	7.57	
	全(八雲→札幌急行券)	1.95	
外ニ	渡辺、榎原、半沢ニ小使錢トシテ(5円宛)	15.00	
	総計	<u>136.71</u>	
出張旅費トシテ支給サレシ額		伊藤 40.00 渡辺 30.00 榎原 30.00 計 <u>100.00</u>	不足額 <u>36円71銭</u> ハ教室費ヨリ立替

#### 【資料8-7】「墓地買入に関するメモランダム」

墓地買入	二等地	金五円
墓標		金二円七十銭
僧侶謝礼(三人)		金十円
花損料		金十円
供物		金一円九十三銭
餅米・米粉代		金一円七銭
供養花		金五十銭
諸雜費(5Lノ小使錢)		金五円

「墓地買入に関するメモランダム」(資料8-7)は、森町の旧アイヌ墓地(私有地)所有者の要請である「改葬」に関するメモ(洋紙1枚、ペン筆、題名・作成日・作成者の記載なし)である。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

資料8-2（1934年8月27日付の森町役場渡辺庄八書簡）に、「御持運び以外の埋骨に関し新墓地買収費並に其の葬埋料等」と記載があるように、森町の旧アイヌ墓地（私有地）所有者は、北大医学部で收受する以外の「埋骨」に対して改葬を行うこと、改葬に伴う「新墓地買収費」と「葬埋料等」を要請していた。資料8-7は、児玉作左衛門が、その要請に応じて、墓地買入費・墓標・供物など合計36円20銭を受け持ち、改葬にともなう儀式を仏式で執り行ったことを示唆している。

改葬した「埋骨」数と改葬先の墓地名に関する資料は、見当たらない。『森町史』には、森村の共同墓地である「森川墓地」は1880年に設置され、新たな共同墓地である「森墓地」（森町字上台町）は1927年から使用され、1951・52年頃に森川墓地は森墓地へ改葬となったとの記述がある<sup>54</sup>。それにしたがえば、森町旧アイヌ墓地の「埋骨」のうち、北大医学部で收受する以外の「埋骨」の改葬先は、共同墓地の森墓地である。

#### 【資料8-8】森町旧アイヌ墓地（私有地）所有者の戸籍謄本

先述したように、児玉作左衛門は、森町旧アイヌ墓地（私有地）所有者5Lの戸籍謄本（資料8-8）を1934年10月9日に取得した。また、児玉作左衛門は、発掘と併行して5Lから聞き取りを行い、森町に在住したアイヌとその親族である和人の計39人について、各種情報（氏名、民族的出自、生没年、姻戚関係、被埋葬者氏名、被埋葬者との続柄等）の提供を受けた<sup>55</sup>。

また、児玉作左衛門は、資料8-8によって、森町在住アイヌの歴史を文政12年（1829年）まで遡って把握した。

### 9 落部村における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」には、茅部郡落部村私有地内の旧アイヌ墓地発掘（1935年9月4日～10日）にかかる以下の資料が含まれている。

- (1) 1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」
- (2) 1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」
- (3) 1935年7月17日付9A「承諾書」
- (4) 1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎  
「人骨発掘許可願」
- (5) 「土地所有者9A及び所有地に関するメモランダム」
- (6) 1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官佐上信一  
「亥兵第七四二号 指令」
- (7) 「落部村メモランダム」
- (8) 1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・内訳別紙3枚
- (9) 1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」
- (10) 落部村在住者の戸籍・除籍謄本

順次内容を紹介する。

#### 【資料9-1】1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」

児玉作左衛門殿

茅部郡落部村長萬清治

昭和十年七月十七日

承諾書送付ノ件

御依頼有之候旧土人屍骸埋歿地發掘ニ關スル右土地所有者ノ承諾書

別紙ノ通り及送付候也

1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治「承諾書送付ノ件」(資料9-1)は、落部村村長が「旧土人屍骸埋歿地發掘ニ關スル右土地所有者ノ承諾書」、すなわち旧アイヌ墓地(私有地)所有者の「承諾書」を同封して、児玉作左衛門に送付することを伝えた、北海道茅部郡落部村役場郵紙1枚(ペン筆)からなる通知文書である。

文中「別紙ノ通り及送付候」と記してあるが、別紙の「承諾書」は見当たらない。しかし、資料9-3(「承諾書」の控え)において、その内容が確認できる。

文中「御依頼有之候」と記してあり、児玉作左衛門が1935年7月17日以前に、旧アイヌ墓地(私有地)所有者の承諾書の送付を落部村村長に依頼していたことが窺える。

#### 【資料9-2】1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」

1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」(資料9-2)は、消印が「10.7.17」すなわち1935年7月17日、宛先が「札幌市 北海道帝国大学内 児玉作左衛門殿」(ペン筆)、差出人は「北海道茅部郡落部村役場」(活版印刷)の封筒である。開封済みで中身は空である。

資料9-2は、資料9-1を同封していたと考えられる。

#### 【資料9-3】1935年7月17日付9A「承諾書」

##### 承諾書

拙者所 落部村字落部\*\*\*\*\*内ニ在ル旧土人屍骸埋歿地ヲ發掘スルコトヲ承諾候也  
昭和十年七月十七日

落部村字落部\*\*\*\*\*

9A ⑩

1935年7月17日付9A「承諾書」(資料9-3)は、「落部村字落部\*\*\*\*\*」にある旧アイヌ墓地の発掘について、旧アイヌ墓地(私有地)所有者9Aによる承諾書の控えである。北海道帝国大学医学部郵紙1枚(ペン筆)からなり、⑩は「印」を○で囲んだ手書き文字で押印ではない。資料9-3は、児玉作左衛門が自身の手許控えのために承諾書原本を筆写したものと考えられる。

児玉作左衛門は、1934年、八雲町遊楽部の旧アイヌ墓地発掘の帰途に、落部村に立ち寄り6E裏手の私有地内にある13人のアイヌ名を刻んだ石碑の写真を撮ったと述べている<sup>56</sup>。その折りに、私有地所有者の9Aと会って発掘を申し入れたとしても不自然ではない。

#### 【資料9-4】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎「人骨發堀許可願」

##### 人骨發堀許可願

一、發堀ノ目的 学術研究ノ為  
二、發堀ノ場所 北海道茅部郡落部村字落部\*\*\*\*\* 9A 所有畠地  
三、發堀ノ年月日 昭和十年 月 日  
四、人骨ノ処分方法 北海道帝国大学医学部ニ保存  
右之通人骨發堀致度候間御許可相成度別紙關係書類(發堀地所有者ノ承諾書)添付  
此段相願候也  
昭和十年八月 日

北海道帝国大学医学部長  
山上熊郎

北海道庁長官 佐上信一

1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て北海道帝国大学医学部長山上熊郎「人骨発掘許可願」（資料9-4）は、1935年に「落部村字落部\*\*\*\*\*」（9A所有地）内の人骨の発掘及び保管について、北海道庁長官宛てに願い出た、医学部長名の「人骨発掘許可願」の下書きである。

北海道帝国大学医学部野紙1枚（墨筆）からなり、1935年8月付で日付は空欄のままである。資料9-4は、落部村旧アイヌ墓地の人骨の発掘及び保管に関する願い出に際して、児玉作左衛門が作成した下書きであると考えられる。児玉作左衛門は、北海道庁が1935年5月付で示した人骨発掘許可願のひな形（資料8-4）と完全に一致した書式で、資料9-4を作成した。

資料9-4文中の「発掘地所有者ノ承諾書」は、資料9-2（「承諾書」の控え）の原本を指す。

#### 【資料9-5】「土地所有者9A及び所有地に関するメモランダム」

昭和十年八月十九日受付ノ人骨発掘許可願中ニ在ル発掘ノ場所ハ落部共同墓地ヨリ八十数丁離レ之トハ何等関係ナキモノニシテ落部市街地ノ人家ノ裏手ニ当リ現在耕作中ノモノニシテ之迄モ往々人骨或ハ金物類（マキリ、カマ等）ノ出デタルコトアリト伝ヘラレ旧土人ニ属スルモノナラント云ハル。ナホ該土地所有者9Aハ之ヲ憂ヒテソノ転葬ヲ希望セルモノナルガ若シ北海道帝国大学医学部ガ之ヲ学術研究ノ為メ発掘保存セラル、ナラバ甚ダ好都合ナリト云フ意向ヲ有シ居ルモノナリ。

「土地所有者9A及び所有地に関するメモランダム」（資料9-5）は、北海道帝国大学医学部野紙1枚（ペン筆、題名・日付・作成者名記載なし）のメモである。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

資料9-5文中には、「昭和十年八月十九日受付ノ人骨発掘許可願」とある。落部村旧アイヌ墓地の「人骨発掘許可願」は、資料9-4（1935年8月付「人骨発掘許可願」の下書き）の作成を経て、1935年8月19日付で北海道庁が受け付けたことを示している。

また、渡辺左武郎の「九月三日に発掘の許可が下りて、翌四日から発掘を開始」との記述<sup>57</sup>にしたがえば、北海道庁が8月19日付で受け付けた「人骨発掘許可願」に許可を与えたのは1935年9月3日である。これより、後述する資料9-6が、落部村旧アイヌ墓地の人骨の発掘及び保管に対する北海道庁長官からの許可指令書であることは疑いようがない。

#### 【資料9-6】1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」

（森警察署経由）

文書課長閲了

亥兵第七四二号 指令

北海道帝国大学医学部長

山上熊郎

昭和十年八月十九日願人骨発掘ノ件許可ス但シ左ノ通心得ベシ

昭和十年九月三日

北海道府長官 佐上信一 公印

記

# 一、発掘ヲ終リタルトキハ其ノ顛末ヲ届出ヅベシ

1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長山上熊郎宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」(資料9-6)は、1935年8月19日付で願い出た人骨発掘の件に対する、北海道庁長官から北大医学部長宛ての1935年9月3日付許可指令書である。資料9-6は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。

資料9-6は、森警察署を経由している。森警察署所轄の人骨所在地における発掘を認めた許可指令書である。資料9-3～資料9-5から、森警察署所轄の人骨所在地は、「落部村字落部＊＊＊＊＊」(9A所有地)の旧アイヌ墓地を指す。

「落部村字落部＊＊＊＊＊」(9A所有地)の旧アイヌ墓地における発掘は、①土地所有者9Aから1935年7月17日付「承諾書」を得て、②北海道庁長官宛てに8月19日付で「人骨発掘願」を提出し、③北海道庁長官から9月3日付で許可指令書を受け、④9月4日～10日に発掘した、という経過をたどったことが窺われる。

## 【資料9-7】「落部村メモランダム」

- 一、9B氏ハ十日ハ函館出張一日不在故、十一日午後以後ニハ落部ニ居ラル由。
- 二、9Cノ祖先ノ墓ハ落部村犬主字＊＊ニ四、五アリ、落部ヨリ約一里余山ノ中ニアリ。9C  
氏ハ堀テモヨシトイフ。コノ土地ノ小作人9D氏モ不賛成トイフ程デハナイラシイ。
- 三、石碑ヲ共同墓地ヘ移スコト、並ニ木標ヲ発掘地ニ建テルコトハ先生ガ落部ニオ出ニナツテ  
カラ相談シテモラウコト。
- 四、八雲デハ6I氏ハ目下不在、日高ヘ行ツテ居ル由。

「落部村メモランダム」(資料9-7)は、北海道帝国大学医学部用紙1枚(ペン筆、題名・日付・作成者名記載なし)のメモである。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

文中の一は、落部村の私有地(9A所有地)内の旧アイヌ墓地発掘に際して、人員・資材の手配を依頼した人物9Bの消息である。後述するように、児玉作左衛門は、同人に発掘作業に従事した日当と、包むための資材代金を支払った。

文中の二は、児玉作左衛門らが私有地(9A所有地)以外に、「落部村犬主字＊＊」のアイヌ墓地を把握していたことを示している。しかし、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」に、「落部村犬主字＊＊」は見当たらない。

文中の三は、落部村の住民が、私有地(9A所有地)内にあった英國領事館員盗掘にかかる落部村アイヌ13人の名を刻んだ石碑を落部村共同墓地へ移設し、発掘跡地に木製の墓標を建立する意向を有していたことを示している。

児玉作左衛門は、英國領事館員盗掘にかかる落部村アイヌ13人の名前を刻んだ石碑を、医学部へ持ち帰って保管した。それは、落部村の住民の当初の意向に反する措置であった。児玉作左衛門が1936年10月に落部共同墓地に建立した「落部土人供養碑」(現存)は、医学部へ持ち帰った石碑の代償であった<sup>58</sup>。後述する1935年9月9日付「受領証」(資料9-8)の別紙には、「墓地 墓標金七円」ともあり、発掘地跡には木製墓標を建立したのであろう。

なお、「先生ガ落部ニオ出ニナツテカラ相談シテモラウ」とあるように、「メモランダム」作成者は児玉作左衛門ではない。筆跡から判断して、作成者は助手の渡辺左武郎と考えられる。

文中の四是、八雲町在住の6Iの消息である。

【資料9-8】1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・内訳別紙3枚

1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」(資料9-8)は、①「受領証」1枚(北海道帝国大学医学部野紙、ペン筆)と、②「内訳別紙三枚」(北海道帝国大学野紙2枚・ペン筆、無地洋紙1枚・ペン筆)からなる。

①「受領証」の全文は下記のとおりである。

記  
一金、五拾九円九十銭也  
一金、拾八円貳拾銭也  
一金、九円四十五銭也 } 内訳別紙三枚通 **9B印**  
メ金八拾七円五拾五銭也  
右受取候也 **9B印**  
昭和十年九月九日  
茅部郡落部村  
**9B 9B印**  
北海道帝国大学児玉作左衛門殿

医学部野紙を用いており、「受領証」を用意したのは医学部解剖学第二講座である。「内訳」・「受取」の文字に重ねて姓名を印した円形印を捺してある。住所・氏名は別の手でインク色も他の文字と異なつており、9Bによる後筆である。

②「内訳別紙三枚」の1枚目は、下記のようである。

人夫賃  
四、五、六日 各五人 合計 十五人  
七、八日 各七人 合計 十四人  
後仕末 九、十日 各七人 合計 十四人  
総計四十三人  
**一人、一円三十銭ノ割**  
メ金五十五円九十銭也  
9F 翁様 地ナラシ 金 四円也  
大計 金五十九円九十銭也

児玉作左衛門は、1935年9月4日～8日に発掘作業と発掘アイヌ人骨を包む等の保護措置を施した上で発送、9～10日に発掘地の整地その他の作業を、延べにして落部在住者44人を雇って行った。  
「内訳別紙三枚」の2枚目は以下のようである。

墓地 墓標	金七円也
供物菓子	金五十銭也
住職御礼	金七円也
御酒二升	金参円也
タバコ(バット)十個	金七十銭

### メ金拾八円式拾錢

これらは、発掘後に東流寺（浄土真宗・東本願寺派）において法要<sup>60</sup>を営んだ際と、発掘跡地に木製の墓標を建てて僧侶に読経を依頼した際とで要した費用を示している。

「内訳別紙三枚」の3枚目は、以下のようなである。

箱	五拾個	一個十五錢	金七円五十錢
俵	九俵	一ツ十錢	金九十錢
新聞	三貫メ	一貫メ金参十五錢	金壱円〇五錢
合計			金九円四五錢也
謝礼	金式拾円	9B	
	金拾五圓	{ 9G 9A	

これらは、発掘した人骨を北大へ持ち運ぶための資材費用ならびに関係者3人への謝礼である。

### 【資料9-9】1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」

#### 受領証

一、人夫賃	式円六拾錢也
内訳	9H 一円三十錢
	9I <sup>60</sup> 一円三十錢
一、箱 参個	四拾五錢也
一、俵 式個	式拾錢也
一、新聞紙	拾五錢也
合計	参円四拾錢也

右正ニ受領候也

昭和十年十一月八日

9B (印)

児玉作左衛門殿

1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」（資料9-9）は、北海道帝国大学箋紙1枚を用いた「受領証」（ペン筆）である。

資料9-9は、発掘した人骨を北大へ持ち運ぶための資材費用と、発掘作業等に従事した日当に対する受領証である。

なお、欄外に「5円.50銭 9B 氏へ礼ヲ加ヘテ渡シタル額」とある書込は、筆跡から判断して、書いたのは助手の渡辺左武郎と考えられる。

### 【資料9-10】落部村在住者の戸籍・除籍謄本

児玉作左衛門は、落部村在住者の9Jの「戸籍謄本」と9Kの「除籍謄本」を、1935年11月9日に取得した（資料9-10）。資料9-10と「アイヌ聞書抄」からは、24人の氏名・生没年・姻戚関係等が判明する。

児玉作左衛門は、謄本取得に先立って、落部村在住者3人から聞き取りを行い、落部村発掘地域に

かかわる51人の各種情報（氏名、民族的出自、生没年、姻戚関係、被埋葬者氏名等）の提供を受けた<sup>61</sup>。

## 10 樺太における発掘手続に関する資料

「児玉家資料」には、樺太における旧アイヌ墓地発掘にかかわる下記の資料が含まれている。

- (1) 井上善十郎・岡田正夫「樺太旧土人ニ関スル調査研究」(1936年6月)
- (2) 1936年6月付樺太府長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳発掘許可願」
- (3) 「10A 遺骨書類」

順次内容を紹介する。

### 【資料10-1】 井上善十郎・岡田正夫「樺太旧土人ニ関スル調査研究」(1936年6月)

#### 樺太旧土人ニ関スル調査研究

日本学術振興会第八小委員会ハ昭和十一年度ニ於ケル「アイヌ」研究ニ關シ左ノ如キ打合ハセヲナセリ。

一、研究場所…………樺太ニ於ケル土人部落

一、調査方法…………樺太府ノ厚意ニヨリ次ノ如キ方法トナス

(一) 戸口調査 別紙戸口調査委員ヲ嘱託シ昭和十一年六月二十日現在ニ於ケル特定戸口調査ヲ行フ

(二) 全事務ノ取扱ニ關シ樺太府地方課屬肥後龍夫氏ヲ本会ノ嘱託トス

(三) 研究事項及ビ担任者氏名左ノ如シ

(イ) 生理学的研究…………永井 潜（東大教授）

(ロ) 民族衛生学的研究…………古屋芳雄（金澤医科）大教授

(ハ) 体質人類学的研究…………{ 山崎春雄（北大教授）  
児玉作左衛門（同上） }

(ニ) 寄生虫病学的研究…………今 裕（同上）

(ホ) 衛生学的研究…………井上善十郎（同上）

(ヘ) 内科学的研究…………有馬英二（同上）

(ト) 眼科学的研究…………越智貞見（同上）

(チ) 精神病学的研究…………内村祐之（東大教授）

(リ) 皮膚科学的研究…………高橋信吉（長崎医科）大教授

一、診療班及ビ調査班巡回場所

多蘭泊、登富津、富浜、白浜、新間、敷香（時ニヨリ落帆ニ行クコトアルベシ）〔地図 略〕  
一、日程

巡回日	診療班	調査班	
		A班(学校児童、乳幼児)	B班(智能検査、家屋、水)
第一日(七月十三日)月	(豊原)	多蘭泊(真岡)	—
第二日(七月十四日)火	多蘭泊(真岡)	登富津(野田)	(豊原)
第三日(七月十五日)水	登富津(野田)	(落合)	多蘭泊
第四日(七月十六日)木	(落合)	白浜(落合)	登富津
第五日(七月十七日)金	白浜(落合)	富浜(知取)	(落合)
第六日(七月十八日)土	富浜(知取)	新間(知取)	白浜(落合)
第七日(七月十九日)日	海豹島行(夕刻出帆)		富浜
第八日(七月二十日)月			
第九日(七月二十一日)火	新間(敷香)	オダス(敷香)	新間(敷香)
第十日(七月二十二日)水	オダス(敷香)	(豊原)	オダス(敷香)
第十一日(七月二十三日)木	(豊原)		(豊原)

右日程ハ交通機関ノ関係ニヨリ二、三日ハ延長スルコトアルベシ。A班トB班ハ二日ノ間隔、A班ト診療班ハ一日ノ間隔。

一、診療班ノ構成員

永井、古屋、有馬、越智、内村、高橋他約三十名

一、調査班ノ構成員

A班 約四名

B班（智能検査ハ精神科） 井上他約四名

一、体质人類学的研究ハ追ツテ適當ノ時期ニ行フ。

一、手伝人 庁立病院ヨリ看護婦四名ノ応援アル筈。

受付、掃除人、旧土人呼集係等ハ当該部落ニ依頼スルコト

一、寄生虫検査 容器ヲ配布シ小学校ニ依頼シ之ヲ集覓シ適當ノ場所（豊原病院）ニテ検鏡スルコト

集覓セル者ニ薄謝ヲ贈呈スルコト

一、準備 診療班ニハ数ヶ所（学校教室又ハ雨天体操場）ニ机、腰掛等ヲ用意セラレタク、境界幕ハ診療班持參ノコト

「レントゲン」検査ハ昼間線ナキ為之ヲナサズ

呼集ニ応ゼル土人ニハ成人一人ニ付キ二、三十銭ヲ与フルコト、子供ニハ「キャラメル」ノ如キモノヲ準備ス

委員、手伝人等ノ昼食ヲ用意スルコト

（以上）

今回ノ研究調査ノ準備ニ当リ樺太庁長官、内務部長、警察部長、調査課長、地方課長、学部課長、警務課長及ビ庁立病院長等ノ多大ノ援助ヲ賜ハリシコトヲ深謝ス

昭和十一年六月

準備委員 井上善十郎  
岡田正夫

井上善十郎・岡田正夫「樺太旧土人ニ關スル調査研究」（資料10-1）は、洋紙3枚（謄写版）からなる1936年6月作成の文書で、日本学術振興会第八常置委員会第8小委員会の樺太における調査（1936年7月13日～23日）の計画書である。

「樺太旧土人ニ關スル調査研究」には、「樺太庁ノ厚意ニヨリ」、①1936年6月20日現在の戸口調査を戸口調査委員に委嘱して行うこと、②事務は樺太庁地方課に嘱託すること、③第8小（アイヌ）委員会委員が各研究事項を分担して調査することが計画してある。医学部解剖学教室の2教授（山崎春雄、児玉作左衛門）の研究事項は「体质人類学的研究」で、調査時期は「追ツテ適當ノ時期ニ行フ」と記載がある。

①戸口調査には、「別紙戸口調査委員ヲ嘱託」とあるが、その名簿は見当たらない。

『樺太日日新聞』には、資料10-1に関連する記事が散見される。

1936年3月19日付『樺太日日新聞』は、「土人研究を前に／下調査方を依頼／今夏医学研究に来島する／学術振興会員から」と見出しを掲げ、以下のように報じた。

本夏学術振興会員約四十名來島し樺太土人アイヌ、ギリヤーク、オロチョンの医学に関する研究をする事になつた事は既報の如くであるが、來島に先立つて戸口調査、診療調査、学齢児及乳幼児、家屋飲料水、寄生虫について調査方を依頼して來たので樺太庁では調査の上近く回答する事になつた<sup>82</sup>

上記記事によれば、第8小（アイヌ）委員会は、1935年度末に樺太庁に、「来島に先立つて戸口調査、診療調査、学齢児及乳幼児、家屋飲料水、寄生虫について調査方」と、各種調査を依頼したことが窺われる。

1936年6月5日付『樺太日日新聞』は、「永井吉屋有馬越智内村高橋の諸博士約三十名で七月十三日来島約十一日間〔に〕亘り豊原落帆落合富浜白浜知取新聞敷香野田登富津真岡多蘭泊の各地に宿泊し診療及調査に当る筈である」と報じた<sup>63</sup>。診療及び調査班の日程は、1936年7月13日～23日であり、資料10-1と一致する。

児玉作左衛門が属する「体质人類学的研究」は「追ツテ適當ノ時期ニ行フ」とあるとおり、児玉作左衛門は1936年7月の樺太調査には参加していない。医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」が、樺太に関する発掘について具体的な日付が不詳であるものの、「昭和十一年八月発掘」と記載していることは、資料10-1中の「樺太庁長官、内務部長、警察部長、調査課長、地方課長、学部課長、警務課長及ビ序立病院長等ノ多大ノ援助」が及んだものと考えるのが自然である。

念のために、資料10-1中の上記日程表と同じ行程だが、札幌を発つて小樽に帰港するまでの日程と、樺太各地発着時間を記載してある文書「1936年樺太調査日程」（洋紙2枚、謄写版、題名・作成年記載なし、児玉家資料）を載せておく。題名がないため、便宜上、上記名称を付した。

日時次	月日	所	発時間	着時間
	十二日	札幌	前一一・四〇	
1	十三日	豊原		前九・二五
	"		後三・一〇	
	真岡			後六・三三
2	十四日	真岡	前六・三九	
		タラントマリ		前七・三一
	"		後(二・〇一) 六・五一	
		野田		後(五・三〇) 九・三七
3	十五日	野田	前八・〇五	
		トフツ		前八・一八
	"			
	野田			
4	十六日	野田	前八・〇五	
		真岡		前九・五八
	"		前一〇・四二	
	豊原			後二・一〇
	"		後三・〇五	
	落合			後四・一一
5	十七日	落合	前七・二〇	
		白浜		前八・二九
	"		後四・三四	
	落合			後五・四〇
6	十八日	"	前七・二〇	
		白浜		前八・二八
	"		後四・三五	
	知取			後一〇・二一
		(自動車)		
		敷香		"一二・頃 五時
7	十九日	ヲタス		
		敷香	宿泊	
8	廿日		自動車	
		新聞	前	
			自動車	
	知取		真夜中出帆	
9	廿一日	海豹島		
		敷香	後七・〇〇	後十二時発
10	廿二日	知取	午前四時着	前五時発
	廿三日			後二時小樽着
			代金三等九円	

【資料10-2】1936年6月付樺太庁長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳発掘許可願」

古墳発掘許可願  
一、願人 札幌市北海道帝国大学医学部  
医学部長 大野精七  
二、古墳発掘従事者 左記ニ依嘱ス  
札幌市北海道帝国大学医学部  
教授 児玉作左衛門  
三、発掘目的 学術研究ノタメ  
四、古墳ノ名称由来伝説等ナシ  
五、古墳ノ所在地 樺太栄浜郡栄浜村大字栄浜字\*\*及大字相浜及大字魯礼  
六、管理者ノ有無及其許諾否 共ニナシ  
七、発掘従事期間 御許可ノ日ヨリ三十日間  
右之通古墳発掘致度候ニ付御許可相成度此段及願出候也  
昭和十一年六月 日  
右願人 北海道帝国大学医学部長  
大野精七 公印  
樺太庁長官 今村武志殿

1936年6月付樺太庁長官今村武志宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「古墳発掘許可願」（資料10-2）は、「樺太栄浜郡栄浜村大字栄浜字\*\*」・「栄浜村「大字相浜」」・「栄浜村「大字魯礼」における「古墳」発掘許可願の「控え」である。和紙1枚（墨筆）よりなる。

北海道内の旧アイヌ墓地の発掘に際しては、児玉作左衛門は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道令第八十三号、1934年10月19日公布）にもとづき、資料8-4（「人骨発掘ニ関スル許可願」のひな形）にそって、「人骨発掘許可願」を北海道庁長官宛てに提出する手続きをとっていた。樺太の旧アイヌ墓地の発掘に際しては、「人骨発掘許可願」に替わるものとして、「古墳発掘許可願」（資料10-2）を準備したものと考えられる。

資料10-2にかかわる樺太庁資料は見当たらないが、1936年6月付で「古墳発掘許可願」を作成していること、先述の計画書「樺太旧土人ニ関スル調査研究」（資料10-1）に樺太庁各部署への謝辞の記載があることから、発掘調査の前より、樺太庁が児玉作左衛門へ然るべき応答を示したとの推測は容易である。

なお、児玉作左衛門は、これらの地域に旧アイヌ墓地が所在することを承知しており、発掘のために資料10-1とは別の日程で行動をとることになったと考えられる。

【資料10-3】「10A 遺骨書類」

「児玉家資料」には、「10A 遺骨書類」とペン筆（黒インク）で書き込まれた「封筒」に、10Aにかかわる資料が、下記のとおり収められている。

①1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」

- ②1936年8月31日付消印の10C宛て落合源七「葉書」
- ③1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C「預書」
- ④児玉作左衛門宛て10D「預書返戻に関するメモランダム」
- ⑤様式「領収書」

10A、ならびに10Aと10Bとのかかわりは、千徳太郎治（『樺太アイヌ叢話』市光堂、1929年）が次のように述べており参考となる。10Bは、10Aの遠縁者であり、相続者である。

明治初年頃、小田寒より10A氏が此処に移住し、青年時代には白浦詰の役人に使はれた事も有ると氏の話で有つた。露領時代は非常な交際家であつた為め、氏の存命中は邦人及露人、アイヌ間、各方面の信用を得たのであつて惜い人で有つたが、大正九年に病没した。<sup>マサニ</sup>……然して10A氏は子無く其少しく遠縁者の子にて〔10Bのアイヌ名〕改名10B君は10A氏の相続者として現存して居る<sup>64</sup>。

封筒「10A 遺骨書類」中の資料について、順次内容を紹介する。

- ① 1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」  
1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」は、和紙1枚（墨筆）からなる。  
その全文は下記のとおりである。

遺骨提供承諾書

大字  
樺太栄浜郡栄浜村字相浜  
故 10A  
年 月 日生  
\*\*\*年\*\*月\*\*日死亡

右遺骨学術研究ノ為メ北海道帝国大学医学部ニ提供致度此段承諾候也  
追テ遺骨ハ医学部ニ於テ御保管相成度候  
昭和十一年八月 日

大字  
樺太栄浜郡栄浜村字相浜  
出願人 10B 国  
樺太栄浜郡栄浜村大字栄浜字\*\*\*  
紹介人 10C 国

北海道帝国大学医学部長 大野精七殿

上記「遺骨提供承諾書」は、1936年8月付で、樺太栄浜郡栄浜村に在住した10Aの遺骨について、相続人10Bから北大に提供する旨の承諾を児玉作左衛門が受け取ったことを示している。10C（紹介人）と10A・10B（10Aの相続人）、児玉作左衛門とのかかわり、ならびに「紹介人」を要した事情を示す資料は見当たらない。

- ② 1936年8月31日付消印の10C宛て落合源七「葉書」

1936年8月31日付「葉書」は、1銭5厘の日本郵便製「郵便はがき」1枚（ペン筆）で、宛先は「栄浜 10C 様」、差出人は「白浜 落合源七」、差出人名の上部に「八月三十一日」と記載がある。消印は「11.8.31」である。

上記「葉書」の本文全文は下記のとおりである。

拝啓過日は失礼いたし候

扱かねて御申越の件昨日会合、とくと事情を話し相談いたし候処生憎男子は出稼ぎ不在にて女子多く何れも「さびしいからそばにおきたい」と申すもののみにて承諾者無之唯10E 氏ハ差支へなしと申居り候何れ男子の会合を催し改めて相談いたすべく候も右取敢ず御返事申上候

早々

上記の1936年8月31日付「葉書」に、「かねて御申越の件昨日会合、とくと事情を話し相談いたし候」とあるように、白浜在住の落合源七が、栄浜在住の10Cの依頼により、地域で会合を開き、依頼に応じるよう、相談したことがわかる。しかし、「承諾者無之」と記載があり、交渉は不調であった。差出人の落合源七には白浜尋常小学校校長であった経歴があり<sup>65</sup>、会合は白浜地域と推測される。

依頼人の10Cは、先述の「遺骨提供承諾書」(資料10-3の①)から、栄浜村大字栄浜の在住者で、10Aの遺骨を北大医学部へ紹介した人物である。児玉作左衛門は、栄浜在住の10Cを介して、樺太アイヌの遺体もしくは遺骨の収受を企図し、地域の了解を得ようと奔走していたことが窺える。

③ 1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C「預書」

1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C「預書」は、和紙1枚(墨筆)よりなる。

その全文は下記のとおりである。

預　書

一金拾五円也

但故10A 殿祭祀料

右金額正ニ預リ候也

昭和十一年八月三十一日

樺太栄浜郡栄浜村大字栄浜字\*\*

10C 印

北海道帝国大学医学部教授 児玉作左衛門殿

この「預書」は、児玉作左衛門が、10A 遺骨の「紹介人」である栄浜村大字栄浜在住の10Cに、10Aの遺骨を譲り受けた際に、「祭祀料」15円を預けたことを証している。

④ 児玉作左衛門宛て10D「預書返戻に関するメモランダム」

児玉宛てに10Dが差し出した一筆箋「メモランダム」は、北海道帝国大学医学部便箋1枚(ペン筆、題名・作成時日の記載はなし)からなる。題名がないため、便宜上、上記の名称を付した。

その全文は以下のとおりである。

予て御立替の分本日金拾五円

正ニ領収仕候間御承知被下度候

別紙預書御返戻申上候

10D

児玉様

宛先の「児玉」は児玉作左衛門である。10Dが児玉作左衛門にかわって立て替えていた15円を受領した旨の通知である。「別紙預書」は③1936年8月31日付「預書」である。10Dなる人物と立て替えの事由は不詳である。

##### ⑤ 様式「領収書」

様式「領収書」は、北海道帝国大学医学部用紙1枚（タイプ印字）からなる。その全文は下記のとおりである。

領収書  
一金  
但故 二祭祀料トシテ下附ノ分  
右正ニ領収候也  
昭和 年 月 日  
北海道帝国大学医学部  
教授 児玉作左衛門殿

様式「領収書」は、樺太における旧アイヌ墓地発掘に際して、遺族あるいは地域へ「下附」した「祭祀料」領収書の「ひながた」である。

上記①～⑤の「10A 遺骨書類」のうち、就中①「遺骨提供承諾書」と③「祭祀料」の「預書」は、児玉作左衛門が行った樺太アイヌの遺骨の收受過程を端的に示している。

#### 11 その他の地域におけるアイヌ人骨の収藏経緯に関する資料

時系列にしたがって順次掲げる。

【資料11-1】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」

人骨処分許可願  
一、処分セントスル人骨  
昭和十年七月二十一日宗谷郡宗谷村大字泊内字＊＊＊＊11A 氏所有空家土台際ニテ11B 発見御届ノモノ。  
二、処分セントスル人骨種類、数量等  
推定約六十年ヲ経過セルアイヌ人骨一体分ニシテ伸葬、棺ヲ用キズ、甚シク腐蝕セル鍋破片ヲ副葬品トシテ有スルモノ。  
三、右人骨並ニ副葬品ハ之ヲ學術研究ノタメニ北海道帝国大学医学部ニ保管致シ度ク候  
右ノ通り人骨処分致度候ニ付御許可相受度此段奉願上候也  
昭和十年八月 日  
宗谷郡宗谷村大字泊内字＊＊＊＊  
右願人 11B 印  
札幌市北海道帝国大学医学部  
右願人 児玉作左衛門 印  
北海道庁長官 佐上信一殿

1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」（資料11-1）は、1935年7月21日に11Bが発見して届け出た「アイヌ人骨」と副葬品を、北大医学部に保管したい旨、11B（発見者）と児玉作左衛門が連名で、北海道庁長官宛てに許可を願い出たものである。

資料11-1は和紙1枚（墨筆）よりなり、日付は1935年8月付で空欄である。「人骨処分許可願」の

下書きか、控えと考えられる。

11A（空き家所有者）、11B（発見者）について、氏名・住所以外は不詳である。

ただし、11Bと児玉作左衛門を結びつける背景には、先述した資料5-5（1935年5月3日付亥兵第三七四号、北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁学務部長「人骨発見届出ノ場合通知ニ關スル件」）が影響していると考えられる。資料5-5にしたがえば、北大医学部は、「古墳及墳墓以外ノ場所」でのアイヌ人骨の発見に関する届出があれば、その都度、北海道庁学務部から通知を得る「援助」を受けることになっていた。資料5-5にしたがい、11B（発見者）を知り得た可能性がある。

資料11-1中の「アイヌ人骨」は、「宗谷郡宗谷村大字泊内字＊＊＊＊」で発見され、①1935年7月21日付「人骨発見届」、②1935年8月付「人骨処分許可願」を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（86頁）に「昭和十一年」、「＊＊＊＊」（資料11-1と同一地名）と記してある「泊内1」に照応する可能性がある。

#### 【資料11-2】1935年付北海道庁長官佐上信一宛て11C「人骨発見届」

##### 人骨発見届

###### 一、発見経路

建築物修繕工事中地下二尺程掘リタル際ニ〔人骨一体〕発見

###### 二、発見年月日

昭和十年七月三十日

###### 三、所在地

本道虻田郡虻田村字本町 北海水力電気株式会社

虻田出張所々有地内〔ニテ全建築物裏ノ空地〕

###### 四、現状

人骨ハ一体分ニシテ甚シク腐蝕セル刀剣、マキリ等ノ副葬品ヲ有シ推定六十年ヲ経過セル  
アイヌラシク位置ハ東西ノ方向ヲトリ伸葬ナリ、之ヲ丁寧ニ取纏メ箱ニ納メテ虻田村役場  
ニ保管ス

〔右及御届候也〕

昭和十年 月 日

住所 虻田郡虻田村字本町

北海水力電気株式会社虻田出張所内

届出人

11C

北海道庁長官 佐上信一殿

1935年付北海道庁長官佐上信一宛て11C「人骨発見届」（資料11-2）は、1935年7月30日に北海水力電気株式会社虻田出張所の所有地内で工事中に出土した人骨と副葬品を、北海道庁長官宛てに11Cが届け出たものである。

資料11-2は日付が1935年付で空欄である。和紙1枚よりなり、本文は墨筆、〔 〕内は鉛筆での後筆である。「人骨発見届」の下書きと考えられる。

①資料11-2文中に「位置ハ東西ノ方向ヲトリ伸葬ナリ」等と専門的な用語で埋葬状況の記述があり、  
②児玉作左衛門の手許で資料11-2を保管し、③後述する資料11-3（1935年8月付「人骨処分許可願」）の出願が11Cと児玉作左衛門の連名であることは、医学部解剖学第二講座が人骨出土当初よりかかわっていたことを示している。

【資料11-3】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」

人骨処分許可願

一、処分セントスル人骨

〔虻田村字本町北海水力電氣株式会社虻田出張所〕

昭和十年七月三十日自家所有地内ニ於テ発見御届ノモノ。

二、処分セントスル人骨種類、数量等

推定六十年ヲ経過セル埋葬アイヌ人骨一体分ニシテ伸葬、棺ヲ用ヒズ甚シク腐  
蝕セル刀剣、マキリ等ノ副葬品ヲ有スルモノ〔。〕

三、右人骨並ニ副葬品ハ之ヲ学術研究ノタメニ北海道帝国大学医学部ニ保管致シタシ

〔ク候〕

右ノ通り人骨処分致度候ニ付御許可相受度此段奉願上候也

昭和十年八月 日

虻田郡虻田村字本町

北海水力電氣株式会社虻田出張所内

右願人 11C

札幌市北海道帝国大学医学部

右願人 児玉作左衛門

北海道庁長官 佐上信一殿

1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」(資料11-3)は、先述の「人骨発見届」(資料11-2)に記述がある人骨と副葬品を、北大医学部に保管したい旨、11C(発見届出人)と児玉作左衛門の連名で、北海道庁長官宛てに願い出たものである。

資料11-3は和紙1枚よりなり、本文は墨筆、修正箇所は鉛筆書きである。日付が1935年8月付で空欄である。「人骨処分許可願」の下書きと考えられる。

資料11-2中の「人骨」及び資料11-3中の「埋葬アイヌ人骨」は、①1935年7月30日付「人骨発見届」、②1935年8月付「人骨処分許可願」を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(56頁)に「昭和十年八月一日 児玉教授持参」と記されている「虻田3」・「虻田4」、「昭和十年 児玉教授持参」と記されている「虻田5」・「虻田6」のいずれかに照応する可能性がある。「虻田3」・「虻田4」・「虻田5」・「虻田6」は、1935年に医学部解剖学第二講座が児玉作左衛門を経由して收受した人骨である。

一方、資料11-3中の出土場所(北海水力電氣株式会社虻田出張所)に着目すると、收受時期が1938年となるが、資料11-2中の「人骨」及び資料11-3中の「埋葬アイヌ人骨」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(56頁)に「昭和十三年六月十九日 伊藤助教授持参 虻田水力電社ヨリ」と記されている「虻田7」に照応する可能性もある。

【資料11-4】1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵七九三号 指令」

(静内警察署経由) 文書課長閻了

亥兵第七九三号 指令

静内郡静内町字古川町

11D

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十年八月二十日願発見シタル人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス  
昭和十年九月九日

北海道庁長官 佐上信一 公印

1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵七九三号 指令」(資料11-4)は、1935年8月20日付で願い出た発見した人骨を北大医学部に保管する件について、1935年9月9日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。資料11-4は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の静内警察署を経由して送付された。

11D(静内町在住)は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5(1935年5月3日付亥兵第三七四号)にしたがい、北海道庁学務部からの通知を児玉作左衛門が受け、11Dを知り得た可能性がある。

1935年8月20日付願は、資料11-1や資料11-3と同様に、「人骨処分許可願」の書式であったと考えられる。

資料11-4文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1935年8月20日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-4文中の「人骨」は、「静内郡静内町」で発見され、①1935年8月20日付「人骨処分許可願」、②同年9月9日付「亥兵七九三号 指令」(資料11-4)を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(単頁複写物75頁)に、「昭和十年八月三日静内海岸ニテ発見セルモノニシテ溺死者ナラン」と記されている「静内1」に照応する可能性がある。

#### 【資料11-5】1935年9月11日付消印の北海道庁静内警察署「封筒」

「封筒」(資料11-5)は、宛先が「北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門殿」(墨筆)、差出人が「北海道庁静内警察署」(スタンプ印)、消印が「10.9.11」と捺された、1935年9月11日付消印の茶封筒である。

資料11-5には封緘印があるが、既に開封済みで、中身は空である。

北海道庁静内警察署が、資料11-4を児玉作左衛門宛てに送付した封筒であると考えられる。

#### 【資料11-6】1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」

(江別警察署経由) 文書課長閲了

亥兵第八九九号 指令

北海道札幌郡江別町字対雁

\* \* \* \* \*

11E

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十年九月二十三日願発見シタル人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス

昭和十年十月十二日

北海道庁長官 佐上信一 公印

1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」(資料11-6)は、1935年9月23日付で願い出た発見した人骨を北大医学部に保管する件について、1935年10月12日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。指令書は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外に

は「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の江別警察署を経由して送付された。

1935年9月23日付願は、資料11-1や資料11-3と同様に、「人骨処分許可願」の書式であったと考えられる。

11E（江別町在住）は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5（1935年5月3日付亥兵第三七四号）にしたがい、北海道庁学務部からの通知を児玉作左衛門が受け、11Eを知り得た可能性がある。

資料11-6文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1935年9月23日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-6文中の「人骨」は、「札幌郡江別町」で発見され、①1935年9月23日付「人骨処分許可願」、②同年10月12日付「亥兵第八九九号 指令」（資料11-6）を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（72頁）に、「昭和十年火力発電所工事中発見」と記されている「江別1」に照応する可能性がある。

#### 【資料11-7】1935年10月14日付消印の江別警察署「封筒」

「封筒」（資料11-7）は、宛先が「札幌市 北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門殿」（ペン筆）、差出人が「江別警察署」（スタンプ印）、消印が「10.10.14」と捺された、1935年10月14日付消印の茶封筒である。

封緘印の代わりに「唐原」印が捺してあるが、既に開封済みで、中身は空である。

北海道庁江別警察署が、資料11-6を児玉作左衛門宛てに送付した封筒であると考えられる。

#### 【資料11-8】北海道庁長官池田清宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「人骨発掘許可願」

##### 人骨発掘許可願

- 一、発掘ノ目的 学術研究ノ為  
二、発掘ノ場所  
三、発掘ノ年月日  
四、人骨ノ処分方法 北海道帝国大学医学部ニ保存  
右之通人骨発掘致シ度ク候間御許可相成度

昭和 年 月 日

北海道帝国大学医学部長

大野精七 公印

北海道庁長官 池田清殿

北海道庁長官池田清宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「人骨発掘許可願」（資料11-8）は、児玉作左衛門があらかじめ準備した「人骨発掘許可願」の用紙と考えられる。北海道庁が1935年5月付で示した「人骨発掘ニ關スル許可願」のひな形（資料8-4）よりも簡略化した書式である。

資料11-8は、作成年月日は空欄であり、作成時日を特定できないが、池田清の北海道庁長官在任期間（1936年4月22日～1937年6月5日）中である。

#### 【資料11-9】1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」

受領証

一金五拾円也 但シ占守島村上崎ニ於ケル発掘セル骸骨ニ対スル謝礼金也

右正ニ受領候也 [11F印]

昭和十一年一月十一日

札幌市北五条西\*\*\*\*\*

11F [11F印]

児玉作左衛門殿

1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」（資料11-9）は、占守島村上崎で発掘された「骸骨」に対する「謝礼金」として、11F（札幌市在住）が児玉作左衛門から50円を受領したことを証する受領証（洋紙1枚、ペン筆）である。

資料11-9は、児玉作左衛門が、占守島村上崎で発掘された頭蓋骨を50円で購入したことを証している。資料11-9文中の「骸骨」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」（93頁）に「占守島ニテ採集 札幌11F氏ヨリ」と記されている「占守1」・「占守2」と照応している。

「占守2」を収めていた木箱には、1936年1月9日付『北海タイムス』の切り抜き記事と「受領証」（資料11-9）署名者11Fの名刺が同封されていた。

1936年1月9日付『北海タイムス』の記事は、「極北占守の地下から／先住民族の頭蓋骨／歯は悉く見事な臼歯／考古学の珍資料」と見出しを掲げて、下記のように記している。

日本の最北端北千島占守島の村上岬の地下から先住民族の頭蓋骨が発見されて考古学者の興味を惹いてゐる一札幌市北四条西\*\*\*11F氏は昭和九年七月北千島占守島村上岬に謀漁業部缶詰工場建設の設計を嘱託されて渡島約一ヶ月半滞在中、この工場建設のため掘り返したところ地下四メートルの個所から土器がぞく～発掘されその中に骸骨と共に頭蓋骨二個が発見されたのでこれを持ち帰り保存最近林市立札幌病院長を見て貰つたところアイヌやギリヤーク、オロツコ族より先住した民族らしいといふことが判り考古学上非常に貴重なものとされてゐるこの頭蓋骨の特徴は上顎下顎とも全部臼歯で一本も脱落してをらずまた下顎骨が一般人より十三ミリ長い事であり近く専門家の研究に供したいと11F氏は言つてゐる<sup>66</sup>

11Fが占守島で発掘して所蔵していた頭蓋骨を、児玉作左衛門が知り得た経緯、また購入するに至った経緯を示す資料は見当たらない。

【資料11-10】1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」。

（久遠警察署経由）[文書課長閲了]

丑兵第五四五号 指令

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

外一名

昭和十二年六月願發見シタル人骨並ニ副葬品ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス

昭和十二年七月五日

北海道庁長官 石黒英彦 [公印]

1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」（資料11-10）は、1937年6月付で願い出た発見した人骨並びに副葬品を北大医学部に保管する件について、1937年7月5日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。資料11-10は北海道庁用紙1枚（タイプ印字）よりな

り、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の久遠警察署を経由して送付された。

資料11-10文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1937年6月付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

### 【資料11-11】1937年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」

昭和十二年七月六日

久遠警察署長 公印

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門殿

別紙北海道庁長官ヨリ指令有之候条此段及廻送候也

追テ人骨其ノ他ハ当署ニ保管中ニ付送付方法御回報相煩度申添候

1934年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」(資料11-11)は、宛先が「札幌 北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門殿」(ペン筆)、差出人が「北海道庁久遠警察署長」(スタンプ印)、消印が「後志久遠/12.7.7」と捺された1937年7月7日付消印の茶封筒に、資料11-10と共に収められている。資料11-11は北海道庁野紙1枚(ペン筆)からなり、封筒は封緘印「久遠警察署嚴緘」が捺してあるが、既に開封済みである。

資料11-11で、久遠警察署長は、①北海道庁長官の指令書(資料11-10)を「別紙」として児玉作左衛門に廻送する旨を伝え、②「人骨其ノ他」(人骨並びに副葬品)は久遠警察署で保管しているので、③北大医学部宛ての送付方法を知らせるよう求めた。

なお、封筒の表面余白には、後筆で以下のように記してある。

◎七月八日 { 荷造発送法指示  
の返事差出済

児玉作左衛門は、久遠警察署長からの「通知」・「別紙」を受領し、7月8日に久遠警察署長へ「荷造発送法」を返信したのである。

資料11-10及び資料11-11文中の「人骨」は、久遠警察署所轄の地域で発見され、①1937年6月付「人骨処分許可願」、②同年7月5日付「丑兵第五四五号 指令」(資料11-10)を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(79頁)に、「昭和十二年七月十四日久遠警察署ヨリ」と記されている「久遠1」に照応している。

### 【資料11-12】1937年8月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」

拝啓

酷暑之候に候へど先生には愈々御壯康にて予定の調査御旅行を完了せられ無事御帰札の事と拝察致し候

陳者御来釧の砌御申付相成候アイヌの頭骨並に写真等本日荷造発送仕り候間御査収相成度候尚ほアイヌの写真の方は十枚にて価格は三円三十五銭の由に候間直接写真屋に御送附被下方却つて好都合に存じ候

先は右荷物発送御通知まで斯くの如くに御座候

昭和十二年八月廿四日

釧路市立郷土博物館

勿々

佐藤直太郎

児玉教授殿 侍史

《別紙》

目録

一、アイヌ頭骨 No.1	博物館	所有	釧路市緑ヶ丘出
一、全 No.2	全	々	市内弥生町東栄学校附近
一、全 No.3	日進小学校	々	全
一、骨骼一体 No.4	11G	々	全
一、全 No.5	考古学研究会	々	全

注意 東栄小学校附近ハ旧墓地

一、写真十枚

全部春採部アイヌ 原板 釧路市米町11H 所藏

以上

1937年8月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」(資料11-12)は、児玉が来釧の際に、釧路市立郷土博物館の佐藤直太郎に申し付けていた「アイヌの頭骨並に写真」を送付する旨、知らせた手紙(釧路市野紙1枚・ペン筆)である。同封目録(釧路市野紙1枚・ペン筆)に、同博物館が児玉宛に送付したのはアイヌ人骨5体と写真10枚である。

資料11-12は、宛先が「札幌 北海道帝国大学医学部 児玉教授殿」(ペン筆)、差出人が「釧路市立郷土博物館」(活版印刷)、「昭和十二年八月二十四日」(年号・年月日は印刷、日付はペン筆)付の茶封筒に収められている。封筒の消印は切手と共に切り取られて、不詳である。

資料11-12文中の「アイヌ頭骨」及び「骨骼」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(83頁)に、「釧路郷土博物館ニ保存シアリシモノヲ児玉教授持參ス、博物館番号1-5号、5個ナリ」と記されている「釧路6」「釧路7」「釧路8」「釧路9」「釧路10」に照応する。

【資料11-13】1937年8月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」

(釧路警察署経由) 文書課長閲了

丑兵第七〇二号 指令

釧路市千歳町\*\*\*\*\*

11I

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十二年八月十七日願發見シタル人骨ヲ北海道帝国大学医学部ニ保管ノ件許可ス

昭和十二年八月二十七日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1937年8月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」(資料11-13)は、1937年8月17日付で願い出た発見した人骨を北大医学部に保管する件について、1937年8月27日付で、北海道庁長官が許可した指令書である。資料11-13は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の釧路警察署を経由して送付された。

資料11-13の余白には、「北海道庁釧路警察署 第1674号 12.8.28」(スタンプ印、数字はペン筆)と、「高橋」印の捺印がある。北海道庁釧路警察署が1937年8月28日付で受け付けたことがわかる。

資料11-13は、封緘印があるが、既に開封された「封筒」に収められている。封筒は茶封筒で、宛先が「北海道帝国大学医学部 児玉作左衛門殿」(ペン筆)、差出人が「北海道庁釧路警察署」(スタンプ印)、消印は「8.28」付と判読できる。

資料11-13文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1937年8月17日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

11J(釧路市在住)は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5(1935年5月3日付亥兵第三七四号)にしたがい、北海道庁学務部からの通知を児玉作左衛門が受け、11Jを知り得た可能性がある。

資料11-13文中の「人骨」は、「釧路市」で発見され、①1937年8月17日付「人骨処分許可願」、②同年8月27日付「丑兵第七〇二号 指令」(資料11-13)を経て、③北大医学部が收受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(83頁)に、「昭和十二年七月二十七日釧路東栄小学校ニテ発見」と記されている「釧路5」に照応する可能性がある。

#### 【資料11-14】1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」

(静内警察署経由) 文書課長閲了

丑兵第九六九号 指令

沙流郡門別村字厚賀町

11J

北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

昭和十二年十一月願発見シタル人骨処分ノ件許可ス

昭和十二年十一月二十五日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」(資料11-14)は、1937年11月付で願い出た発見した人骨の「処分」の件について、1937年11月25日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-14は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりも、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の静内警察署を経由して送付された。

資料11-14文中の「人骨」について、北海道庁長官宛てに提出した「人骨発見届」や、1937年11月付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

11J(厚賀町在住)は、当該人骨を発見した者と推測されるが、氏名以外は不詳である。資料5-5(1935年5月3日付亥兵第三七四号)にしたがい、北海道庁学務部からの通知を児玉作左衛門が受け、11Jを知り得た可能性がある。

資料11-14文中の「処分」は、先述した「人骨処分許可願」(資料11-1、11-3)の書式における「処分」の方法と同様に、「保管」を意味する可能性がある。

「保管」と考えた場合、資料11-14文中の「人骨」は、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(単頁複写物75頁)に「昭和十四年四月十日沙流郡厚賀町11J氏ヨリ」と記されている「厚賀1」に照応する可能性がある。しかし、資料11-14にも、「アイヌ民族人体骨発掘台帳」にも11J(厚賀町在住)の記述がありながら、①指令発行日(1937年11月25日)と②收受日(1939年4月10日)の間の約1年4ヶ月の年数は、空きすぎである感も否めない。

【資料11-15】1938年8月9日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」

(国後警察署経由) 文書課長閲了

寅兵第七二一号 指令

札幌市北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

外一名

昭和十三年七月七日願人骨処分ノ件許可ス

昭和十三年八月九日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1938年8月9日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」(資料11-15)は、1938年7月7日付で願い出た人骨の「処分」の件について、1938年8月9日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-15は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閲了」のゴム印を、枠内の余白にゴム印「国後」印を捺してある。所轄の国後警察署を経由して送付された。

資料11-15文中の「人骨」について、1938年7月7日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-15文中の「処分」は、先述した「人骨処分許可願」(資料11-1、11-3)の書式における「処分」の方法と同様に、「保管」を意味するものと考えられる。

一方、資料11-15は、先述した指令書(資料11-4、11-6、11-10、11-13、11-14)のように、「発見シタル人骨」とは記していない。資料11-15文中の「人骨」は、北海道庁長官宛てに「人骨発見届」の提出手続を要さない、北海道庁警察部から受け取った「人骨」である可能性が高い。

医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(95頁)には、「昭和十三年六月十三日、国後泊村警察署ヨリ」と記されている「国後1」、「昭和十三年十一月二日 道庁岩間警部ヨリ 国後コタンケシ出土」と記されている「国後2」がある。「コタンケシ」は、国後郡泊村コタンケシ川沿地域を指している。

「国後1」が収められていた木箱には、「札幌市北四条西\*\*\*\*\* 岩間庄八殿」と記した紙片が同封されていた。岩間庄八は、1934年4月1日には枝幸警察署(枝幸郡中頓別村)署長、1935年6月1日には国後警察署署長、1936年6月1日には警察部刑事課警部の任にあり、1938年当時は引き続き同職に就いていた。「国後1」及び「国後2」は、北海道庁警察部の岩間庄八警部を経由して、医学部解剖学第二講座が受け取っている<sup>67</sup>。

資料11-15文中の「人骨」は、「国後1」、「国後2」に照応する可能性が次の2通りで考えられる。一つは、当該人骨が「国後1」に照応すると考えた場合、①1938年6月13日北海道庁岩間警部より医学部解剖学第二講座が受け取り、②同年7月7日付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願した結果、③同年8月9日付「寅兵第七二一号 指令」(資料11-15)で北海道庁長官より許可が下りたこととなる。

もう一つは、当該人骨が「国後2」に照応すると考えた場合、①1938年7月7日以前に北海道庁警察部より当該人骨にかかる情報を受け、②同年7月7日付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願した結果、③同年8月9日付「寅兵第七二一号 指令」(資料11-15)で北海道庁長官より許可が下り、④同年11月2日北海道庁岩間警部より医学部解剖学第二講座が受け取ったこととなる。

【資料11-16】1938年12月7日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第一〇九二号 指令」

(国後警察署経由) 文書課長閻了  
寅兵第一〇九二号 指令

北海道帝国大学医学部  
児玉作左衛門  
外一名

昭和十三年九月願人骨処分ノ件許可ス  
昭和十三年十二月七日

北海道庁長官 石黒英彦 公印

1938年12月7日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第一〇九二号 指令」(資料11-16)は、1938年9月付で願い出た人骨の「処分」の件について、1938年12月7日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-16は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠外には「文書課長閻了」のゴム印を捺してある。所轄の国後警察署を経由して送付された。

資料11-16文中の「人骨」について、1938年9月付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-16文中の「処分」は、資料11-15と同様に、「保管」を意味するものと考えられる。

資料11-16には、「発見シタル人骨」とは記していない。資料11-16文中の「人骨」は、資料11-15と同様に、北海道庁警察部から受け取った「人骨」である可能性が高い。

資料11-16文中の「人骨」は、資料11-15と同様に、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(95頁)に記載のある「国後1」、「国後2」に照応する可能性が、次の2通りで考えられる。

一つは、当該人骨が「国後1」に照応すると考えた場合、①1938年6月13日北海道庁岩間警部より医学部解剖学第二講座が受け取り、②同年9月付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願した結果、③同年12月7日付「丑兵第一〇九二号 指令」(資料11-16)で北海道庁長官より許可が下りたこととなる。この場合、①受取(6月)、②許可願(9月)、③指令発行(12月)となり、3ヶ月の間隔があいている。その事情は詳らかではなく、少々空きすぎている感も否めない。

当該人骨が「国後2」に照応すると考えた場合は、①1938年9月以前に国後コタンケシで出土し、②北海道庁警察部より当該人骨にかかる情報を受け、③同年9月付「人骨処分許可願」により医学部での保管を出願して、④同年11月2日北海道庁岩間警部より当該人骨を医学部解剖学第二講座が受け取った後、⑤同年12月7日付「丑兵第一〇九二号 指令」(資料11-16)で北海道庁長官より許可が下りたこととなる。

【資料11-17】1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」

昭和十四年十月十九日

新谷廣治様

拝啓秋冷の候益々御清栄の段奉賀候

陳者先般小官等貴地出張の節御好意に依り視察致候アイヌ旧墓地は學問上最貴重なる資料に就き之を荒廃に帰せしむるに忍びず土地所有の方々の御好意と御諒解を得て正当なる手続の下に之を発掘・大学に保存致し度存候此点に就て是非貴方の御尽力を御願申上度次第に御座候發掘等と公称しては兎角問題に成り勝ちなるに就き若し御承諾の上は人骨発見の届を貴地より道府宛御提出相成それにより道府より即刻大学に通報ある在來の手順に相成居候に付今回もその先例に依り甚だ御手数乍ら同封の届を誰人の御名儀にても宜敷(山田氏の御名儀等最も適當かと

存候) 御記名御調印の上貴地派出所經由御提出下され度願上候他に何等附帶的の書類の必要も無之又其の上何等の御迷惑を御掛けすること無之次第に付き何卒然る可く御手配方御依頼申上候

猶道府との諒解有之たらば直ちに當方より助手二三名を出張致させ全部當方にて始末致し候成るへく貴方帆立漁期終了後と存居候に付其辺の御都合等御通牒下され候はゞ幸甚と存候

右御依頼迄 早々

二白、此種の問題は兎角新聞紙上に特種として誇張的に報道せられ旧土人側の誤解と反感を招き易きに就き関係の方々にも極秘裡に御取扱被下様特に御依頼申上候

1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」(資料11-17)は、児玉が出張の際に見出した旧アイヌ墓地の発掘を企図し、その地域の有力者に宛てて協力を仰いだ依頼書である。北海道帝国大学医学部野紙1枚よりなり、カーボン複写である。児玉作左衛門の手許控えと考えられる。

資料11-17によれば、①児玉作左衛門は出張の際に「アイヌ旧墓地」を視察した、②「土地所有の方々の御好意と御諒解」を得て、「正当なる手続の下」で人骨を発掘して大学に保存したい、③「発掘等と公称しては兎角問題」になりがちであり、「人骨発見の届を貴地より」道府に提出願いたい、④人骨発見の届が出れば「道府より即刻大学に通報ある在来の手順」であるため、「今回もその先例に依り」たい、⑤「同封の届を誰人の御名儀にても」よいので、記名・押印の上、「貴地派出所經由」で提出されたい、⑥新聞誌上で「誇張的に報道せられ旧土人側の誤解と反感を招き易」いので「極秘裡に御取扱」されたい、と新谷廣治宛てに懇願している。

資料11-17には地名の記載はないが、依頼先は「浅海養殖事業、常呂漁港の整備に尽力、零細漁民の多い土地柄の中でワンマンといわれ支持者の多い人物で当時〔1940年〕村内屈指の資産を有し、戦後も漁業協同組合長、町議会議長を多年勤め、名誉町民第一号となった人物」と評された新谷廣治であり、資料11-17中の「貴地」は常呂村である。1939年10月当時、新谷廣治は村委会員・漁業協同組合長であった<sup>68</sup>。

児玉作左衛門は、常呂村を訪問した際に見出した旧アイヌ墓地の発掘を企図し、新谷廣治に「誰人の御名義」で「人骨発見届」を地元警察派出所經由で、北海道府へ提出するよう懇請したのである。

なお、資料11-17文中に「山田氏の御名儀等最も適當かと存候」とある「山田氏」は、山田久七である。山田久七は、「呉服太物を商い、部落部長後村議、七期当選、火災予防組合長、常呂川治水起工、湧網線鉄道速成等に奔走、納税組合長、土功組合議員、在郷軍人会顧問、商工会頭などの公職を帯び運送会社を経営」と評され、1939年当時は常呂村村委会員・常呂商工会頭の任にあった<sup>69</sup>。

児玉作左衛門が、常呂村における発掘を企図して、「村内屈指の資産を有し、大きな地主でもあり、おびただしい公職を有し、村では第一級の名望家」<sup>70</sup>である新谷廣治・山田久七と接触したのである。

児玉作左衛門は、「土地所有の方々の御好意と御諒解」、「発掘等と公称しては兎角問題に成り勝ち」、「旧土人側の誤解と反感を招き易きに就き関係の方々にも極秘裡に御取扱被下様」と、旧アイヌ墓地の発掘と人骨の収集に対する批判を強く意識し、周到に準備していることを窺わせる文言を資料11-17文中に並べている。

なお、常呂村での旧アイヌ墓地の発掘は、実現しなかったと考えられる。

【資料11-18】1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道府長官「已学第九七九号 指令」

(札幌警察署長經由)

已学第九七九号 指令 文書課長閲了

札幌市北海道帝国大学医学部

児玉作左衛門

外一名

昭和十六年五月十四日願人骨処分ノ件許可ス

昭和十六年六月二十日

北海道庁長官 戸塚九一郎 [公印]

1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「已学第九七九号 指令」(資料11-18)は、1941年5月14日付で願い出た人骨の「処分」の件について、同年6月20日付で、北海道庁長官が児玉作左衛門宛てに許可した指令書である。資料11-18は北海道庁用紙1枚(タイプ印字)よりなり、枠内には「文書課長閲了」のゴム印を捺してある。所轄の札幌警察署長を経由して送付された。

資料11-18文中の「人骨」について、1941年5月14日付「人骨処分許可願」の「下書き」あるいは「控え」は見当たらない。

資料11-18文中の「処分」は、資料11-14と同様に、「保管」を意味するものと考えられる。

資料11-18には、「発見シタル人骨」とは記していない。資料11-18文中の「人骨」は、資料11-15と同様に、北海道庁警察部から受け取った「人骨」である可能性がある。

資料11-18文中の「人骨」は、札幌警察署所轄の地域で発見され、①1941年5月14日付「人骨処分許可願」、②同年6月20日付「已学第九七九号 指令」(資料11-18)を経て、③北大医学部が収受したと読み解くと、医学部解剖学第二講座「アイヌ民族人体骨発掘台帳」(72頁)に「昭和十六年旧苗穂小学校跡11K 氏所有地ヨリ」と記されている「札幌1」に照応する可能性がある。

上記資料18点が関係する地域は、宗谷郡宗谷村、虻田郡虻田村、静内郡静内町、札幌郡江別町、千島列島占守島、久遠郡久遠村、釧路市、沙流郡門別村、国後島、常呂郡常呂村、札幌郡札幌市の11箇所である。児玉作左衛門(医学部解剖学第二講座)が発掘を行った八雲町遊楽部・浦幌村愛牛・森町・落部村・樺太を加えても16箇所であり、発掘及び収藏に関する資料は依然として部分的である。

念の為に、北海道庁長官「指令」と経由警察署等を摘記して再掲しておく。

- ①1935年5月29日付北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」(森警察署経由)
- ②1935年9月3日付北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」(森警察署経由)
- ③1935年9月9日付北海道庁長官「亥兵第七九三号 指令」(静内警察署経由)
- ④1935年10月12日付北海道庁長官「亥兵第八九九号 指令」(江別警察署経由)
- ⑤1937年7月5日付北海道庁長官「丑兵第五四五号 指令」(久遠警察署経由)
- ⑥1937年8月27日付北海道庁長官「丑兵第七〇二号 指令」(釧路警察署経由)
- ⑦1937年11月25日付北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」(静内警察署経由)
- ⑧1938年8月9日付北海道庁長官「寅兵第七二一号 指令」(国後警察署経由)
- ⑨1938年12月7日付北海道庁長官「寅兵第一〇九二号 指令」(国後警察署経由)
- ⑩1941年6月20日付北海道庁長官「已学第九七九号 指令」(札幌警察署長経由)

児玉作左衛門の手許に残っていた10点の北海道庁長官「指令」は、旧アイヌ墓地等における児玉作左衛門の発掘及び人骨の收受が、「人骨発掘発見ニ関スル規程」(北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布)の「本令ニ依リ提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ」(第三条)、「現状ヲ変更シ又ハ人骨ヲ処分セントスルトキハ長官ノ許可ヲ受クベシ」(第二条第五号)との規定にもとづいてなされたことの証左である。

伊藤昌一名誉教授が、医学部の調査に、発掘は「当時の北海道庁社寺兵事課に発掘申請をし、許可を受けてから発掘調査をし、かつ発掘された人骨、副葬品については、その数量を社寺兵事課に報告し、併せて保管願を提出し、大学に持ち帰えるという一連の手続きを経ている」と、医学部の調査に応じていたことは、改めて想起されてよい<sup>17)</sup>。

## 総 括

北海道大学は、児玉家から、児玉作左衛門旧蔵資料（「児玉家資料」）を、2015年6月6日・7月19日に受贈した。

「児玉家資料」には、『2013年報告書』作成時には見出せなかった北海道帝国大学並びに北海道大学医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵の経緯等に関する資料が含まれていた。日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会に関する資料、八雲町遊楽部・浦幌町愛牛・森町・落部村・樺太における発掘手続に関する資料、聞取調査資料等である。

「児玉家資料」中の北大医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座関係資料によって明らかになった諸点について、「IV 児玉作左衛門旧蔵資料等にもとづく『北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書』（2013年3月）への追録」の概要を記して総括とする。

### IV-1. 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会に関する資料

日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会に関する資料（資料2-1～資料2-4）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、第8小（アイヌ）委員会の第2回会議（1935年1月21日開催）において、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布）が「学術上ノ調査ニ不便」をもたらさぬよう北海道庁長官の了解を求めるよう発議し、同委員会は委員長等が折衝に当たることに決した。
2. 山崎春雄・児玉作左衛門は、第8小（アイヌ）委員会における「アイヌ綜合研究 解剖学部」の1935年度予算案として3,210円を要求した。予算案の内訳は、物件費・材料及雑品費（器具機械費、「荷造及運賃」、薬品衛生材料、写真材料等）990円、出張旅費（教官への手当・汽車賃）800円、人件費（臨時雇員費、「人夫費」）420円、「祭祀料」1,000円である。
3. 遺族に贈呈する「祭祀料」の予算は、墓地発掘の場合は1体につき20円（25体分500円）、屍体提供の場合は1体につき100円（5体分500円）を計上した。
4. 生体測定並びに写真撮影の調査場所は、虻田町で行うことを計画した。
5. 遺族への「祭祀料」の贈呈は、北大医学部内における解剖の事例に倣った措置であった。1929～1933年当時、医学部では、篤志者の病理解剖・全身解剖の場合にはそれぞれ15円以内・50円以内、官費入院患者の病理解剖・全身解剖の場合にはそれぞれ10円以内・30円以内の「祭祀料」を遺族に贈呈すると定めていた。
6. 屍体の收受は、方面委員に寄贈斡旋を依頼しておき、死亡者がある毎に現地に出張して勧誘説得することとした。
7. 北大医学部解剖学第一講座（教授山崎春雄、助教授岡田正夫等）は、1931年9月に浦河、様似、東幌別、向別、杵臼、荻伏、媌茶、野深等を調査し、8体の「完全骨骼」を收受し、8人（8体分）の「祭祀料」174円を遺族に贈呈した。なお、「祭祀料」の内訳は不詳である。
8. 第8小（アイヌ）委員会「アイヌ綜合研究 解剖学部」への1935年度予算配分案は、1,800円であった。措置された予算・執行行計画・決算等は不詳である。

### IV-2. 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（1934年調査）に関する資料

原稿「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（資料1）は、日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌ綜合研究 解剖学部」の一環として、北大医学部解剖学第一講座（教授山崎春雄、助教授岡田正夫等）が1934年に実施した生体計測調査・写真撮影に関する調査概要報告（未公刊）である。原稿の作成者は、山崎春雄と考えられる。

資料1や日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第3回 昭和13年5

月』等からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会は、1934年7月に、日高地域（平取、荷負、二風谷、紫雲古津、貫気別等）に在住するアイヌ778名（男性295名、女性483名）を対象に調査を行った。アイヌ及び和人の児童を対象として、知能並びにマントー反応の比較検査も行った。
2. 「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」は、上記調査の一環であった。調査期間は1934年7月15～29日、調査対象は日高地域（沙流郡平取村・門別村、勇払郡鵡川村）に在住するアイヌ約700名から選んだ「適当ナル個体」212人である。
3. 調査では、マルチン氏法にもとづく生体計測、指掌紋採録、写真撮影を行った。
4. 写真撮影は、各人毎に3mの距離で、正面・正横・斜横の三面の胸像を撮影した。山崎春雄は、写真は、頭部・顔貌等の観察記録であり、生体計測の代用となり得ると主張した。

なお、山崎春雄は、頭部・顔貌等の観察記録として胸像写真の有効性を唱えたが、写真にもとづく計測資料を生体計測の代用とした研究報告は見当たらない。

#### IV-3. 「日高十勝方面旧土人調査」(1935年調査)に関する資料

中野征紀・塩田勲（北大医学部解剖学第一講座助手）が1935年9月1日～12日に行った調査の報告書（未発表原稿）である「日高十勝方面旧土人調査報告書」（資料3）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 中野征紀・塩田勲は、9月1日に札幌を発ち、様似（1日）、様似・幌泉（2日）、幌泉・小越（3日）、小越・庶野（4日）、広尾（5日～9日）、広尾・大樹・帶広（10日）、大津（11日）と日高・十勝地域の各地において、アイヌ墓地の有無を調査し、12日に帰札した。
2. 9月7日には、広尾村野塚で区長に土葬されたアイヌの「骨格寄贈の運動」を依頼した。
3. 9月10日には、死亡したアイヌの「骨格寄贈」を大樹村役場に相談した。

資料3は、山崎春雄が日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小（アイヌ）委員会「アイヌ綜合研究 解剖学部」の一環として、1934年に様似郡・幌泉郡・広尾郡内各村において、アイヌ墓地・アイヌ墓を調査し、北大医学部への「骨格寄贈」を働きかけていた証左である。しかし、山崎春雄が1934年以降にアイヌ人骨を発掘・収受した形跡は見当たらない。1935年度研究調査報告書である日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第2回 昭和12年5月』には、「日高十勝方面旧土人調査」への言及はない。

#### IV-4. 「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」(1936年調査)に関する資料

先述した「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」（資料1）と共に方法で調査した報告書（未発表原稿）である山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」（資料4）からは、以下の諸点が明らかとなった

1. 調査期間は1936年2月3日～11日、調査地は旭川市近文、調査者は北大医学部解剖学第一講座（教授山崎春雄、助教授岡田正夫、助手中野征紀、助手塩田勲）、調査方法は生体測定及び写真撮影である。
2. 調査では、特に、頭部の生体測定と三方面からの写真撮影を「精密」を行い、写真は約600枚撮影した。
3. 計測事項は、整理中である。
4. 調査の趣意への理解を得て多数の協力を得るために、あらかじめ2回にわたり近文へ出張し、「部落有志、旭川市当局」と懇談し、近文在住者宅の一部を借り受け、調査場の準備を行った。

5. 調査対象者は、近文在住のアイヌ人口292人中184人である。

計測事項は整理中とあるが、整理結果を示す資料は見当たらない。

#### IV-5. 北海道庁警察部による児玉作左衛門取り調べ再考

児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」(資料5-1)、「第8小(アイヌ調査)委員会第2回会議記事」(資料5-2)、児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」(資料5-3)、1935年4月25日付北海道庁学務部長長橋茂男宛て北大医学部長山上熊郎依頼文書「北大医基秘第八五号」(資料5-4)、1935年5月3日付北大医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨発見届出ノ場合通知ニ関スル件」(資料5-5)からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、1934年7月25日に北海道庁警察部長を、27日に警察部衛生課を訪ねた。用件は、八雲町遊楽部発掘届の提出である。
2. 「人骨発掘発見ニ関スル規程」は、「古墳及墳墓以外ノ場所」における人骨発掘は、発掘地の所有者、管理者、または占有者等の承諾書を添えて、人骨所在地所轄の警察署長を経由して届出し、北海道庁長官の許可を得ることと定めたが、北海道庁学務部社寺兵事課は、「許可は容易には説明しない方針」と述べた。
3. 児玉作左衛門は、第8小(アイヌ)委員会の第2回会議(1935年1月21日開催)において、「人骨発掘発見ニ関スル規程」が「学術上ノ調査ニ不便ヲ与フルコトナキ様」、すなわち、アイヌ人骨の発掘の妨げとならないようにと発議した。委員会は、委員長永井潜及び委員今裕が北海道庁長官との折衝にあたることとした。
4. 児玉作左衛門は、北海道庁の人事異動を契機に、新たに就任した学務部長・社寺兵事課長の説得に成功した、と述べている。学務部長は1934年11月1日付、社寺兵事課長は同年12月24日付で異動があった。
5. 北大医学部長は、1935年4月25日付で北海道庁学務部長宛に、人骨発見届があれば北大医学部へ通知し、発掘に際しては北海道庁関係課の指令を仰ぐので便宜を計ってほしいと要請した。学務部長は、北大医学部長の要請に応ずる旨、5月3日付で回答した。
6. 児玉作左衛門は、1935年4月に、森町旧アイヌ墓地(私有地)の発掘願を土地管理者の承諾書と共に道庁に提出し、許可の指令を得て7月10日から発掘に取りかかったと述べている。

医学部解剖学第一講座・同第二講座は、北大医学部長と北海道庁学務部長との応答を経て、「人骨発掘発見ニ関スル規程」公布からほぼ8ヶ月後の1935年5月には、アイヌ人骨発見に関する届出があれば、その都度北海道庁から通知を得られることとなったのである。

#### IV-6. 八雲町遊楽部における発掘手続に関する資料

児玉作左衛門による書込のある「南江堂書店製カレンダー」(1934年5~7月)(資料6-1)、旧アイヌ墓地(私有地)所有者5Kの1934年付「土地発掘承諾書」(資料6-2)、1934年5月10日付八雲町長宛て児玉作左衛門「土地発掘承諾願」、1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長「承諾」(資料6-3)、1934年7月26日付北海道庁警察部長宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品発掘届」(資料6-4)、1934年7[8]月26[6]日付由越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品〔埋蔵物〕発掘届」(資料6-5)、1934年8月6日付北海道庁長官宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」(資料6-6)、1934年8月付北海道庁長官宛て児玉作左衛門「埋蔵物発掘届」(資料6-7)、児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」(資料5-1)、1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領收証」(資料6-8)からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は単独あるいは伊藤昌一(医学部解剖学第二講座助教授)等と、八雲町遊楽部にお

いて、1934年5月12日～14日、5月18日～23日、5月28日～6月4日、6月8日～13日、6月20日～26日、合計30日間調査・発掘に従事した。解剖学第二講座のスタッフは、5月18日～23日、5月25日～30日、6月2日～6月26日、7月11日～16日、合計43日間調査・発掘を行った。

2. 5月13日に試掘し、5月23日には碑を建立した。
3. 6月2日～4日には森町・落部村で調査を行った。
4. 旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Kは、所有地内における発掘、発掘品の北大医学部への寄贈を承諾した。
5. 児玉作左衛門は、八雲町長宛てに旧アイヌ墓地（町有地）の「土地発掘承諾願」を、試掘（5月13日）前に遡った5月10日付で作成して提出したが、八雲町長は「土地発掘承諾願」を受理した8月19日付で承諾した。
6. 児玉作左衛門は、当初は北海道庁警察部長と八雲警察署長にそれぞれ宛てた「発掘届」を7月26日付で作成したが、宛先を北海道庁長官とするよう求められて宛先を変更し、8月6日付・8月付で北海道庁長官宛て「埋蔵物発掘届」を作成した。
7. 児玉作左衛門が、「埋蔵物発掘届」に添付する書類を揃えたのは、八雲町長が「土地発掘承諾願」に対して承諾を発行した1934年8月19日以降であった。
8. 1934年6月14日、北大医学部会計係は、八雲町宛ての「祭祀料」として、児玉作左衛門に200円を医学部校費で立て替えた。児玉作左衛門は10月4日に、医学部会計係へ同額を返納した。返納金は、日本学術振興会からの「アイヌ綜合研究 解剖学部」交付金で充当したと考えられる。「祭祀料」の明細は不詳である。

児玉作左衛門は、1934年6月18日～7月25日の間に、北海道庁警察部から八雲町遊楽部における発掘について取調を受けた。取調に際して、児玉作左衛門は、発掘地の所有者・管理者の承諾を得ていると主張した。取調後にそれらを証拠だてるため、児玉作左衛門は、旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Kと、旧アイヌ墓地（町有地）の管理者（八雲町長）の「承諾書」を整えたのである。

#### IV-7. 浦幌村愛牛における発掘手続に関する資料

1934年10月付北大医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」（資料7-1）、1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」（資料7-2）、1934年10月25日付北海道庁長官宛て児玉作左衛門「人骨発掘願」（資料7-3）からは、以下の諸点が明らかとなる。

1. 児玉作左衛門は、浦幌村大字愛牛に在住・関係するアイヌ3人から、遺骨の発掘と北大医学部への寄贈を承諾する旨の1934年10月付「承諾書」を得た。
2. 児玉作左衛門は、浦幌村長から浦幌村大字愛牛字＊＊＊＊＊に埋葬されているアイヌ人骨の発掘を承諾する旨の1934年10月25日付「承諾書」（資料7-2）を得た。
3. 児玉作左衛門は、1934年10月25～27日に浦幌村で発掘を行い、発掘した人骨を北大医学部に保存する旨の1934年10月25日付「人骨発掘願」を、発掘地管理者の「承諾書」1通を添えて、北海道庁長官宛に提出した。「承諾書」は、上記の浦幌村長「承諾書」と考えられる。
4. 1934年10月25日付「人骨発掘願」は、北海道庁警察部池田警察署が受理した。

浦幌村愛牛における発掘（1934年10月25～27日）は、「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道令第八十三号）の1934年10月19日公布直後にあたる。同規程にしたがい、児玉作左衛門は、愛牛に在住・関係するアイヌ、浦幌村長からの「承諾書」を揃え、北海道庁長官宛て「人骨発掘願」を作成した。

児玉作左衛門が提出した「人骨発掘願」は、北海道長官の許可を受けるべく、「人骨発掘発見ニ関スル規程」の第三条「本令ニ依リ提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ経由スベシ」に従って、浦幌村を所轄する池田警察署長が受理した。

#### IV-8. 森町における発掘手続に関する資料

森警察署長宛て北海道庁封筒（資料8-1）、1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八書簡（資料8-2）、1935年5月29日付北大医学部長宛て北海道庁長官「亥兵第四三六号 指令」（資料8-3）、1935年5月付北海道庁長官宛て「人骨発掘ニ関スル許可願」（資料8-4）、児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」（資料8-5）、森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録（資料8-6）、「墓地買入に関するメモランダム」（資料8-7）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、1934年6月、森町旧アイヌ墓地（私有地）の所有者5Lを訪問して、所有地内に埋葬された人骨の発掘と北大での保管を要請して、断られた。
2. 1934年8月27日付森町役場渡辺庄八書簡により、5Lの意向として、①「墳墓発掘の法規的手段」を踏まえること、②新墓地買収費と「葬埋料」等の負担を条件に、所有地内の人骨の発掘と北大での保管を応諾する旨、児玉作左衛門に伝えられた。
3. 児玉作左衛門は、1934年9月に5Lと再面談し、アイヌ居住地の歴史、家族関係・被埋葬者の氏名や没年等を聞き取り、発掘の承諾を得た。
4. 児玉作左衛門は、1935年5月付「人骨発掘ニ関スル許可願」のひな形を、北海道庁より提供を受けた。森町における発掘に際して、児玉作左衛門は、発掘許可願を北大医学部長名で整えて、同年5月11日付で提出した。
5. 北海道庁長官は、1935年5月29日付で発掘・保管の許可指令書を発行した。指令書は、所轄の森警察署経由で、児玉作左衛門に引き渡された。
6. 児玉作左衛門は、上記指令書を得て、1935年7月10日～17日に、森町所在の旧アイヌ墓地を発掘した。
5. 発掘等にかかる諸費用（交通費、宿泊費、人件費等）は、212円73銭であった。
6. 北大医学部で收受する以外の「埋骨」は、5Lの意向により、改葬を行った。森共同墓地への改葬費（墓地買入、墓標、僧侶謝礼、供物等）は36円20銭であった。別に5Lには「諸雑費」として、発掘に従事した北大医学部助手達と同額の5円を贈呈した。

#### IV-9. 落部村における発掘手続に関する資料

1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長「承諾書送付ノ件」（資料9-1）、1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」（資料9-2）、1935年7月17日付9A「承諾書」（資料9-3）、1935年8月付北海道庁長官宛て北大医学部長「人骨発掘許可願」（資料9-4）、「土地所有者9A及び所有地に関するメモランダム」（資料9-5）、1935年9月3日付北大医学部長宛て北海道庁長官「亥兵第七四二号 指令」（資料9-6）、「落部村メモランダム」（資料9-7）、1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・内訳別紙3枚（資料9-8）、1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」（資料9-9）からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 児玉作左衛門は、落部村の旧アイヌ墓地（私有地）の所有者9Aより、私有地内の発掘を認める旨の1935年7月17日付「承諾書」を得た。
2. 児玉作左衛門は、発掘許可願を北大医学部長名で整えて、発掘地所有者9Aの「承諾書」を添えて、同年8月19日付で提出した。
3. 北海道庁長官は、1935年9月3日付で許可指令書を発行した。指令書は、所轄の森警察署経由で、児玉作左衛門に引き渡された。
4. 児玉作左衛門は、上記指令書を得て、1935年9月4日～10日に落部村での発掘を行った。
5. 落部村在住者は、英國領事館員盗掘にかかわる落部村アイヌ13人の名を刻んだ石碑を落部村共同墓地へ移設し、発掘跡地に「木標」（木製の墓標）を建立する意向を有していた。
6. 落部在住者へ支払った発掘等にかかる諸費用（「人夫賃」、墓地・墓標費、供物、僧侶への謝礼、協力者への謝礼等）は、96円45銭であった。

#### IV-10. 横太における発掘手続に関する資料

井上善十郎・岡田正夫「横太旧土人ニ関スル調査研究」(1936年6月)及び「1936年横太調査日程」(資料10-1)、1936年6月付横太府長官宛て北大医学部長「古墳発掘許可願」(資料10-2)、「10A 遺骨書類」(資料10-3)からは、以下の諸点が明らかとなった。

1. 日本学術振興会第8小(アイヌ)委員会は、1936年7月13日～23日の日程で、「アイヌ綜合研究」の一環として横太での調査を行った。調査では、診療班・調査班に分かれ、横太豊原・多蘭泊・登富津・富浜・白浜・新間・オタス等の地域で、診療・調査活動を行った。  
ただし、山崎春雄・児玉作左衛門が担当した研究事項「体质人類学的研究」は、「追ツテ適當ノ時期ニ行フ」とし、別行動であった。
2. 上記調査では、寄生虫検査の協力者には「薄謝」を、診療・調査の呼集に応じた者には成人は20～30銭を、子どもにはキャラメルのような食品を準備した。
3. 児玉作左衛門は、横太での発掘に備えて、横太府長官宛ての「古墳発掘許可願」を北大医学部長名で整え、1936年6月付で作成した。上記の許可願では、横太栄浜郡栄浜村(大字栄浜、大字相浜、大字魯礼)における発掘を認めるよう、申請した。発掘期間は1ヶ月を見込んだ。
4. 児玉作左衛門は、遺骨の提供に際して贈呈する「祭祀料」について、その「領収書」のひな形も準備していた。
5. 児玉作左衛門は、1936年8月付で、栄浜在住の紹介人を介し、10Aの遺骨を北大医学部へ提供する旨、相続人の「承諾書」を得た。
6. 児玉作左衛門は、遺骨の提供にあたって紹介人に「祭祀料」15円を預け、1936年8月31日付「預書」を受け取った。

#### IV-11. その他の地域におけるアイヌ人骨の収蔵経緯に関する資料

八雲町遊楽部・森町・浦幌村・落部村・横太以外の地域における、「人骨処分許可願」、「人骨発見届」、「指令」等は下記のようである。関連する地域等は( )に記した。

1. 1935年8月付北海道府長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」(宗谷郡宗谷村)
2. 1935年付北海道府長官佐上信一宛て11C「人骨発見届」(虻田郡虻田村字本町 北海水力電気株式会社虻田出張所所有地内)
3. 1935年8月付北海道府長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」(虻田郡虻田村字本町 北海水力電気株式会社虻田出張所所有地内)
4. 静内警察署経由、1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道府長官佐上信一「亥兵第七九三号 指令」(発見人骨を北大医学部に保管の件許可)(静内郡静内町)
5. 1935年9月11日付消印の児玉作左衛門宛て静内警察署「封筒」(静内郡静内町)
6. 江別警察署経由、1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道府長官佐上信一「亥兵第八九九号 指令」(発見人骨を北大医学部に保管の件許可)(札幌郡江別町)
7. 1935年10月14日消印の児玉作左衛門宛て江別警察署「封筒」(札幌郡江別町)
8. 北海道府長官池田清宛て北大医学部長大野精七「人骨発掘許可願」(書式用紙)
9. 1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」(占守島発掘頭蓋骨代金50円)(占守島村上崎)
10. 久遠警察署経由、1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道府長官石黒英彦「丑兵第五四五号 指令」(発見人骨・副葬品を北大医学部に保管の件許可)(久遠郡久遠村)
11. 1937年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」(久遠郡久遠村)
12. 1937年8月24日付児玉作左右衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」(頭骨3体・骨骼2体・写真10枚送付方通知)(釧路市)
13. 釧路警察署経由、1937年8月27日付11I・児玉作左衛門宛て北海道府長官「丑兵第七〇二号 指令」(発見人骨を北大医学部に保管の件許可)(釧路市)

14. 静内警察署経由、1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官「丑兵第九六九号 指令」〈発見人骨の処分の件許可〉(沙流郡門別村)
15. 国後警察署経由、1938年8月9日付児玉作左衛門外1名宛て北海道庁長官石黒英彦「寅兵第七二一号 指令」〈人骨処分の件許可〉(国後郡)
16. 国後警察署経由、1938年12月7日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官石黒英彦「寅兵第一〇九二号 指令〈人骨処分の件許可〉」(国後郡)
17. 1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」(北海道庁長官宛て人骨発見届の提出依頼) (常呂郡常呂村)
18. 札幌警察署経由、1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官戸塚九一郎「巳学第九七九号 指令」〈人骨処分の件許可〉(札幌市)

上記資料18点が関係する地域は、宗谷郡宗谷村、虻田郡虻田村、静内郡静内町、札幌郡江別町、千島列島占守島、久遠郡久遠村、釧路市、沙流郡門別村、国後島、常呂郡常呂村、札幌市の11箇所である。児玉作左衛門（医学部解剖学第二講座）が発掘を行った八雲町遊楽部・浦幌村愛牛・森町・落部村・樺太を加えて16箇所であり、発掘及び収藏に関する資料は依然として部分的である。

とはいって、児玉作左衛門の手許に残っていた北海道庁長官「指令」は、旧アイヌ墓地等における児玉作左衛門の発掘及び人骨の收受が、「人骨発掘発見ニ関スル規程」(北海道庁令第八十三号、1934年10月19日公布)の「本令ニ依リ提出スル願届書類ハ人骨所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ」(第三条)、「現状ヲ変更シ又ハ人骨ヲ処分セントスルトキハ長官ノ許可ヲ受クベシ」(第二条第五号)との規定にもとづいてなされたことの証左である。

#### [注]

<sup>1</sup> 「アイヌ旧第8小委員会概要 (昭和13年5月)」、日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』1939年1月、135頁。

<sup>2</sup> 『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』139頁。

山崎春雄のアイヌ生体計測・写真撮影については、『北海道大学医学部アイヌ人骨収藏経緯に関する調査報告書』(北海道大学総長佐伯浩、2013年3月、23~25頁)を参照されたい。

以下では、上記報告書を『2013年報告書』と略記する場合がある。

<sup>3</sup> 岡田正夫「アイヌの指紋掌紋の研究(第一報) 沙流地方アイヌの指紋に就て」、『民族衛生』第4卷第5・6号、1935年12月、113頁。

毛利悌雄「「アイヌ」掌紋ノ研究」(『解剖学雑誌』第12卷第2号、1938年7月)等は、『2013年報告書』(26・28頁)を参照されたい。

<sup>4</sup> 「同上」113頁。

<sup>5</sup> 「同上」113~114頁。

<sup>6</sup> 1935年1月21日開催の日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小(アイヌ)委員会第2回会議が、1934年度の第2回であるのか、第8小(アイヌ)委員会に課せられた綜合研究全期間(1933年度~1937年度)を通じた第2回であるのかを判断できる資料は見当たらない。

ちなみに、第8小(アイヌ)委員会は、第1回会議を1933年12月15日に北海道帝国大学において開催した。第1回会議については、『2013年報告書』(20~22頁)を参照されたい。

日本学術振興会の刊行物における第8小(アイヌ)委員会開催に関する記述は、「昭和13年1月21日最終ノ委員会ニ於ケル決議ニヨリ、本委員会ハ13年3月31日ヲ以テ解散」(『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』133頁)との如き域を出ていない。

<sup>7</sup> [ ] 内は引用者が補った。以下、同じ。

<sup>8</sup> 日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第1回 昭和11年5月』1936年11月、58・66頁。寺尾新は、1935年10月1日現在農林省水産講習所教授である(内閣印刷局『職員録 昭和十年一月一日現在』1935年3月23日、195頁)。

<sup>9</sup> 『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第3回 昭和13年5月』136頁。

- <sup>10</sup> 資料中、「発掘」と記述がある場合は原資料のまま翻刻する。以下、同じ。
- <sup>11</sup> 日本学術振興会の「一般援助申請書」様式（一般援助補助用第1様式ノ1）の欄外には「第 常置委員会援（ ）」とある（日本学術振興会編・発行『昭和十六年八月 日本学術振興会要覧』1941年、78頁）。
- <sup>12</sup> イザベラ・バード、金坂清則訳注『完訳日本奥地紀行3 北海道・アイヌの世界』平凡社、東洋文庫828、2012年、131頁。
- <sup>13</sup> 北海道帝国大学医学部『屍体原簿 2 異常解剖』の表紙裏に添附してある「祭祀料」の金額表によった。「祭祀料」を定めた規程等は不詳である。
- <sup>14</sup> 「2013年報告書」（16頁）では、医学部解剖学第一講座山崎春雄は「1931・1933・1934年のアイヌ人骨発掘の意図、アイヌ墓地発掘・アイヌ人骨收藏にいたる経緯を記していない。收藏アイヌ人骨にもとづく研究論文を発表した形跡も見当たらない」と述べている。
- <sup>15</sup> 「特別及ビ小委員会並ニ物理探鉱試験所ノ一般」（其ノ3）、日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第7回 16年度 昭和17年5月』1943年3月、一覧表6頁。「特別及ビ小委員会並ニ物理探鉱試験所ノ一般」は、研究事項毎の予算・支出・残額の一覧表である。
- <sup>16</sup> 同資料では、「訪問」が「訪門」と記述されている。以下、原資料のまま表示する。
- <sup>17</sup> 中野征紀・塩田勲が医学部解剖学第一講座助手であることは、北海道帝国大学編・発行『昭和十年十月一日現在 職員録』（25頁）によった。
- <sup>18</sup> 日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第2回 昭和12年5月』1938年1月、88頁。
- <sup>19</sup> 日本学術振興会編・発行『特別及ビ小委員会ニヨル綜合研究ノ概要 第4回 13年度 昭和14年5月』1940年4月、138頁。
- <sup>20</sup> 山崎春雄「旭川市近文「アイヌ」部落ニ於ケル「アイヌ」人ノ生体測定」、『日本聯合衛生学会々誌』第8卷、1936年7月、100頁。
- <sup>21</sup> 1932年2月25日北海道府達第一号「北海道府処務規程」第11条第8項第9号、北海道府編・発行『北海道府処務規程』1932年、30頁。  
「北海道府処務規程」は、公布以降に1933年5月（府達第七号）、同8月（府達第十号）、1934年8月（府達第三号）、1935年1月（府達第一号）と改正されたが、アイヌ人骨発掘にかかる学務部社寺兵事課・警察部刑事課・同衛生課所掌事項に変更はない。
- <sup>22</sup> 児玉作左衛門「ドクロとともに アイヌ研究の三十年」、1959年3月16日付『北海道新聞』朝刊。
- <sup>23</sup> 1932年2月25日北海道府達第一号「北海道府処務規程」第11条第6項第2号、『北海道府処務規程』27頁。
- <sup>24</sup> 「刑法」は、三省堂編輯所編『新輯 六法全書』（1934年、22頁）を参照した。
- <sup>25</sup> 北大医学部教員については、北海道帝国大学編・発行『昭和九年十月十日現在 職員録』（1934年）、北海道帝国大学編・発行『北海道帝国大学一覧 昭和九年』（1934年）を参照した。
- <sup>26</sup> 「人骨発掘発見ニ関スル規程」（北海道府令第八十三号、1934年10月19日）、『北海道府公報』第530号、1934年10月19日、4頁。
- <sup>27</sup> 児玉作左衛門「ドクロとともに アイヌ研究の三十年」。
- <sup>28</sup> 北海道府学務部社寺兵事課「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」、『北海道府公報』第530号、14~15頁。
- <sup>29</sup> 「人骨発掘発見ニ関スル規程」と「人骨発掘発見に関する規程発布に就て」との整合性の有無に関しては、資料調査も含めて今後を期す他ない。
- <sup>30</sup> 伊藤謹二が学務部社寺兵事課長であることは、北海道府長官官房秘書課編・発行『昭和九年四月一日現在 北海道府職員録』（1934年、62頁）によっている。川上和吉の異動は、「叙任及辞令」欄（『北海道府公報』第604号、1935年1月25日、13頁）によっている。学務部長の異動は『北海道府公報』第544号（1934年11月6日、23頁）によっている。
- <sup>31</sup> 児玉作左衛門「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」（『北海道帝国大学医学部解剖学教室研究報告』第1輯、1936年11月）、北海道帝国大学編・発行『昭和九年十月一日現在 職員録』、北海道帝国大学編・発行『北海道帝国大学一覧 昭和九年』等を参照した。
- <sup>32</sup> 児玉作左衛門「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」13頁。
- <sup>33</sup> 「同上」13~14頁。  
資料6-1（カレンダー）の5月23日の欄には「碑建立」と記述があるが、碑裏面には「五月廿二日」と墨書きされている（『2013年報告書』34頁掲載写真）。『2013年報告書』（123頁）では、児玉作左衛門が「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」で碑建立を5月23日としたのは「記憶違いか誤植」と断じた。  
しかし、本報告書では、『2013年報告書』の記述を訂正し、碑には5月22日と、カレンダーの書込・児玉論文には建立は5月23日とあると記すほかない。
- <sup>34</sup> 「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」15・18頁。
- <sup>35</sup> 「同上」19頁。
- <sup>36</sup> 「同上」19頁。
- <sup>37</sup> 「同上」19頁。
- <sup>38</sup> 「同上」20頁。
- <sup>39</sup> 松田武策は、八雲町遊楽部における発掘に際して、1934年5月22日に、5K・児玉作左衛門・犬飼哲男・松木光治とともに「現在のアイヌ墓地」（町営墓地）に、「八雲遊楽部ウタリー之靈位」と記した墓標を建て、慰靈祭を挙行した（『2013年報告書』34頁）。
- <sup>40</sup> 1932年2月25日北海道府達第一号「北海道府処務規程」第11条第8項第9号、『北海道府処務規程』30頁。

<sup>41</sup> 文中の「地形見取略図第二図」、「地形見取略図第三図」、「地形見取図第四図」、「地形見取図第五図」は、それぞれ「児玉家資料」中の「八雲町南墓地北部地図」、「八雲町南墓地南部地図」、「八雲町北墓地北部地図」、「八雲町北墓地南部地図」が相当するものと考えられる。発掘副葬品写真・地図は、後に児玉作左衛門「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」(16・17・30・33頁)に載せた図版の下書きであろう。児玉作左衛門は、八雲町遊楽部発掘時に発掘副葬品写真・地図を作成していたと考えられる。

<sup>42</sup> 「八雲遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」13・15頁。『2013年報告書』(33~34頁)も参照されたい。

<sup>43</sup> 児玉家資料。

<sup>44</sup> 「八雲町遊楽部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」7頁。

<sup>45</sup> 「同上」7~8頁。児玉作左衛門が言及した「戸口調査」は、本報告書冒頭「2 日本学術振興会学術部第八常置委員会第8小(アイヌ)委員会「アイヌノ医学的民族生物学的調査研究」解剖学部に関する資料」中で言及した「戸口調査」のことである。「戸口調査」の所在は不詳であり、「戸口調査」項目は不詳であるが、「八雲町遊楽部土人名簿 昭和九年五月調」の事項(氏名・家族関係・年齢・民族)から、第8小(アイヌ)委員会が行った「戸口調査」項目を類推するほかない。

<sup>46</sup> 「6Jノ話」、児玉作左衛門「アイヌ聞書抄」(児玉家資料)。

「アイヌ聞書抄」(B5版洋紙66枚、B5版北海道帝国大学医学部糞紙3枚、ペン・インク、鉛筆・色鉛筆による書込)は、アイヌ・和人からの「聞書」27件、アイヌ関係文献・資料からの抜粋である「アイヌ文献記録」5件からなっている。

児玉作左衛門は、アイヌ・和人から聞き取りを行って「聞書」を作成した。伊藤昌一が1件、渡辺左武郎と榎原徳太郎が共同で1件の聞き取りを行っているが、「聞書」として記録したのは渡辺左武郎である。聞き取りを行った時期は、1935年9月9日と記してある「聞書」が1件、同年5月12日、同年9月20日、同年9月25日、「ココノ発掘ノ時」(愛牛において発掘した1934年10月27日~31日)と記してある「聞書」が各1件ある。その他の22件については聞き取りを行った時の記載がない。

「聞書」には記録と記録前の「聞き取り」のメモランダム、あるいは「下書き」と見なしうるものとが混在している。

なお、記録した「聞書」の元となった聞き取り資料は、管見の限り「児玉家資料」には見当たらない。

「アイヌ文献記録」は、児玉作左衛門が、満岡伸一『アイヌの足跡』(真正堂、1934年、76頁)、佐々木長左衛門編『アイヌの話』(旭屋書店、1922年、39頁)、「落部役場土人名簿」(出典は記載がない)、「森村沿革」(出典は記載がない)、「鶴ノ木村沿革」(出典は記載がない)から作成した抜き書きである。いずれも作成時の記載はない。

「アイヌ聞書抄」の記載内容は、①旧アイヌ墓地の様態、②被埋葬者と現存者との血縁・婚姻関係、③死亡妊娠婦埋葬法、④人肉食の伝聞に大別できる。

「聞書」は、問わず語りを記録したのではなく、児玉作左衛門が機に応じてなした意図的な質問への回答を記録したと考えるのが至当である。しかしながら、児玉作左衛門が聞き取り相手に、どのような質問を向けたのかを示す資料は見当たらない。

また、児玉作左衛門は「聞書」作成の意図を述べていない。

しかし、①旧アイヌ墓地の様態、②被埋葬者と現存者との血縁・婚姻関係は、戸籍・除籍に関する謄本を参照しながら、現存者から旧アイヌ墓地の被埋葬者と現存者との関わりを聞き取って、被埋葬者の氏名・生没年等を確認し、あわせて「純粹」なアイヌ民族を個々に特定するための作業であったと考えられる。特に、八雲町遊楽部・森町・落部村・長万部・浦幌村愛牛の発掘に前後して、周到に調査に臨んだ。

③はアイヌ民族が死亡した妊娠婦の屍体を開腹して胎児を取り出し、母体とともに埋葬する習俗を聞き出し、アイヌ民族が屍体を開腹することをもって、発掘したアイヌ頭蓋骨に見出した大後頭口損傷が人為的損傷であるとの傍証とする意図によるものである。しかし、明らかになったのは妊娠婦に胎児を抱かせることで想切に埋葬するアイヌ民族の心性・習俗であり、児玉作左衛門の意図を証することにはつながらなかった。児玉作左衛門は、死亡した妊娠婦の埋葬に関しては、「アイヌ民族に於ける妊娠婦屍体解剖の奇習」(『北海警友』1938年6月、1~6頁)に、聞き取った事実だけを記す他なかつたのである。

④はアイヌ民族には人肉食の風習があったと証して、大後頭口を切除して取り出した脳漿を食したことの傍証とする意図によるものである。しかし、「聞書」による限り大後頭口切除に関する証言を得ることはできなかった。ここでも児玉作左衛門の意図は達成されなかつたが、大後頭口損傷は人為的だと見解に固執し、ついには自説が破綻した経緯は『2013年報告書』に記したとおりである。

<sup>47</sup> 「7A戸籍謄本」(1934年11月1日に取得)、「7B戸籍謄本」(1934年11月1日に取得)。7A戸籍謄本中にある「7C」(住所が愛牛字\*\*\*\*\*)は一字異なるが、「7C」と同一人物である。

<sup>48</sup> 浦幌村社会教育協会編『浦幌村五十年沿革史』浦幌村役場、1949年、342~345頁。

<sup>49</sup> 北海道庁総務部人事課編・発行『昭和十年六月一日現在 北海道庁職員録』132頁。

<sup>50</sup> 戸籍謄本取得の意図を見定め得る資料は見当たらないが、「7D戸籍謄本」取得は、1933年2月1日であり、児玉作左衛門が発掘以前に浦幌村愛牛に在住するアイヌに着目していたことを窺える。

<sup>51</sup> 「[愛牛在住者・故人と被埋葬者との血縁・姻戚関係等]」、「アイヌ聞書抄」収録。

<sup>52</sup> 「渡辺庄八」は森町助役(1947年9月~1951年9月)、同収入役(1951年12月~1967年12月)を勤めた渡辺庄八と同一人物であろう(森町編・発行『森町史』1980年、222~223頁)。1925年頃の森町役場の機構と人員構成は、町長の下に助役・収入役、助役の下に戸籍係(2名)、勧業係(2名)、兵事・学事係(1名)、庶務係(1名)、税務係(5名)であったという(『森町史』179頁)。

北海道庁学務部社寺兵事課が「人骨発掘発見ニ関スル規程」を所掌していたことに照らせば、渡辺庄八が属していたの

は兵事・学事係となろう。

- 53 「5L戸籍謄本」には長女の生没年（月日の記載はない）と「\*\*埋葬」（\*\*は地名）との書込がある。児玉作左衛門は、同謄本に長女の記載はなかったと記していた。当然筆である。
- 54 『森町史』1000～1001頁。
- 55 「森」・「5L家変遷史」、「アイヌ聞書抄」収録。
- 56 「八雲遊樂部に於けるアイヌ墳墓遺跡の発掘に就て」19～20頁。『2013年報告書』（38～39頁）も参照されたい。
- 57 渡辺左武郎「児玉先生の憶い出——戦前のアイヌ墳墓発掘のことなど」、『北海道の文化』第21号、1971年3月、5頁。
- 58 1969年7月30日付『北海道新聞』夕刊は、児玉作左衛門が八雲町文化財調査委員・有識者からの返還要望に応じて石碑を返却したと報じた。同紙は「土地所有者らの了解を得て持ってきた」との児玉作左衛門の談話を載せている。「落部土人供養碑」と町営八雲墓地に移設された石碑については『2013年報告書』（40～42頁）を参照されたい。
- 59 渡島教育会落部村支会編・発行『落部村郷土史』1939年、94頁。『2013年報告書』（40頁）も参照されたい。
- 60 9Fは姓、9Iは姓名の表示であるため確定はできないが、同一人物の可能性がある。
- 61 「アイヌ聞書抄」収録。
- 62 1936年3月19日付『樺太日日新聞』。記事中の「既報」は、1935年10月1日付同紙が「日本学術振興会／樺太アイヌ研究／明夏大挙して来島」と見出しを掲げ、以下のように報じたことを指している。  
北進日本の提唱と共に樺太の存在は政治的にも経済的にも漸次重要視されるに至り樺太視察者も年を追ふて増加の傾向にあるが今度は明年の六七月頃東京、京都、東北、北海道各帝大の教授から組織される日本学術振興会の学者達が助手其の他一行五十名が大挙して来島二、三週間の予定で樺太に於けるアイヌの生活状態に就いて研究することになった。一行には前東大医学部長林春雄氏同現医学部長永井潜氏、金沢医大の古家芳雄教授東北大学の長谷部言仁教授等の顔も混つてゐる。まだ樺太府に正式通知があつた訳ではないが九鬼豊原医院院長宛内交渉があつたから十中の八九までは実現するものと予想される  
「古家芳雄」は古屋芳雄、「長谷部言仁」は長谷部言人の誤植である。また、第8小（アイヌ）委員会に、京都帝国大学関係者や長谷部言人は参画していない。
- 63 1936年6月5日付『樺太日日新聞』。
- 64 千徳太郎治『樺太アイヌ叢話』市光堂、1929年、64～65頁。他に、田村将人「白浜における集住政策の意図と樺太アイヌの反応」（『北海道開拓記念館研究紀要』第35号、2007年、87～99頁）を参照した。
- 65 樺太府長官官房秘書課編・発行『樺太府職員録 昭和十年八月一日現在』1935年9月、423頁。
- 66 1936年1月9日付『北海タイムス』。木箱内の切り抜き記事は洋紙に貼付され、洋紙の余白に「昭和十一年一月八日 北海タイムス紙」と書き込みがある。しかし、北海道大学附属図書館所蔵『北海タイムス』（マイクロフィルム版）によれば、同記事は1931年1月9日付『北海タイムス』に載っている。
- 67 岩間庄八の職歴は、『昭和九年四月一日現在 北海道府職員録』、『昭和十年六月一日現在 北海道府職員録』、北海道府総務部人事課編・発行『昭和十一年六月一日現在 北海道府職員録』（1936年）、北海道府総務部人事課編・発行『昭和十二年六月一日現在 北海道府職員録』（1937年）、北海道府総務部人事課編・発行『昭和十三年七月一日現在 北海道府職員録』（1938年）を参照した。  
北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園編・発行『北大植物園資料目録 第8号 千島列島出土考古資料目録』（2016年）に、1935年9月に岩間庄八が寄贈した国後島ニ木城・小田富遺跡にかかる石ランプなどの記載（52～54頁、資料番号18363～18400）と解説（加藤克「北海道大学植物園・博物館所蔵考古資料に付属する資料情報の課題～千島列島出土資料を中心に」312～315頁）がある。
- 岩間庄八は、「民俗覚書き◆いぶし肉の話」（『北海道の文化』第6号、1964年3月、59頁）、「民俗覚書き◇原始共産制の話 ◇うぶ水の話 ◇変つた凍死の話 ◇チヤランケの選手」（『北海道の文化』第7号、1964年10月、59～60頁）を著している。「いぶし肉の話」では、美幌警察署長の任に就いていた1941年3月7日に、児玉作左衛門の添書を持参したマライニをアイヌ居住地域へ案内したと述べている。
- 68 新谷廣治は、1933年6月1日以降は村会議員（1963年4月28日まで）、1935年7月以降は常呂漁業協同組合組合長（1946年まで）の任にあった（常呂町史編さん委員会編『常呂町史』常呂町、1969年、170～171・334頁）。新谷廣治の常呂村における位置・人物評は、清水昭典「総力戦下の村常会・町内会・部落会——北海道常呂郡常呂村の場合——」（『北大法学論集』第36巻第1・2号、1985年9月、94～95頁）によった。
- 69 山田久七の常呂村における位置は、「総力戦下の村常会・町内会・部落会——北海道常呂郡常呂村の場合——」（95頁）によった。山田久七が常呂村会議員であったことは『常呂町史』（169～170頁）、常呂商工会頭であったことは『常呂町史』（397頁）によった。清水昭典は村議「七期当選」と述べているが、『常呂町史』によれば山田久七は村議を8期務めた。
- 70 「総力戦下の村常会・町内会・部落会——北海道常呂郡常呂村の場合——」95頁。
- 71 『2013年報告書』86頁。伊藤昌一の「人骨発掘発見ニ関スル規程」に則っていたとの主張は正確であったが、海馬沢博による児玉作左衛門批判が行われた1980年代に、医学部による調査は関係者の記憶に依拠するばかりで、「人骨発掘発見ニ関スル規程」にさえ到達しなかったことも、想起されて然るべきである。

## 《卷末資料》

凡例：

1. 北海道大学医学部解剖学第一講座・解剖学第二講座が行ったアイヌ人骨収蔵の経緯等に関する資料（児玉作左衛門旧蔵資料）について、その複写を収録する。
2. 資料中、今日の人権意識に照らして不適切と思われる語句や表現については、時代背景と資料そのものを把握するため、原資料のまま、複写を収録する。
3. 収録にあたっては、資料に記録されている個人情報を保護するため、下記の制限を行う。
  - (1) 個人情報（氏名、住所に関する記録等）は、私人の場合にあっては当該部分を伏せることとし、マスキングを施した。
    - ①氏名
    - ②捺印
    - ③生没年月日・本籍地・埋葬地・性別
    - ④住所（市町村大字までは表示し、それ以降は伏せる）
  - (2) 資料中、重要な個人情報（戸籍・除籍謄本、家族・親族・婚姻に関する記録等）に相当する資料は、複写物収録から除外する。

### 【資料1】「日高国平取地方アイヌ人類学的調査」《原稿用紙8枚》

外	七	六	四	三	二	叶	丁	一
多	。	一	一	一	一	六	六	如
被	。	歲	歲	歲	歲	不	不	如
不	已	已	已	已	已	已	已	已
納	午	午	午	午	午	已	已	已
	八	七	六	五	四	三	二	一
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	成	成	成	成	成	成	成	成
一	人	人	人	人	人	人	人	人
L	三	九	九	九	九	二	二	一

日馬國爭取地方工作人數目的調查  
昭和九年七月十五日より二十九日至る二週間  
向1期向2於テ爭取村ニ於テ用地方工人、搬運  
調達<sup>アセダツ</sup>、搬送<sup>ハシンドウ</sup>行ヒ久リ。未集セル土人七百余名  
人、内二十人<sup>アマタス</sup>以上<sup>アシヤウ</sup>人<sup>ヒト</sup>、計四十人<sup>ヒト</sup>搬影ナ  
人<sup>ヒト</sup>、土人八人<sup>ヒト</sup>、平取村居住者ニシテ高門  
別村及<sup>シテ</sup>睦振國滿川村ノ居住者ニシテ高門  
11.

訓 / 検果ヲ候ツサルヘヤリサルモ一般ニ高齡  
器一施テ松葉反高ツ筋骨筋帶子也若年者  
ニ花丁ハ頭血ノ微候加タルニ一又明ナム  
舟ナリキニシ一船來集者ハ該集ナヌル  
エトヲ即ちトセルモ太多故ナルト人  
御用事也青壯年ハ云ト他地方ニ出稼ヤリ十二人  
健康者也農業期也故此期内ニアリ  
理由ニリ、末湯セルモノ内石酸モモム  
梓ト墨ハル、己ノヲ選フエト亥易ナリニモ若  
翁者ハ却取之也取捨ノ金沽ナカリシニ

依ルモリナリ。故ニテ事ノ量モ過度トスルハ  
 代表的、壯年アリ。材料合トロキ男子、觀音數  
 カ比較不叶數十  
 也、時明春季リ選ビ壯青年アリ、節制ト  
 農事開始ノ内、勿用レテ至ニ洞鑿シ旋行シル  
 ハ此ノ銀院ヲ遍補ハレエトヲ期ニル治ナリ。  
 計画ノ車輌大往花マル。千レ日坐體觀察ナリト  
 ナ基盤トシキ。加ノ少數ノ例外ナリ。  
 降ヤ、全部ノ事ノ上、加ノ少數ノ例外ナリ。  
 役ヲ接觸セリ。

実地撮影、多難ノ種族者、色彩的經期肉内  
 精密ナル人數少々要求ニ準據シテ之ニシテ  
 トノ名メ、特種ノ方法ニ用ナリ。其外  
 各人毎ニ、正面正横斜横、三面、攝影ナリ。  
 像ヲ撮影用、ヤメラハラテイカカメラ、用  
 之ニテ、所ノ裝エルマリ、生支派班一〇上ナリ  
 1、長黒炎レンズヲ附設セリ。  
 事務室ノ用井ノ桶四十八セナク以上、大鏡五  
 リ、ア提影セルトヨリ。此ノ方法ニヨレハヤヒ  
 本乾板ヲ用井ノ桶四十八セナク以上、大鏡五

誤差相対

1 引伸  2 已 9 邊近法

2 ニテ寫真上 / 計測 2 可能十ル程度 / 1 僅微

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

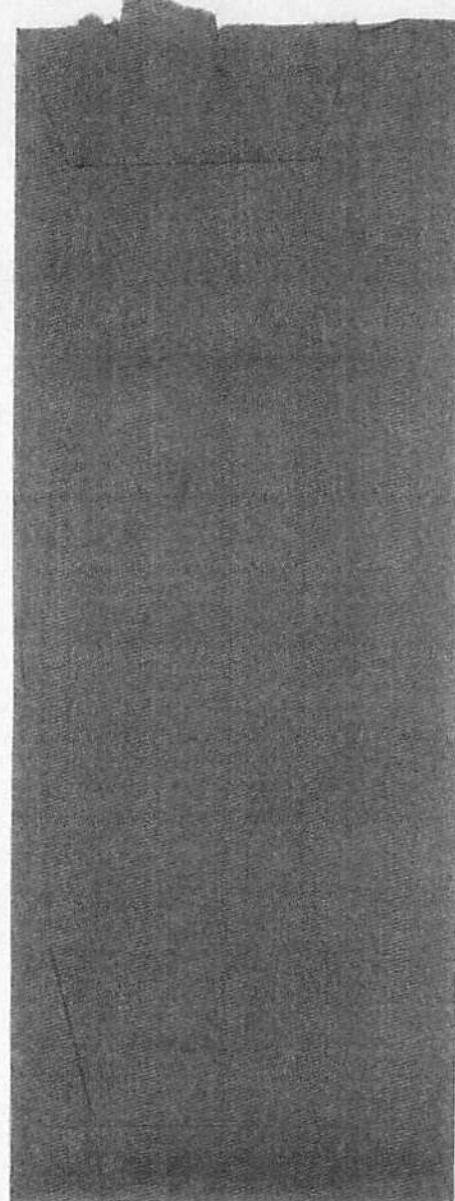
得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

得ル 1 已 / 十ル。 2 ト ~ 最近

【資料2-1】「第8小（アイヌ調査）委員会第2回会議記事」（1935年1月21日）《タイプ印字・洋紙2枚、封筒1通》



學第8小委普第3號  
日本學術振興會學術部  
第8小(アイヌ調査)委員會  
第2回會議記事

第1. 時 所  
昭和10年1月21日(月)自午后3時  
至午后9時30分  
東京帝國大學醫學部生理學教室

第2. 出缺席者  
出席者 11名  
委員長 永井 潤  
委員 有馬英二 井上善十郎 内村祐之  
越智貞見 児玉作左衛門 古屋芳雄  
今 裕 高橋信吉 林 春雄  
山崎春雄  
幹事 波多野貞夫臨時出席

第3. 經 過  
昭和10年1月21日午後3時委員長永井潤  
司會ノ下ニ開會シ、事業報告ヲナシ、次テ  
本年度調査準備ニ關スル協議ヲ行ヒ、最後  
ニ各委員ヨリ、順次ニ昨年度調査成績ノ概

要ヲ述べ、之ニ關シテ意見ヲ交換シ、午後  
9時30分閉會ス。

- (1) 委員長ヨリ前回會議以後ノ處理事項ニ就  
キテ、次記ノ報告アリ。
- (2) 戸口調査大半完了セルテ以テ、道廳ヲ  
経テ、調査ヲ嘱託セシ人々ニ謝意ヲ表  
スペク、証状ニ記念品(木杯)ヲ添附  
テ競送セシコト。
- (3) 右戸口調査表ハ、三通調達シ、一ハ委  
員長ノ手許ニ、一ハ委員井上善十郎ノ  
手許ニ、一ハ北海道廳ニ保管スルコト  
トセルコト。
- (4) 各委員ニ於テ購入セシ機械、器具、圖  
書等ハ、調査完了ノ上ハ、之ヲ關係學  
校若クハ學術振興會へ移管スルコト。
- (5) 準備金中ヨリ、285圓ヲ振興會ニ返納  
セシコト。
- (6) 委員越智貞見ヨリ、調査地ニテ診療ヲ受  
ケシ「アイヌ」ガ、札幌ニ來リ北大附屬病  
院ニ入院ヲ乞フ者アリ、病院ニ於テ施療  
ノ「ベッド」滿チ居ル時ハ、之ヲ如何ニス

ベキヤニ就キテ申出アリ、結局、斯ル場  
合ハ道廳ニ費用ノ援助ヲ乞フコトニ努力  
スペキニ決シ、委員今裕主トシテ之ニ當  
リ、尚本道長官上京ノ機會ニ於テ、委員  
長ヨリ、長官ノ諒解ヲ得ベク力ムルコト  
トナレリ。

- (3) 「アイヌ」ノ遺骨發掘ガ、アイヌ統治政策  
ニ妨ナストノ理由ヲ以テ、昭和9年10  
月19日ヲ以テ、人骨發掘ニ關スル認令  
ヲ公布セリ。勿論或ル程度ノ取締ヲナス  
ハ、必要ノコトナランモ、餘リニ之ニ拘  
泥シテ、學術上ノ調査ニ不便ヲ與フルコ  
トナキ様、道長官ノ了解ヲ求メタキ旨、  
委員兒玉作左衛門ヨリ發議アリ、之ヲ可  
決シ、委員長及委員今裕等之ニ當ルコト  
トセリ。
- (4) 昭和10年度調査ノ準備中時處ノ選定ニ  
關シテ準備委員タル委員山崎春雄ヨリ、  
次ノ報告アリタリ。
- (7) 浦河支廳管内靜内町附近ニハ8月中旬、  
昆布採取ノ爲、「アイヌ」ノ壯年男女海

【資料2-1】

岸ニ集來スルヲ以テ、此ノ機會ヲ利用シ、彼等ガ仕事ニ入ラザル直前ニ、調査ヲ行ヘバ、一擧ニ多大數ノ材料ヲ得ン。

(4) 尚ホ之ニ先立チテ、遠闊白老地方ノ「アイヌ」調査ヲ遂行スルコトトナシ、其ノ準備ニ關スル調査ヲ、山崎、井上、内村 3 委員ニ託セリ。

(5) 調査期間ハ室蘭由老迄万約 2 週間、審内地方約 2 週間ノ豫定。

(6) 昭和 10 年度各部豫算ハ、遅クモ 2 月末日迄ニ委員長ノ手許ニ提出スルコト。

(7) 解剖（山崎、兒玉）、生理（水井）、生體測定（古屋）、病理（今）、精神（内村）、衛生（井上）、内科（有馬）、眼科（越智）、皮膚（高橋）ノ順序ヲ以テ 9 年度調査ノ概要ヲ述べ、各自意見ノ交換ヲ行ヒ、頗ル有益ナリキ。其ノ發表ハ他日ニ譲ラントス。

(以上)

【資料2-2】「日本學術振興會第八小委員會（アイヌ研究）解剖學之部 昭和十年度予算總額」《洋紙 2 枚》

日本學術振興會第八小委員會（アイヌ研究）解剖學之部	
昭和十年度豫算總額	3324.88
内訳	
人件費	
出張旅費	
1. 工程遺骨完塗、北海道十勝帶廣市及渡島森町方面 - 行、豫定。 日數ハ最少限度 20 日間、完塗件数最少限度 40 件、豫定。	
教授二名	全額
助教授一名	
講師一名	
助手二名	
	右 20 日間、右 20 件 920.00
汽車費	157.12
2. 膽振工程生體測定並撮影、 日數、約 2 週間、場所、膽振國虻田町（暫定的）トシノ計算。	
教授一名	
助手二名	
	右 2 週間、右 2 件 308.00
汽車費	27.76
祭祀料 A. 墓地祭壇、墓、靈旗、贈呈、 (土体 20.00 ) (40 件 ) 800.00	
B. 展示提供、陳置、贈呈 (1 体 100.00 ) (5 体合 ) 500.00	
人史費	
遺骨完塗、陳、召人 20 日間	52.00

【資料2-2】

物件費			
毫塗骨海進及運費	(40件分)	單價 1.00	金額 40.00
首詣收容木箱	(40個)	2.50	100.00
瓦砾並、荷造材料 (白石、磚、瓦、新聞紙等)			20.00
甲築材料			150.00
屍体運費	(5件分)	50.00	250.00
			合計 3324.88

— 85 —

【資料2-3】「実施方法詳記」《洋紙5枚》

第8 常置委員會規(2).25

### 実施方法詳記

#### 第一豫算

總額 3210.00			
物 件 費			
骨頭搬運用車子	1台	單價 50.00	金額 50.00
骨頭收容木箱	30只	3.00	90.00
荷造及運費			500.00
屍體運費	尸体	50.00	250.00
防腐保存材料		10.00	50.00
醫品衛生材料			45.00
寫真材料			150.00
出版費			300.00
出諸雜費			5.00
人 件 費			800.00
出張旅費	但	旅費 10日 助教費 1名 20日 行李 2名 20日	500.00 500.00 20.00
祭祀料		墓地花擺場令道旗二面費金 20.00	500.00
" 潛時雇員費		屍體提供場令道旗二面費金 20.00	500.00
人夫費	1名 1年 30日	1人 30日	390.00 10.00
			合計 3210.00

第二 実施方法  
(一) 資料蒐集

骨骼蒐集

北海道、土壤、樹木、酸性土中等に於ける骨質、保存が甚だ不良である。之が為に荒廃地、墓地、遺跡地等々、村人の交渉等、荒廃地容易ナルも吾人の目的に適する材料、出土、全般期待し得る。從來、往々即ち埋葬後15年以上の經年地帯、已に骨質、腐蝕甚しうる等科學的研究対象トレバ、價値之の常トス、因に埋葬時日明カリ等の調査し、其遺族ヲ勧説シテ遺骸ヲ學術研究ノ以本大學寄贈シタル方法ヲ模シテ若心其結果、極く良好好テアリ海、通確・完全骨骼ヲ收得。斯様ニシテ蒐集シテ我教室所藏、アシ人骨骼、總て新鮮屍、細緻シルエビヒニテ決シテ通色見ナ。

終テ文書ニシテ交渉、不可能アルカラ事無ニシテ我次ノ現地、立派な必要カリ、然て次ニ進ヘル様ト

理由、意外長時日、滞在、飾儀ナリ。即チ  
アシ人、全部落民、相談上デナリハ、些事、虽も  
個人的、ハ、欲載シ得ル習慣アルカラ、況々ヤ慣例  
習俗、超越シ墓地荒廃也重大事、一朝一夕、應該  
ヲ缺く事無也。前長老ニ催カル相談会ハ一同一答、實時間、  
感想、詔誠シ悠長ナルアルガ我々ハ其席ニ列  
シテ連日、徹宵辛勞強、說得努力ナル  
其間或、診療、從事、或、習慣、依テ饗應シ又、  
會合参加、生業、休ムニ二入然、何可手當、支給  
スル場合アル。

墓地荒廃、應カル遺族ニ祭祀料ヲ贈ルガ之、學内、於  
ケル解剖、場合ト敢テ異ヘトコロハナ。

荒廃某ニシテ、天日、覆、尤余、雜草、群、蚊蛇、  
苦悶ナルガ、之ハ必ずシモ吾人苦痛トスルトコロナル  
寧ロ刈付難キ、非衛生極マル部落ニ滞在シ時間  
無視シ會合、連、失、焼附、标譜ナケレバナ  
ミヌ事ドセテアル。

## 屍体蒐集

アソ居住地、保導員(方面委員)：屍体寄贈、斡旋、依頼、置き死の者、川面=直=現地=出張、勧説说得スル骨骼、場合ト同様ナルガ、其往費、增加、當社ナル。祭祀料=1回、ハ當サ結局不調ニ終、ナム、自死部葬日、5月10日、要求セラルハ往復ヲ。此場合無缺シ個人的、要求ナリ、全部葬氏、相談、結果ナルカラシ。日本人相伴、場合ト餘程緩慢ニスル点、人注意ヲ勤メテ参考。昭和2年9月2日=川骨骼蒐集旅行ノ摘要

往費總額 684.00

支拂旅費等  
但シ 助教權(周田)  
助手 2名  
期間 29日  
行先 日高浦河町地方

祭祀料 5人 174.00

合計 684.00

浦河町中心トシルアソ居住、様似、東幌前、向別村白、荻伏山麓、野深等、調査、合計八体、完全骨骼ナ得

タリ其ノ間、荷主運搬、人夫賃等、諸経費、統合旅費  
手拂い個人、支出シ。

(一) 研究方法 痛果

(二) 結果出版 痛果

【資料2-4】今裕「本年度予算配布」通知 《洋紙1枚》

只今落永井委員長ヨリ本年度豫算配付左記  
尤通、決定旨申來、候付此段御通知申上  
現金配付ハ七月月中旬ト申來、候共七月  
業開始、班差支候付至急配付方重申一遺事候  
置申候六月二十六日

元  
福

七月十日  
部

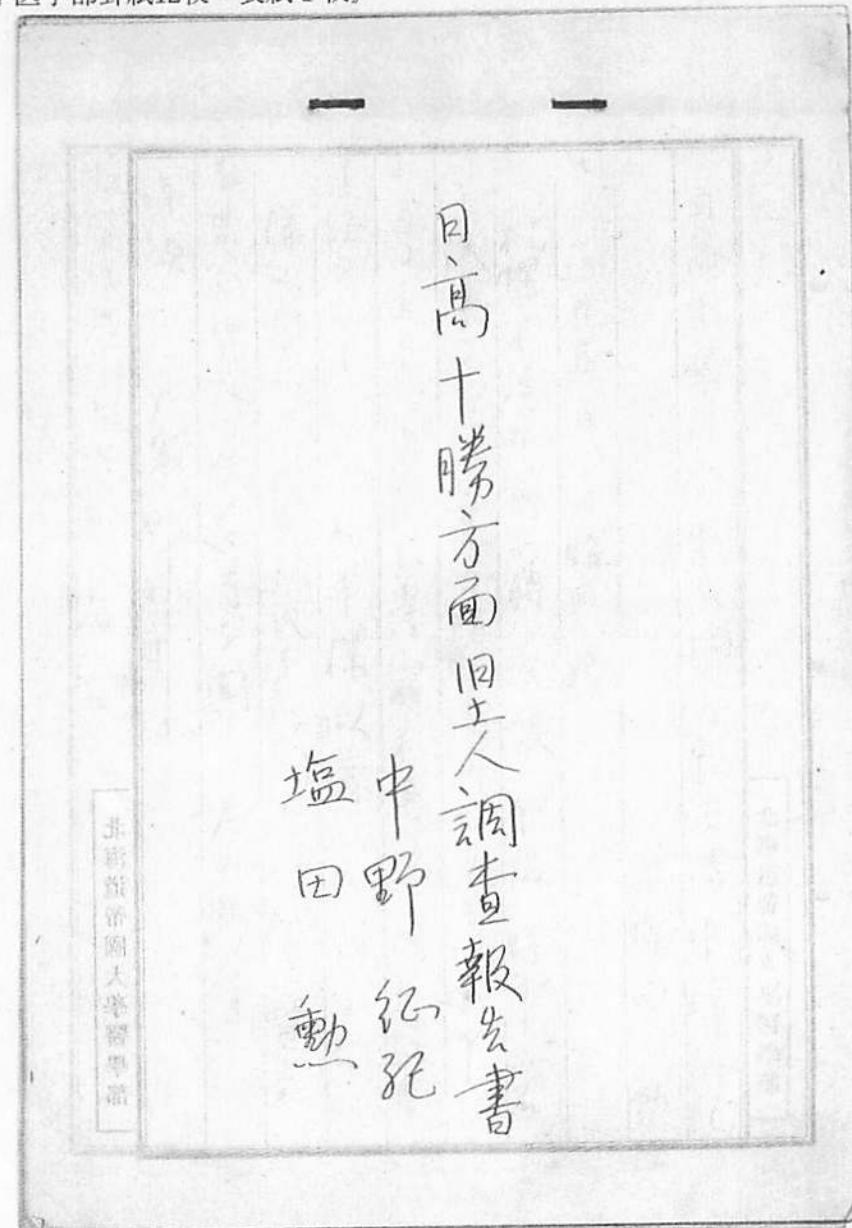
解剖  
精神  
體育  
診療  
病生衛  
内眼皮準  
計

科 (山崎、鬼王)	1.800
神 (内村)	1.100
體(古屋)	1.800
療(有馬)	1.800
班(今井)	1.500
理(井上)	1.500
生(有馬)	1.500
科(智橋)	1.500
金	4,000
	2,500
	6,500

【資料3】中野征紀・塩田勲「日高十勝方面旧土人調査報告書」《北海道帝国大学医学部墨紙12枚・表紙1枚》

昭和九年度 年次	戸數	男 人	女 人	計
七七				
四九				
五六				
三一五				

日高・十勝方面旧土人調査報告書 中野 征紀  
 塩田 勲  
 九月一日 曜日 晴  
 札幌苗穂午前六時一分發 午後二時半三石  
 乃て汽車をバスに乗り換へ浦河に至る。途中  
 山道は連日の雨の爲に崖崩れありて爲に徒步  
 連絡をあす。三時半様似着  
 様似村長大石晃弘氏を訪問し、村勢一覽表  
 を貰ひ旧土人の状態等を聞く。左の如く



村長と共に墓地に赴く。旧主人の遺骨は三体  
うち一軒は荒れ果てぬ跡を見るのみ。明日  
訪問予定の岡田村ニセ村の（旧主人にして）  
村會議員一能崎直平（元土人学校長）の兩氏へ村長  
より照会状を書きて貰ふ。岩手旅館宿泊。

九月二日　日曜日　晴

岡田村へ赴く。丁度機嫌悪く、アイノの十里が  
杏桃の中毒死を事じる爲その葬儀で村牛の  
人々が集り大混雜うしく其處を幸通りて  
熊崎氏を獨訪内一にか同氏は寧ろたかはず

葬儀は列一にてあり、面会も未あるので近所の  
雜貨屋の老人に現在の墓地や往々の墓地の  
様子を聞き老人に案内して貰ふ。往々の墓  
地と之所は現在は國有地となりて居り、アイノ  
特有の車両に亘る凹地を十路に面して新しくて  
も十五ヶ不確實の凹地五ヶ發見出来事に。

帰途熊崎氏面会出来事のが醉の爲要界領を  
得しりづれ、熊崎氏の話によれば様似川の丘  
に往々墓地のあつて由て其處を調査一にか未詳  
であつた。それより櫻泉に至り、櫻泉旅館に一泊

朝の散歩に四捨年前に幌泉へ車と、ちよ  
老人は新岸内には往々アイノの住んで居れど  
聞く。幌泉村長松浦作藏氏を役場に訪  
問する。同村登記所附近は古墳りあつてと聞  
く。新岸内の様子等も聞けば村長は同地を  
案内して下され尙同地の

会してありました。

新岸内に [REDACTED] 氏を訪へば 海燈けん額に  
笑を堪へて、「さうか、されどあらあらが十供の頃  
烟を起す時トレヤリコニベソニシモ人かちて來  
て、あらあー南風ひへど思つて竹ワリモや

木のわニコニヤシテ遊んだりや」との言  
余等はぢんで同氏の言ふ其の地を案内して  
貰ふ。一ヶ所は同村 [REDACTED] 氏所有の土地  
で解か植はつて居る。確實立凹地十四ヶ發已。  
他の二ヶ所は [REDACTED] (同上) 所有の地で凹地四ヶ  
發已。そこでは手拭いを裂き目標として  
置き、土壤は酸性で三四捨手位を経過  
しむらし。稍  
それより徒歩で九越へ向けて出發した。  
歌露りて [REDACTED] 氏訪問、同氏宅へ  
使用人のみの同土人を土葬してある事を聞く

燒別、オレヨロスケ、油鈎等、石楠花り有る  
五郎彦を經十越の駿遊ア泊

九月四日 水曜日 晴

十越村の

田夫人一氏訪内、十越より  
モ岬へ行く途中の沢に往來の墓地がある  
と南ゾトが調査の結果は不確実である。

同様く徒步で櫻井の名所、鹿野に向け出發

途中アイリ澤、勘定を調査一にか不詳

鹿野の驛廬

行方、タ食後同氏の話によれば

氏宅に宿を取る

氏が行路病の田土人( )を世話を

氏の墓地に埋葬一に由を承り 同夜  
は余等の室をわざく訪ねて下さり 明朝  
案内するとやうて帰らる

九月五日 木曜日 晴

氏の案内での墓地へ出掛けん。

バズにて鹿尾へ向けて出發、途中猿留

老人( )を訪ねて様子を

聞ひながら猿留には旧主人が居たからさうであ

3. 方に泊る

九月六日 金曜日 霧時々晴

廣尾村長ナ烏  
轍軍玄氏訪門 佐野佐職  
丸山公園の [REDACTED] 氏等を照会して世間了

上記諸氏を訪門一にが皆不在

余等は大丸山少爾山を調査一にが不明である  
同夜 [REDACTED] 氏訪門一に停車場への國道より  
海岸よりの一帯が古墳であると申ツムがもう  
人家と道路と畑にあつて居て不明りある。

同夜 [REDACTED]

氏宅に宿泊

九月八日 土曜日 晴

午前九時十五分の第一廣行きの汽車で  
野塚に到る。村長照会の [REDACTED]  
氏を [REDACTED]

訪内する。上野塚に墓地あると申き、区長  
氏へも面会一にく上野塚に赴く  
同氏は土葬せる里人の骨格寄贈の運動を  
即ちひする。豊後の後藤郵便局長を訪ね  
れが不在。 [REDACTED]  
氏方に宿泊

九月八日 日曜日 晴

氏と共に後藤郵便局長訪門

同氏の墓地いつと申す所を已に行く  
不確實の如

九月九日 月曜日 雨

終日雨天の爲めすとちく暮れる

九月十日

火曜日

雨

雨の中を出掛け大樹に到る。村長中村  
佐久彌氏不在。書記に様子を聞く。

未死で、死後経過

の骨格を寄贈

して貴様に相談。いかが遺族が其の後判明  
するとのことである。尚

ては次の様であらん。

本籍地、廣尾即大樹村大字歴舟村  
戸主無職

所在地 右同上

死者氏名並生年月日

北海道帝國大學醫學部

性

子 不詳

死年時

子 日

埋葬

日

葬儀者

に調査に行きれかねが、雨の為に遂に

断念して帰属した。

氏定

宿泊

九月十一日 水曜日 晴

氏の照合で大津村尋常高等

### 【資料3】

北海道帝國大學醫學部  
ノ学校長田村要一氏訪内。同氏の安井内で  
ち津村役場を訪内。村長不在。主席の方  
に様子を聞く。  
十時左辺の有事と事を聞く。  
九月十二日木曜日晴  
午前七時半の汽車で帰。れの連れ就く  
午後四時十七分札幌着。

【資料4】山崎春雄「旭川市近文アイヌ部落ニ於ケル旧土人生体測定」  
《北海道帝国大学医学部算紙3枚》

旭川市近文ノイヌ部被ニ於ケル旧土人生體測定  
年月日山野春子  
昭和十一年二月三日より十一日迄於ケル九日間、於テ年長  
外同田地敷地内牛野兩脚手、旭川市郊外近文  
ノ花テ御宿内田土人、生體測定及ニ寫真撮影等行  
リ、各期ヲ擇ヒタルハ獨乙ニ迄ニシテ機械ノ利害ガ  
述引シタルト、各期間農閑日ニ出稼半人ノ歸村セル時  
期ヲ以テ昌之調査、如都合ナルベキコトヲ考慮セルニ依  
ル

施有志、旭川市長局ト總譲シ。前長  
久、住之、即リ當ニ<sup>ク</sup>調查局、總席ヲセリ  
調查ヲ<sup>ニ</sup>得久の個體數<sup>を</sup>左ノ如シ

總數百八十一例

内 男 一四〇年 六十

女 女童 二十二

男童 一八二例

~~下井原元二七ヨ~~

因ニ近々印旛の人口は男一百三十七人、女五十五人、總計  
二百九十二人、而ニ其内何兒、老弱者、舊病の出稼人を除  
外すれば今度の調查は~~傳染病~~傳染病~~等~~が~~能~~り  
然ニ<sup>シテ</sup>調査員の全仰を<sup>シテ</sup>用意したる所

是<sup>ヨリ</sup>得べし。

調查事項、人數字の計測及び精密<sup>な</sup>寫真撮影、  
頭部の精密写生體測定並用して正  
確<sup>な</sup>三面の寫真攝影を各人に於て  
施行し約六百枚の攝影を行せり其の  
内の名めに~~ラ~~ライツ工場の鏡に付ん  
新製の二十センチ望遠レンズ<sup>付用</sup>備し、四  
米の距離<sup>ル</sup>前半<sup>ル</sup>撮影を行せり。  
計測事項は以下整理中<sup>ル</sup>に屬す。  
右此の取扱中<sup>ル</sup>アーティ<sup>ム</sup>通<sup>ル</sup>了却後<sup>ル</sup>と置びて用  
記の調査を実施する意向なり。

【資料5-1】 児玉作左衛門旧蔵「昭和九年度三省堂ポケット日記」《手帳・見開き5頁》

七 月 (舊 6 月)

16 月 (舊 5 日 戊子)

學校出  
帰宅。

17 火 (舊 6 日 己丑)

18 水 (舊 7 日 庚寅)

19 木 (舊 8 日 辛卯)

七 月 (舊 6 月)

20 金 (舊 9 日 壬辰) 土用入

200.

21 土 (舊 10 日 癸巳)

22 曜 (舊 11 日 甲午)

七 月 (舊 6 月)

23 月 (舊12日乙未) 大暑

起 [REDACTED] 着 [REDACTED]  
[REDACTED] 200 金棒  
毎日銀行取扱い  
松園賣魚

24 火 (舊13日丙申)

起 晴加風

25 水 (舊14日丁酉)

午後雨局収め  
~~書類整理中~~  
起 雨高湿度防患

26 木 (舊15日戊戌) 満月

書類整理中 加被日  
衛生清掃、署印  
書類保管記入の 松園

七 月 (舊 6 月)

27 金 (舊16日己亥)

伊藤起立つ、林氏へ  
書類整理  
衛生清掃

28 土 (舊17日庚子)

書類会計、電  
夕 伊藤帰宅

29 日 (舊18日辛丑) 土用丑の日

午後、耳鼻科、歯科

七 月 · 八 月 (舊 6 月)

30 月 (舊19日壬寅)

今井上.

31 火 (舊20日癸卯)

山崎

1 水 (舊21日甲辰)

訪問.

2 木 (舊22日乙巳)

内窓子

500. 壁一合刷

四字表

八 月 (舊 6 月)

3 金 (舊23日丙午)

午後教授会、飯宅.

4 土 (舊24日丁未)

Aino Leichter 午後山崎

5 曜 (舊25日戊申)

午後 13時25分

(舊 6 月) 八 月 (舊 6 月)

6 月 (舊 26 日 己酉)

秀美回二合八十

7 火 (舊 27 日 庚戌)

道广 有雨歸家 9.4

8 水 (舊 28 日 辛亥) 立秋

木下 有雨 鈎木 8.7

9 木 (舊 29 日 壬子)

木下加皮膚科

午後 23:30 家

八〇二 丽善也

(舊 7 月) 八 月 (舊 7 月)

10 金 (舊 1 日 癸丑)

高院之分子  
木下 Cunningham.  
庭大娘

11 土 (舊 2 日 甲寅)

八重

12 曰 (舊 3 日 乙卯)

八 月 (舊 7 月)

13 月 (舊 4 日丙辰)

~~北~~ → 南  
243 - 41

94. 95.  
326 - 237.

14 火 (舊 5 日丁巳)



15 水 (舊 6 日戊午)

16 木 (舊 7 日己未)

八 月 · 九 月 (舊 7 月)

31 金 (舊 22 日甲戌)

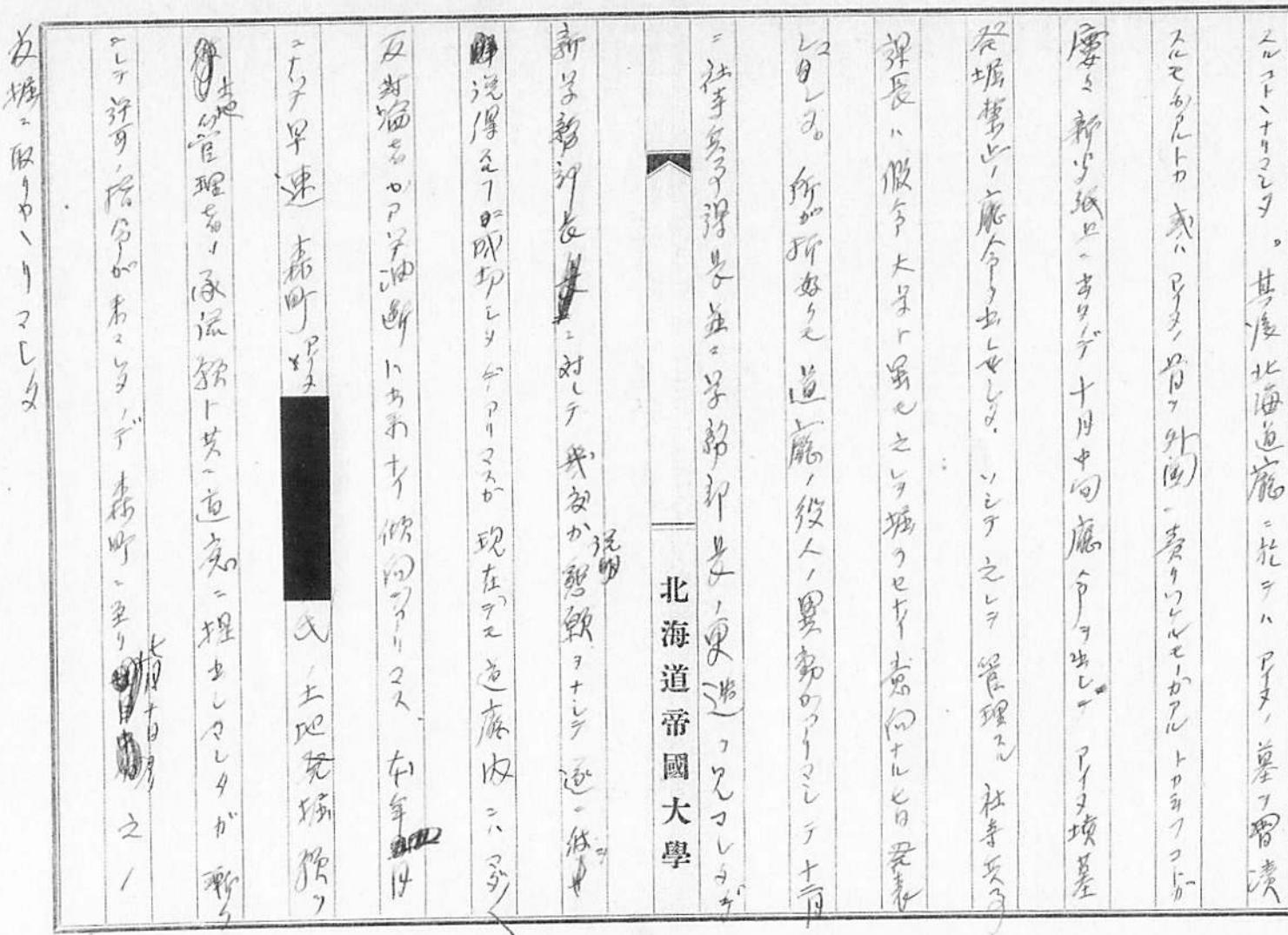
1 土 (舊 23 日乙亥) 二百十日

2 曰 (舊 24 日丙子)

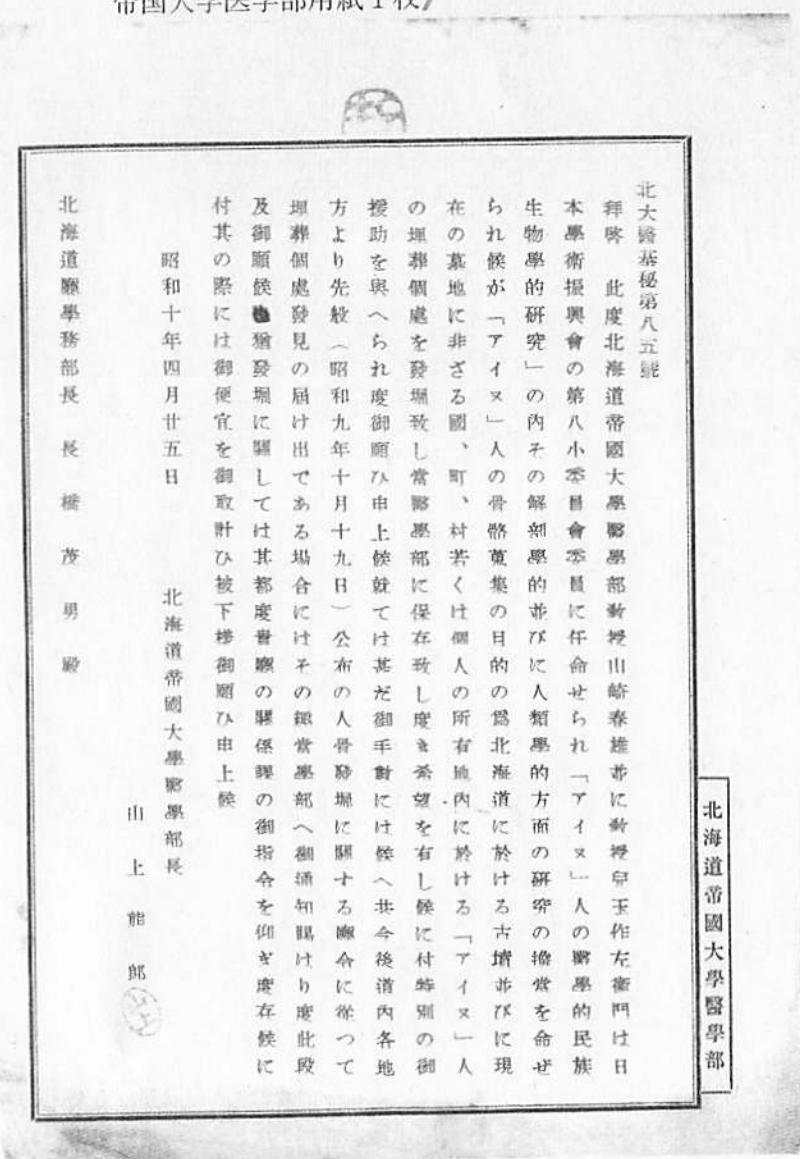
【資料5-2】「第8小(アイヌ調査)委員会第2回会議記事」(1935年1月21日)は省略。【資料2-1】を参照。

【資料5-3】 児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」 《【資料8-5】の2枚目、北海道帝国大学署紙1枚》

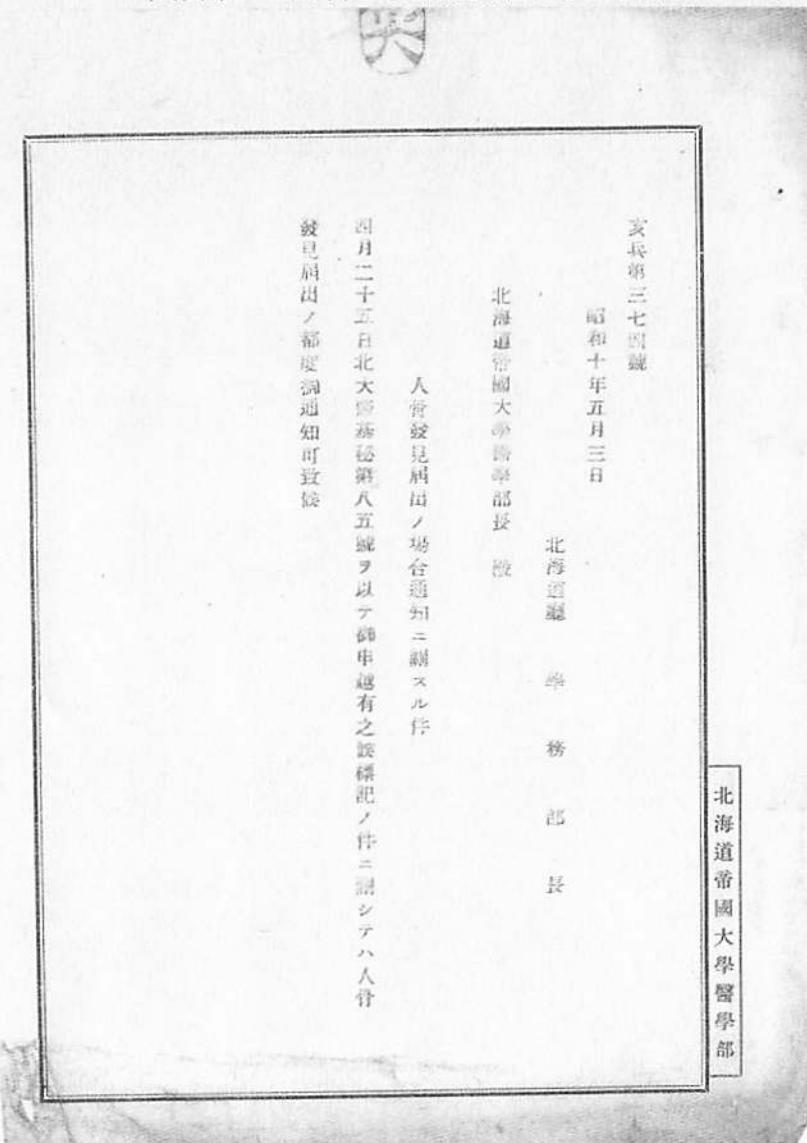
2



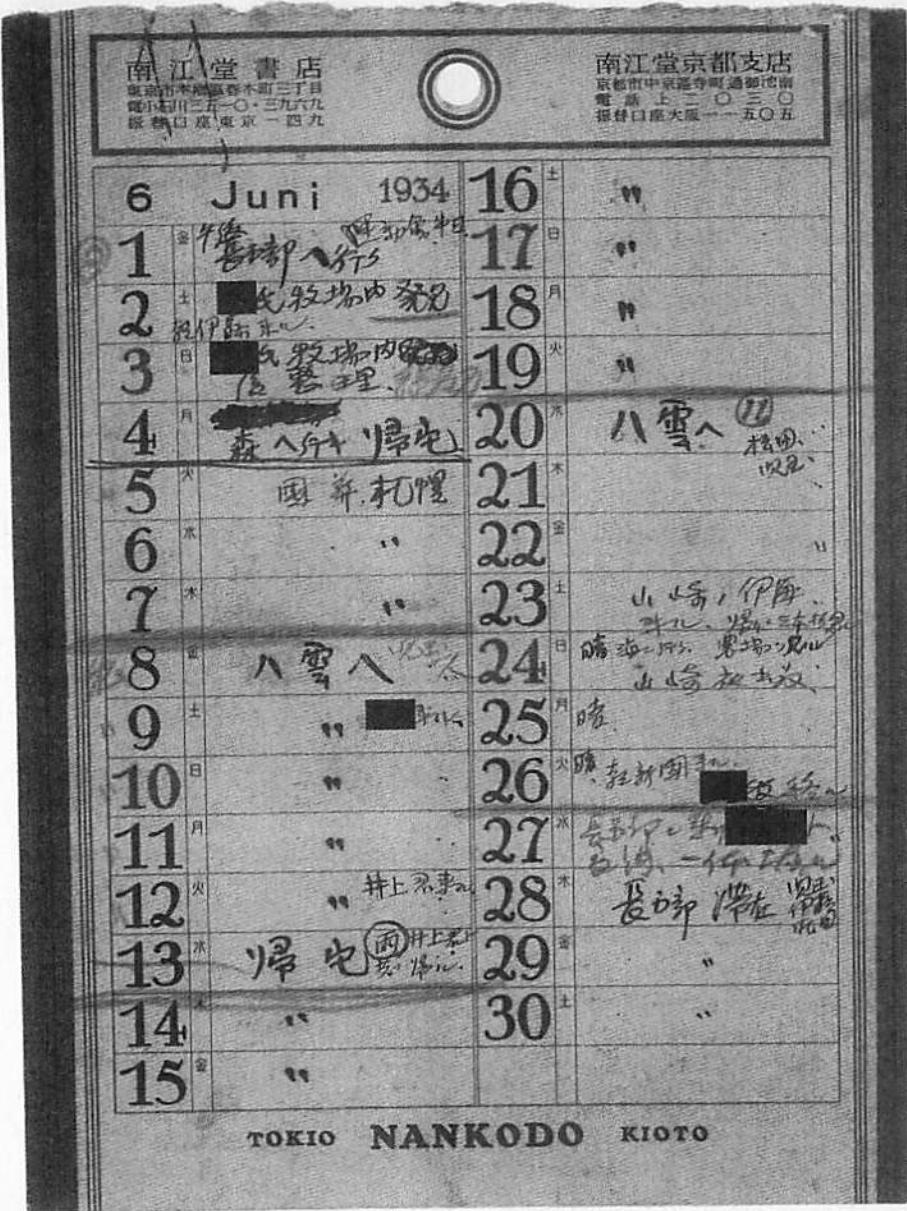
【資料5-4】1935年4月25日付北海道庁学務部長宛て北海道帝国大学医学部長依頼文書「北大医基秘第八五号」(北海道帝国大学医学部用紙1枚)



【資料5-5】1935年5月3日付北海道帝國大学医学部長宛て北海道庁学務部長回答文書「人骨發見届出ノ場合通知ニ關スル件」(亥兵第三七四号) (北海道帝國大学医学部用紙1枚)



【資料6-1】児玉作左衛門旧藏「南江堂書店製カレンダー」(1934年5~7月) 《両面印刷カレンダー 3面》



南江堂書店  
東京市本郷區春木町三丁目  
電小石川三五一〇・三九六九  
郵便口座 東京一四九

南江堂京都支店  
京都市中京區寺町通御地前  
電話 上二〇三〇  
郵便口座 大阪一一五〇五

7 Juli 1934

1 日 中日 次第、其後(夏期)  
城、帰先。

2 月 [redacted] 北

3 火

4 水

5 木

6 金 Gym. operation.

7 土

8 日

9 月

10 火

11 水 伊藤、松田、佐野、西田  
八月入。

12 木

13 金

14 土

15 日 在人室出

16 月 伊、松、佐、白、朝、清、澤

17 火

18 水

19 木

20 金

21 土

22 日

23 月

24 火

25 水

26 木

27 金

28 土

29 日

30 月

31 火

TOKIO NANKODO KIOTO

【資料6-2】1934年付児玉作左衛門宛て5K「土地發掘承諾書」《和紙1枚》

土地發掘承諾書

捺者儀

私儀

山越郡八雲町字遊樂部濱ニ所有スル牧場  
内ニ於ク學術研究ノ爲ニ土地發掘<sub>（下）</sub>（上）  
承諾<sub>（下）</sub>（上）<sub>（佐）</sub>發掘品ハ全テ北海道帝國大學  
醫學部解剖學教室ニ寄贈致ス可ク之ニ對シ  
何等報酬ハ申受ケマジク候

昭和九年 月 日

山越郡八雲町字遊樂部濱



北海道帝國大學教授 児玉作左衛門殿

【資料6-3】1934年5月10日付八雲町長内田文三郎宛て児玉作左衛門「土地発堀承諾願」  
1934年8月19日付児玉作左衛門宛て八雲町長内田文三郎「承諾」《和紙1枚》

土地發堀承諾願

五字通印



山越郡八雲町大字八雲村字遊樂部

松儀

一町有地内ニ於テ學術研究、爲メ記御承  
諾相成度此段及御願候

一土地發堀ニ關スル件

一發堀品ハ北海道帝國大學醫學部入寄贈件

昭和九年五月十日

北海道帝國大學教授  
児玉作左衛門

内田文三郎

右承諾候也

但シ發堀ヲ了シタル事ハ速ニ原狀ニ復セ

シ合事

昭和九年八月廿日

山越郡八雲町長内田文三郎殿



【資料6-4】1934年7月26日付北海道庁警察部長藤岡長敏宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ビ副埋葬品發掘届」《和紙1枚》

舊土人々骨及ビ副埋葬品發掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡  
八雲町字遊樂部濱ニ於テ [REDACTED]  
氏私有牧場  
内並ニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ舊土人遺跡研究  
ノ為試堀、際人骨百三十体及ビ副埋葬品別紙通  
發堀致シ候間該地形略圖並ビ副埋葬品目録  
相添ヘ此段御届申候

昭和九年七月廿六日

北海道帝國大學教授 児玉作左衛門

北海道廳警察部長 藤岡長敏 殿

【資料6-5】1934年7〔8〕月26〔6〕日付由越郡八雲警察署長〔長官〕宛て児玉作左衛門「旧土人々骨及ヒ副埋葬品〔埋蔵物〕發掘届」、及び別紙「副埋葬品目録」《和紙2枚》

舊土人々骨及ヒ副埋葬品發掘届

私儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間山越郡  
八雲町字遊樂部濱ニ於テ [REDACTED]  
内並ニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ舊土人遺跡研究  
ノ為試掘ノ際人骨百[REDACTED]体及ヒ副埋葬品別紙通り  
發掘致シ候間該地形略圖並ヒ副埋葬品目録  
相添ヘ此段御届申候

昭和九年五月十六日

北海道帝國大學教授 児玉作左衛門

越郡八雲警察署長

殿

長官

## 副埋葬品目録

山越郡八雲町字遊樂部演  
並ビニ町有地内於テ發掘シル副埋葬品左ノ如シ

氏私有牧場内

1 刀劍 三十本

2 マキリ 六十五本

3 タシロ 三十一本

4 マレップ 四十二個

5 煙管 鉄鎌鉋 五十七本

6 7 8 9 10 11 12 13 玉(硝子石) 三十九本

7 鐵鎌鉋 二個

8 煙管 五百三十個

9 鉄鎌鉋 三十四個

10 鐵鎌鉋 四十二個

11 耳輪 六十五個

12 燐鍋 四十三個

13 燐金 三十一個

以上

【資料6-6】1934年8月6日付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋藏物発掘届」、及び別紙「発堀品目録」《和紙5枚》

埋藏物発掘届

私儀

昭和九年五月十八日より七月十六日ニ至ル間山越郡  
八雲町字遊樂部濱。於[ ]  
内並ニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ舊土人遺跡研究  
ノ爲試掘、際人骨百二十二体及ヒ副埋葬品別紙、通  
發堀致シ候間該地形略圖並ヒ=發堀品目録相  
添、此段御届申候

昭和九年八月六日

北海道帝國大學教授 児玉作左衛門

北海道廳長官 佐上信一殿

# 發掘品目錄

## 一 品質

百三十六体

(内男五十二体  
性不明六体  
女五十五体  
小兒十三体)

人骨

刀劍

マキリ

タシロ

マレツア

銘

煙管

鉈

鎌

鉋

銚

鉈

玉

(硝子石)

耳輪

鍋

燧石

金

塗器類破片

三十本

六十五本

三十一本

四十二個

二十二個

四十個

三十九本

五十七本

四十一個

五百三十個

二個

三十四個

六十五個

四十三個

三十一個

## 二 形狀

人骨ハ概不仰臥伸位ニテ灌木根並ニ雜草根蕃殖著シテ從テ

種々の程度の腐蝕である。頭骨は概して低い、前後は長く、之は相當し、額は低い、後方は傾く。縫合は比較的簡単なり。顎面は割合に平く、眼窓は一般に甚だ廣い。上肢は上臂骨比較的强大且つ扁平にして三角筋粗糙著しく突出せり。前腕にて尺骨の彎曲度強く、尺骨、桡骨共に骨間に櫛著明ナリ。下肢にて大腿骨粗糙線著しく突出せり。大体上三分の一、邊於て前後は扁平ナリ。下脚にて腓骨扁平にして、膝著しく、胫骨は左右は扁平にして、從て前後著しく鋭く、且つ前方に向て彎曲せり。

刀劍類は鞘殆んど全が腐蝕して僅に痕跡を残存せる裝飾金具等以て認ムルノミ。刀身は長短種々差アレドモ何れも腐蝕甚ざ。マキリ、タシロ等も同様に腐蝕セリ。マレツ、ハソ、特異な鉤状ヲナセリ。鉢ハソ、骨部ヨウ保存セラル。煙管は銅製にて火皿特に大ニシテ、金属部は比較

的ヨウ保存タルモ、中央水部は腐蝕して残存せば、鉈、鎌、鍔、鍋等ハ腐蝕甚シテレドモ、ソノ形状ハ何レモ現今使用セラルモノト殆ど同様ナリ。玉硝子製モノ多ク、時ニ石製モノモアリ、ソニ直徑大ナルハ約三種ノモノリ小ナルハ約三種ノモノニ至ル。種々の大サニシテ、球状にて中央部ニ之ヲ貫ク一孔アリ。コノ孔ニ紐を通じ頸飾ナドセルモノナラン。耳輪ハ概して銅製モノ多ク、円形ニシテ、時ニハ玉ヲ附セルモノアリ。燧石及燧金ハ往時用ヒラレタルト同様、形状モノナリ。塗器類トシテハ膳盤ノモノ最モラン。之ハ現今一般に使用セラルモノト殆ド同様ノ形ヲナシ。稍大ニシテ舊土人間ニテ所謂「イタンギ」ト稱セラルモノナラン。尚以上モノノ形状ヲ別紙寫眞トシテ添附セリ。

三、年月日

昭和九年五月十八日ヨリ全年七月十六日ニ至ル間

四、場所

山越郡八雲町字遊樂部瀬  
隣接セル町有地内

氏私有牧場内及ビ之ニ

五、考按

前記場所、内別紙地形見取略圖第二圖、場所ニ於テソノ西方ヲ流ル  
トイタラシナイ川、岸崩壊、際、偶々人骨ラシキモノ出デタリト、報ニヨリ。

之、場所ヲ視察セルニ、附近一帯ハ灌木ソノ他雜草繁茂セル荒地ニシテ、

平常舊土人ニヨリ墓葬棄場トシテ使用セラレ居ル場所ナリ。此處ニ東西  
ニ長キ陷凹個所、ソノ長サ約一間、幅約ニ尺ノモノ十五個、規則正シク並列  
セラレアルヲ發見セリ。因リテコノ陷凹個所ヨリ試掘セルニ、全チ砂地ニシテ、地下約一尺  
乃至三尺ニシテ草木根ト空ニ混セル人骨及ヒソノ副埋葬品ヲ見出シタリ。  
ソノ際人骨ハ全チ頭部ヲ東方ニ、足部ヲ西方ニ向ケタル仰臥伸位ニシテ、稀ニ  
伏臥位又ハ屈位ノモナリ。ソノ副埋葬品、左或ヒハ右側、又ハ体上部ニ  
散在セラレタリ。男ニテハ刀劍、マキリタシロ、マトブ、鎧等、女ニテハ鎧、  
鍋、玉等アリ。煙管、耳輪、燧石、燧金、塗器類ハ男女何トニモ發見セラ  
レタリ。次イテ、コノ場所ノ南方ニアル放牧地（地形見取略圖第三圖）  
内ツ検セルニ、コノ場所ハ數年以前、烟トシテ耕作中、人骨ラシキ  
モノ屢々出テタル所ニシテ、ソノ附近ハ牛馬ヲ放牧シ居ル場所ナリ。

地表ニ何等陥凹ヲ認メサリシモ處々試掘セルニ此處ニ於テ元前記個所同様ニ六十三個ノ埋葬個所ヲ發見シ人骨及其副埋葬品ヲ地下約一尺乃至三尺ノ所ニ見出セリ。ヨリ場所ハ既ニ耕作セラレタル等、事情ニヨリ、埋藏物ハ概シテ混亂セラレタルモノナシ。

右ニ記セル 氏私有地ヨリ北方ニテ、之ト道路ヲ以テ境セラタル町有地内ニ現火葬場東方ニアル小高キ丘（地形見取略圖第四圖及第五圖）ニ於テ前ニ發見セルト同様ナル東西ニ長キ陥凹個所ヲ五十個發見セリ。此場所ハ丈約四尺、灌木及ビサソ他雜草繁茂セル所ニシテ、平常何等使用セズシテ放置セラレ居レリ。因リテ此場所ノ灌木・籠等ヲ

刈リ拂ヒ、然後試掘セルニ、前記二個所ト同様ニ地下約一尺乃至三尺、深サニ人骨及ビソノ副埋葬品ヲ見出セリ。以上ノ發掘セル前記人骨及ビソノ副埋葬品ノ腐蝕程度等ヨリ考フルニ、之等ハ少クトモ百年以上ヲ経過セルモノニシテ、大体百年乃至百五十年程以前ノ舊土人、遺跡ナリシコトヲ推定セリ。

【資料6-7】1934年8月付北海道庁長官佐上信一宛て児玉作左衛門「埋藏物発掘届」、及び別紙「埋藏物発掘届目次」《和紙2枚》

埋藏物発掘届

私 儀

昭和九年五月十八日ヨリ七月十六日ニ至ル間 山越郡  
八雲町字遊樂部濱ニ於テ [REDACTED] 氏私有牧場

内並ヒニ之ニ隣接セル町有地内ニ於テ舊土人遺跡研究  
ノ爲試掘、際人骨百二十六体及ヒ副埋葬品別紙ノ通り  
發掘致シ候間該地形略圖並ヒニ發掘品目録相  
添ヘ此段御届申候

昭和九年八月 日

北海道帝國大學教授 児玉作左衛門

北海道廳長官 佐上信一殿

埋藏物發掘履日次

一 發掘品目錄

一 品 質

二 形 狀

三 年 月 日

四 場 所

五 考 按

二 第一圖

山越郡八雲町字遊樂部濱地形見取略図

第二圖

氏私有牧場附近地形見取略図

第三圖

全 二

三 副埋葬品寫眞

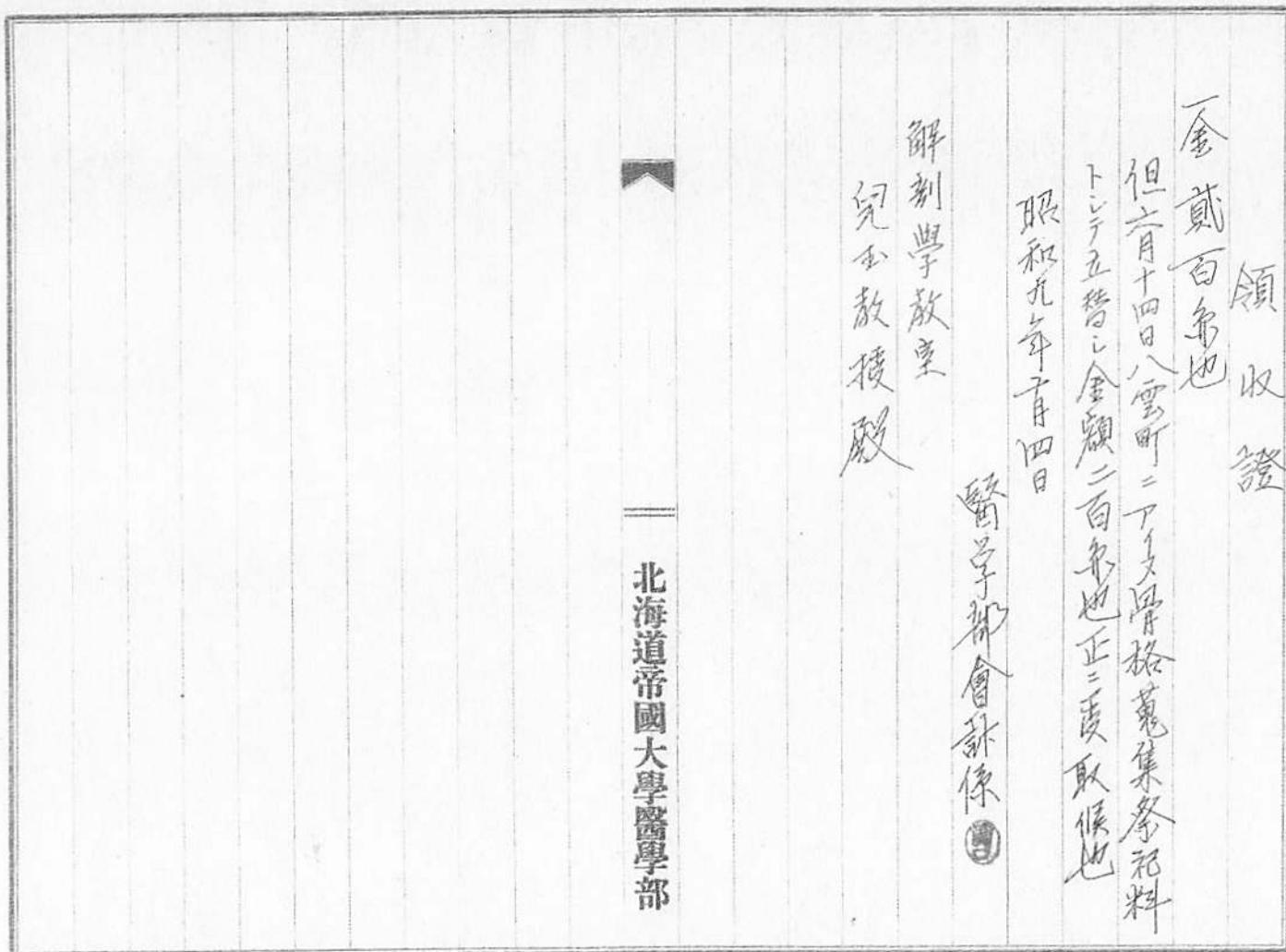
四 墓

全 二

五 墓

全 二

【資料6-8】1934年10月4日付児玉作左衛門宛て医学部会計係「領收証」《北海道帝国大学医学部署紙1枚》



【資料7-1】1934年10月付北海道帝国大学医学部宛て7A・7B・7C「承諾書」《和紙1枚》

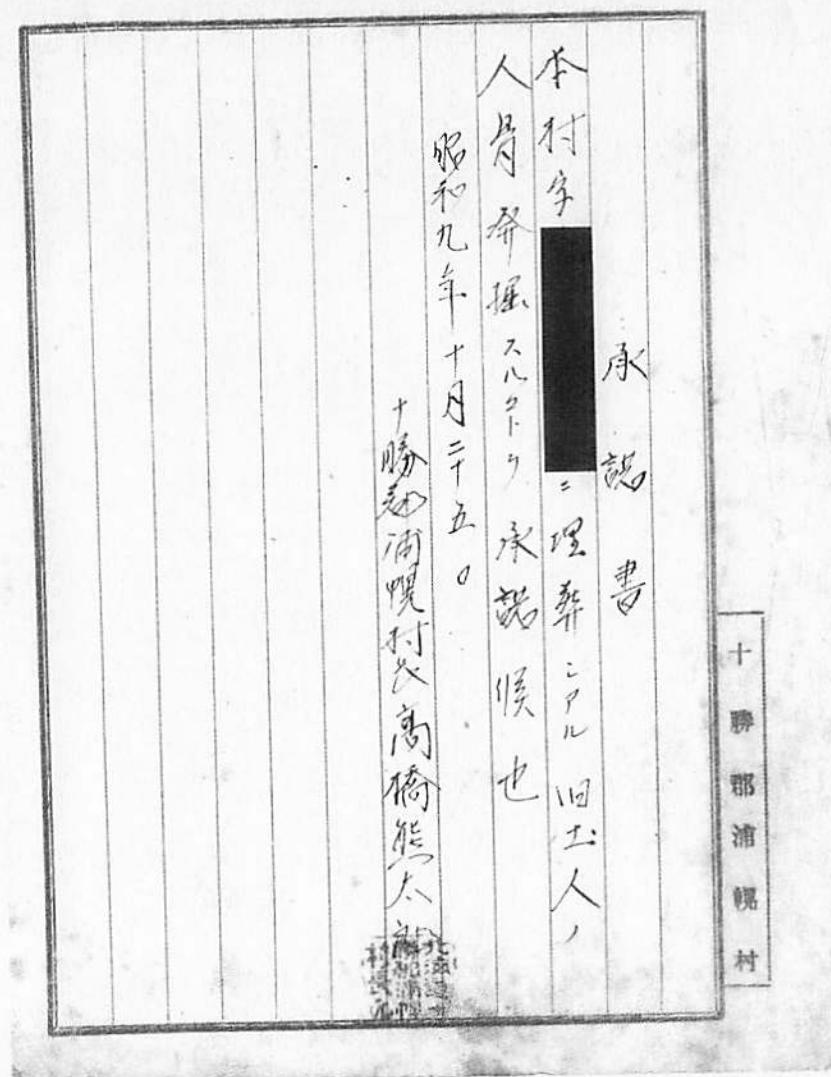
承  
諾  
書  
拙著儀記遺骨于監子術研究為貴學部寄賜付  
候向以登聞不甚如意承諾付  
候也

昭和九年十月

北海道帝国大學醫學部

- 1 -

【資料7-2】1934年10月25日付十勝郡浦幌村長高橋熊太郎「承諾書」《十勝郡浦幌村野紙1枚》



【資料7-3】1934年10月25日付北海道庁長官佐上信一宛て兒玉作左衛門「人骨發掘願」《和紙1枚》

### 人骨發掘願

一、目的 學術研究、爲

二、場所 北海道十勝郡浦幌村

三、月日 昭和九年十月二十五日より三日間

四、骨處分方法 北海道帝國大學子醫學部保存

五、發掘地管理者承諾書 一通添附(別紙)

昭和九年十月二十五日

北海道帝國大學子醫學部  
教授 兒玉作左衛門

北海道廳長官佐上信一殿



【資料8-1】森警察署長宛て北海道庁封筒



【資料8-2】1934年8月27日付児玉作左衛門宛て森町役場渡辺庄八  
書簡 《北海道茅部郡森町役場署紙3枚、封筒1通》

持候我異難事所折被當の清手  
の事本來事  
陳者今吉先生の事處の際當即里  
人 [redacted] と同人計有に係る  
因士人墳墓事が塙の件に至り申す事  
の起しに於端吾の因爲せられか事が起  
る事由申す事なり人より因及り申す事  
因へり於端吾の事に先生宅因爲致置  
而事局一元於の趣事生ありも心通じ申  
置かれ事旨請事り申れ就ては此の概要

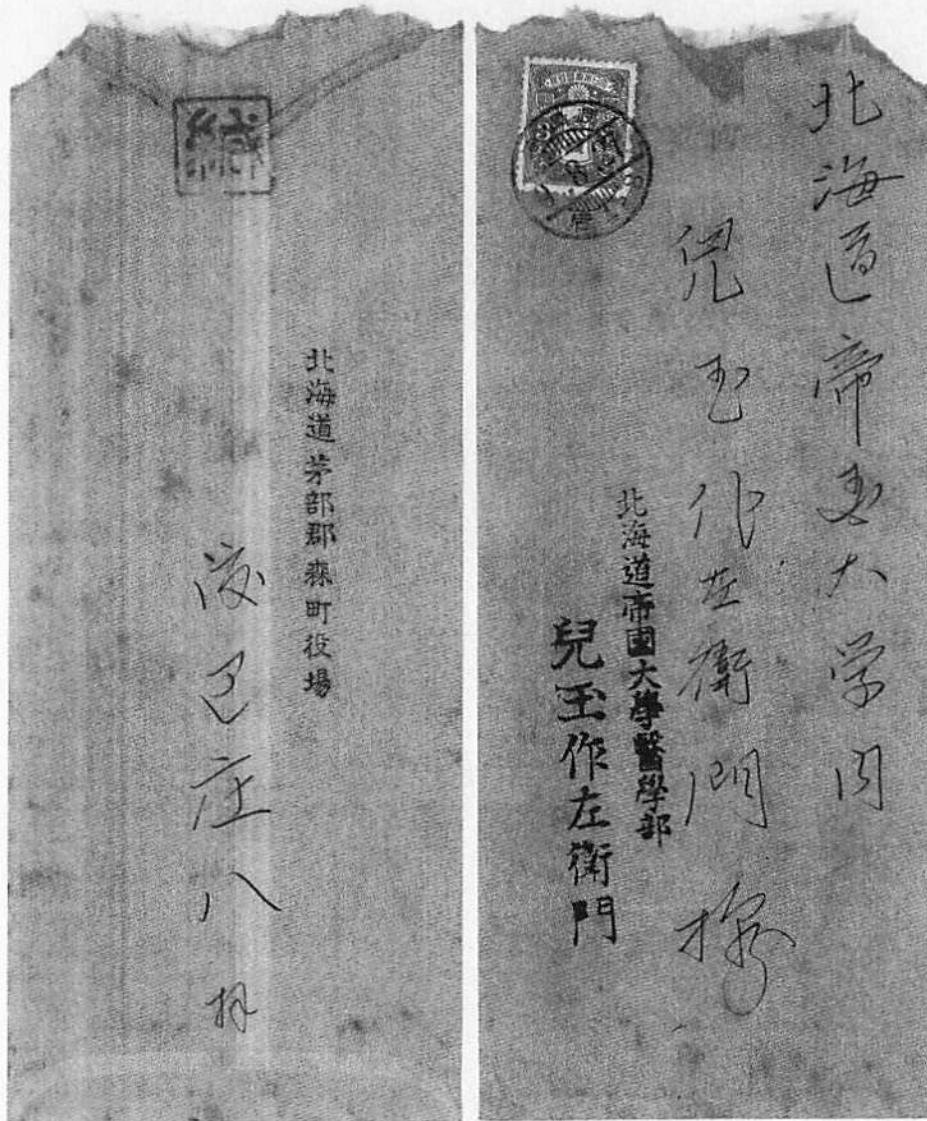
旅中より下

本人の申あさりては 墓石が塹の内  
規的年数及びお持用じみの埋骨に  
窓しの墓地買取費並く之の葬理  
科掌の官料の上にては内時立子可  
能可否を終之在施の事もあしらお持  
との事へぬ様下

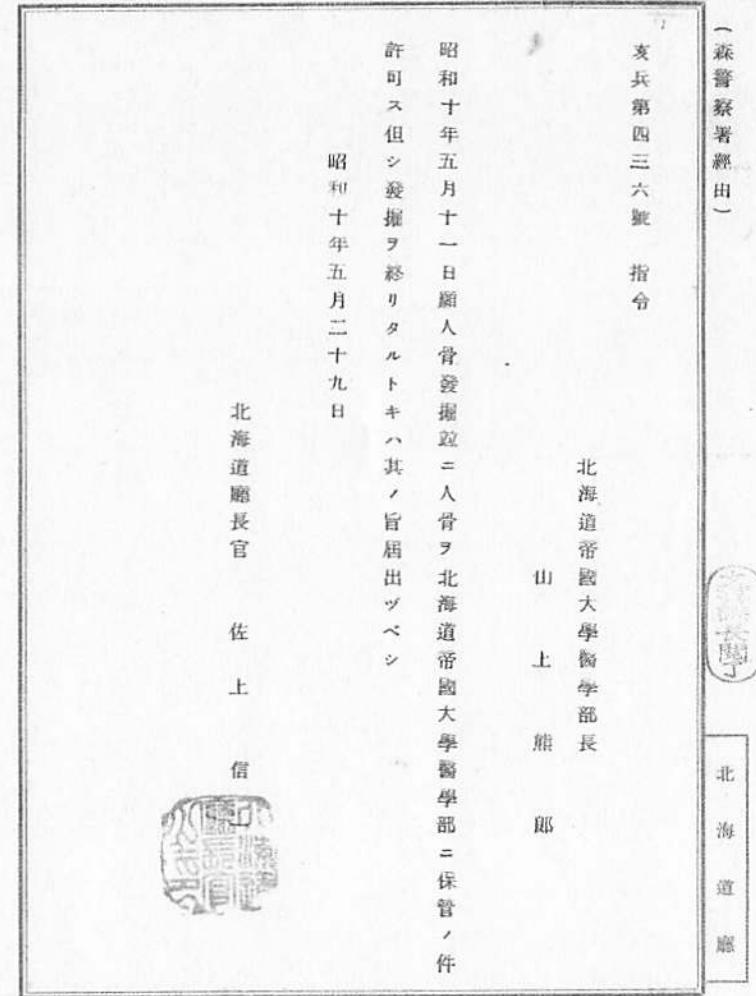
尚、其の節は前記付へ於て。出来得  
る限り便宜の即力可取者にて存する所  
意)慮あくの申じるを申一添置)。

先付お詫せ申しお謝御祥  
本草石らの間未だ一へ申しにあ  
形下 申  
又申  
申了)申一ね  
先付お詫せ申

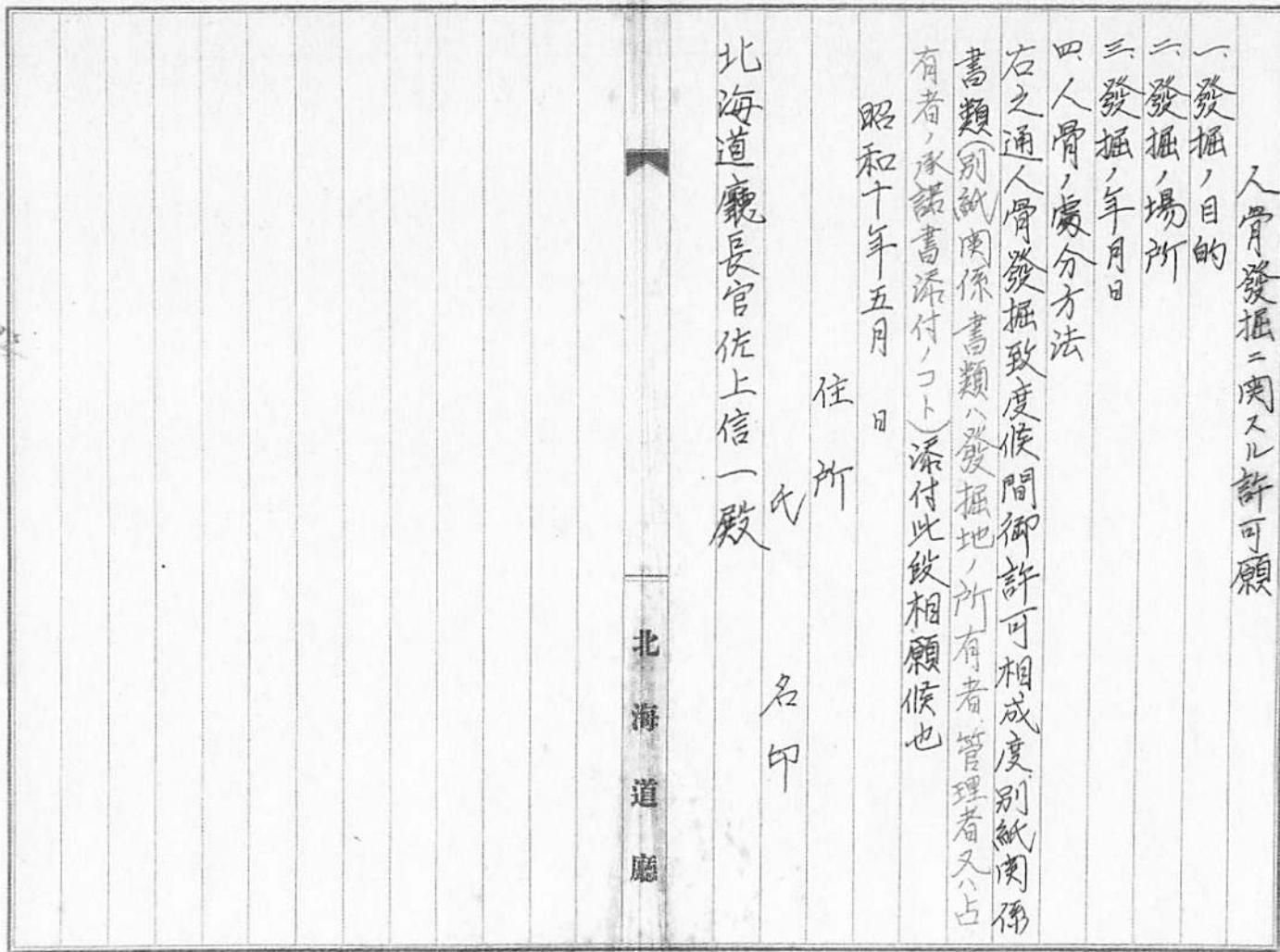
### 【資料8-2】



【資料8-3】1935年5月29日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁長官  
「亥兵第四三六号 指令」《北海道庁用紙1枚》



【資料8-4】1935年5月付北海道府長官佐上信一宛て「人骨發掘ニ関スル許可願」《北海道府署紙1枚》



【資料8-5】児玉作左衛門「森町旧アイヌ墓地発掘経緯報告書案」《北海道帝国大学野紙4枚》

昭和九年六月届  
北海道帝國大學  
開イチ井ミシタが彼、現在ハ花畠、中リ  
ソレヲ花壇レア大學子、保管ル様承認ヨラレキヒヨリ申レニシテ、彼、シテ  
彼之ヒテ即座。拒絶シマシタシニタ松モ埋葬、個体ロウナイ故。ツツ  
殊ヘイ事務ツテ度ニシテ、時事トハ更フカノアリスケ  
一骨ヲ得シカヌニ百坪余御ト攝リ延スコトハナキ。費用一時向、不  
至糾チルコトリ。毎回オリレタシテ深々追又シニシンデシム。  
其後翌年九月再び全氏ヲ訪問シタコロ  
北海道帝國大學

ルコトハナリニレタ。其後北海道廳。花ハリメ、草生フ留清

花モモルトカ。或ハヨリテ、外國一處ウソレモ一カアルトヤリノコト

廢シ新少紙ロヘヨリナリ十月中国廳令ヲ出シ。アイヌ墳墓

花塔等シニ處今シテ出セシム。シテ之レテ管理ニ社事矣。

詳長ハ假令大旱ニ遇シ之レ捕ツヒヤキ高向ナル日是れ

レリス。所加所努力道ニ處、役人、農家、官吏のトコレテ十月

ニ社事多ニ得度。年ニ子節御是ニ更<sup>ハ</sup>出コレタ

### 北海道帝國大學

新学移行長事。対して代文が<sup>光明</sup>想取<sup>トナシテ</sup>巡<sup>ト</sup>候事

解説傳乞<sup>ト</sup>御印シテ、アリスカ。現在テエ色上麻衣<sup>ハ</sup>多

反對論者アリテ、甲油断<sup>ト</sup>ちのナキ<sup>ト</sup>、<sup>ハ</sup>ノリス。右年<sup>明治</sup>14

二十九年半速<sup>ト</sup>嘉町<sup>ハ</sup>、<sup>ト</sup>入<sup>ト</sup>上地完彌<sup>ト</sup>、<sup>ト</sup>猪<sup>ト</sup>

伊<sup>ト</sup>官理<sup>ト</sup>、承認<sup>ト</sup>共<sup>ト</sup>通<sup>ト</sup>知<sup>ト</sup>程<sup>ト</sup>シマレタ<sup>ト</sup>。新<sup>ト</sup>

アリテ、解説者アリス<sup>ト</sup>、嘉町<sup>ハ</sup>、<sup>ト</sup>猪<sup>ト</sup>、<sup>ト</sup>之<sup>ト</sup>

花塔<sup>ハ</sup>取<sup>ト</sup>マ<sup>ハ</sup>、<sup>ト</sup>マレタ<sup>ト</sup>

暇散錄卷之六

3

埋葬(一)

1314

花崗地帶ハ三層トナリ居リ上層ニニ尺ハ黒  
中層ハ砂地三四尺乃至六七尺下層ニ火山灰  
シテ骨ニミタ山灰、直上ニルヲキトシ計キモニテ四尺  
埋葬ハ全部屈葬テアリ棺ヲ每スルモノト有レタイモガラ

肯

八雪ノイヌ、全節伸糸于頸ノ東ニ向ニ到糸呂ガ  
母必ズアヒタニ比ベルト 僅カ三十哩ニカ離レテキナ雨筋  
間非古ナ甚異シルヲ錫ルヲアレガニ西野間ハ  
山越由トシフ 関所カドリソレヨリ以南ツ 華邑ト梅子  
鷗韓奉行、直隸○○在リ又江北ノ綴天子  
折シテ羣縕法外ニ置イタリ 善也

卷之三

和人的、生疏様アリ申す  
アリヌハ可成  
本林町住ム  
強ヒレタセキ翁悔ニ之レニヨウタモキル事ガ推定セシ

北海道帝國大學

ノ。甚ダ興味深射所見。即チニ本筋所為極アト又人  
鷄蓋骨ハ大後頭孔切除ノ例。児子の事高ナカニ  
之ハ明ニテ煙草等中止シ。所ナキルヲ益ビテ  
屢々トナリ。其原因既ア併ク。勿論外因也。此  
事中止セシモ。ニル事。若不ヤシ。ナシ。ルコトヤ  
リ也。年少ハ較新ニシテ回歎ハチナリ。何故モトヨリ  
體内アリテ。未だ御持御ツ行フ地方アハ最近十數年上向  
ニシテ之モ。如降アセキナリ。マタヨリ除ハヌ。并  
行公クニシハナリ。煙草後、仕事ナル事も明ラカアシ。  
ナカニ他入接觸、多密ガノ向歎同僚アリト。事ヲ

毛衣足しりふり

2.  
大馬頭  
肉

4.

(二) 英領  
爭物  
事件

左一中華花旗等大書ろ又、廢立元年(八十五年)コ王  
地主に國陽の内閣即ち初改姓在英國領事館負ひ又  
墳墓為取歸本國、不事其母、事件好にて從未知已  
サリニ墳墓現場、即ち、歌高モ得シヨリ  
即4月11日、墓、約中央より西へ寄り是場所、頭骨十七  
一具、其のソノ附近二生骨、アタマ二個、墓ヲ起シテ  
之處、三個、相接近ニ有候。此處乃約三間西北方ニ  
三個、頭蓋骨及ビ、犬子、軀幹骨、之等、英本国  
返却迄ニ至ニ及キ異多ナリ、古今後研究ニ至リテ  
得ヘレト信ス。

(三) 墓

北海道帝國大學

歯有毛頭蓋叢、三十個、内中、齒齒有毛  
十九個、即4月22、七八%、二二十一、八零四人、  
十六%、元ニテ甚カ多シ。  
第三後頭頸、口蓋隆起、革、八零四人、  
日本人口カト多シ。

序第1章

○1901. 3. 1

【資料8-6】森町旧アイヌ墓地発掘に際する金銭支出記録

①「森町出張費」《洋紙1枚》

森町出張費		總計
		162.73
7月 10 日	現金 伊藤 植物 半袋 (4袋 → 2袋)	12.56
	茶、ヘンリイ レーヌ(3袋)	1.40
		.50
11日	レーヌ(3袋)、豆	1.07
12日	栗子、松葉	.45
13日	乾魚、鯛、墨汁 サツシ、毛布 人丈~	.60 1.15 1.00
14日	小包 柳葉、半袋 汽車費 (森→札幌) 渡辺汽車費 (札幌→森)	.25 7.00 3.50
15日	サツシ 茶(■■■茶~) 餅米代	.65 .38 1.00
16日	中川地產入果物 人丈代 箱、空鐵古物用紙代 (牧元商店) 脚踏旅館宿泊料	.80 22.00 5.33 52.55
17日	現金、伊藤、渡辺 汽車費 (森→札幌) 空 (八重→札幌 宿泊券)	7.57 1.95
另二	渡江、柳葉 半袋 小便費 1.5 (5本包)	15.00
總計		136.71

出張旅費	洋幣.	40.00
127支槍物 額	銀元.	30.00
	標槍.	30.00
	計	100.00

不是頻 36年7月八 教室費ヨリ立替

②「人夫雇用・賃金に関するメモランダム」《洋紙1枚》

11 <sup>日</sup>	7	/	$\frac{1}{2}$	0
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
15	1	1	$\frac{1}{2}$	1
16	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$
計	5 <sup>日</sup>	5日	4日	4日
	1日	1年 20 月	トシテ	
{				
		6 <sup>年</sup> 0 0		
		6 <sup>年</sup> 0 0		
		4 <sup>年</sup> 8 <sup>月</sup> 5 <sup>年</sup> 0 0		
		4 <sup>年</sup> 8 <sup>月</sup> 5 <sup>年</sup> 0 0		
總計		22 <sup>年</sup> 00 <sup>月</sup>		

③1935年7月16日付「受領証」《洋紙4枚》

受領証

一金六圓也

右正ニ受領候也

昭和十年七月十六日

受領証

一金六圓也

右正ニ受領候也

昭和十年七月十六日



受領証

一金五圓也

右正 = 受領候

也

昭和十年七月十六



受領証

一金五圓

右正 = 受領候  
也

昭和十年七月十六



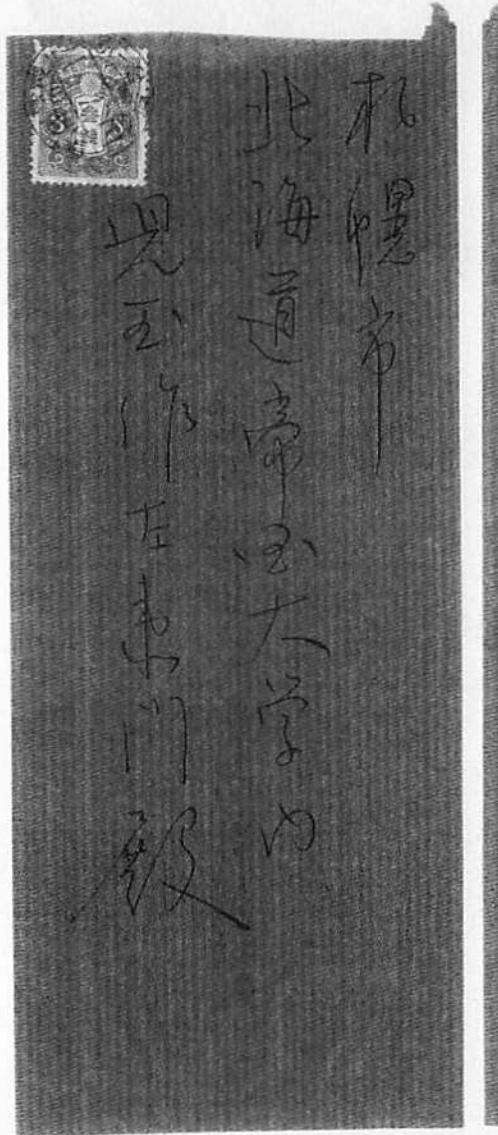
【資料8-7】「墓地買入に関するメモランダム」《洋紙1枚》

墓地買入	墓	墓地買入	墓
僧侶謝礼	僧侶	僧侶謝禮	僧侶
(三人)		(三人)	
二等地		二等地	
金五角	金	金五角	金
二角七十戈	金	二角七十戈	金
十年	金	十年	金
十角	金	十角	金
一年九十三年	金	一年九十三年	金
一年	金	一年	金
七角	金	七角	金
五十銚	金	五十銚	金
五角	金	五角	金
5.00		5.00	
2.70		22.70	
10.00		1.93	
10.00		1.07	
1.93			
1.07			
30.70		30.70	
50		4.60	
31.20		31.20	
86.20			

【資料9-1】1935年7月17日付児玉作左衛門宛て落部村長萬清治  
「承諾書送付ノ件」《北海道茅部郡落部村役場野紙1枚》

見玉作左衛門  
昭和十年七月十七日  
茅部郡落部村長萬清治  
書  
市依頼有之候田土人戻嚴理段地被  
喰二寅ノ九右土地所有者一筆並祐  
別紙、通し及送付候也

【資料9-2】1935年7月17日付消印の落部村役場「封筒」《封筒1通》



【資料9-3】1935年7月17日付9A「承諾書」  
《北海道帝国大学医学部罪紙1枚》

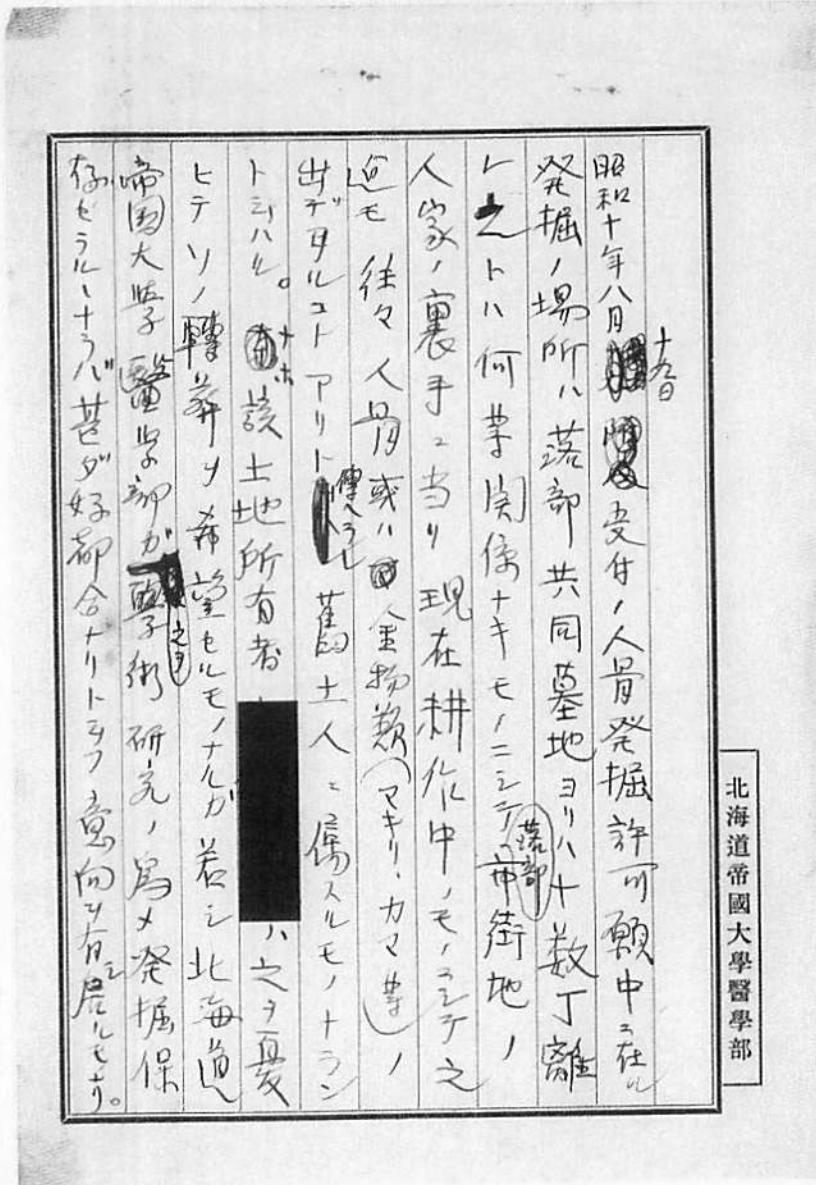


【資料9-4】1935年8月付北海道庁長官宛て北海道帝国大学医学部長「人骨発掘許可願」《北海道帝国大学医学部署紙1枚》

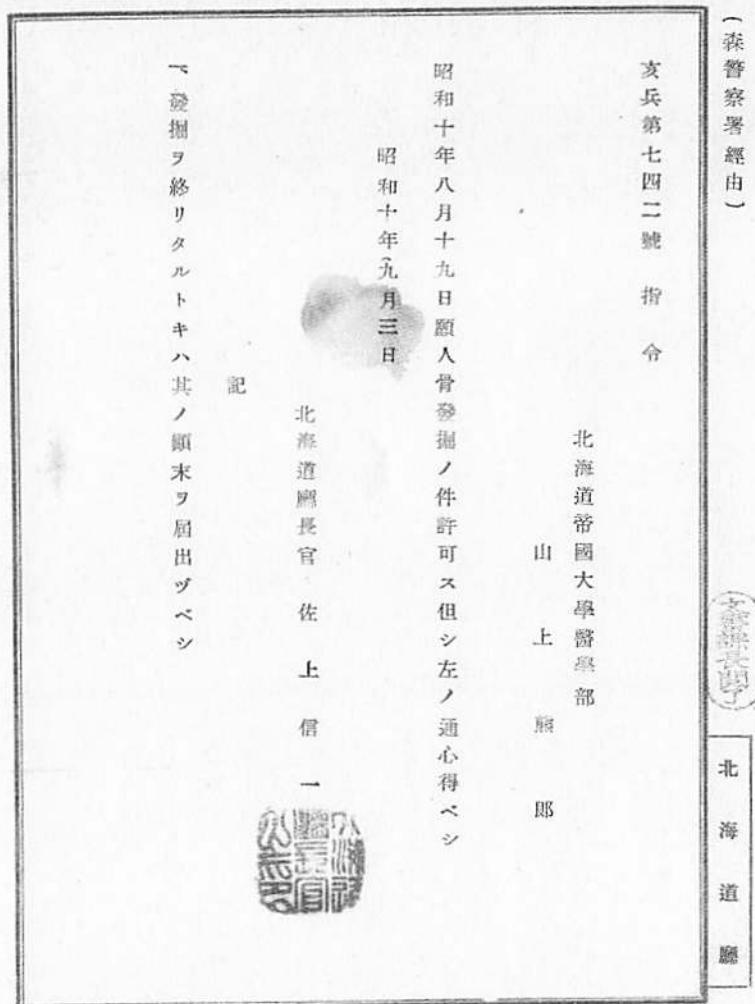
人骨発掘許可願	
一、発掘目的	學術研究爲
二、発掘場所	北海道茅部郡落部村字落部 所有畠地
三、発掘年月日	昭和十年月日
四、人骨處方法	北海道帝國大學醫學部保存 右之通人骨發掘致度候間御許可相成度 別紙關係書類(發掘地所有者承諾書)添付 此段相願候也
昭和十年八月 日	
北海道帝國大學醫學部長	
山上熊郎	
北海道帝國大學醫學部	

北海道廳長官 佐上信一殿

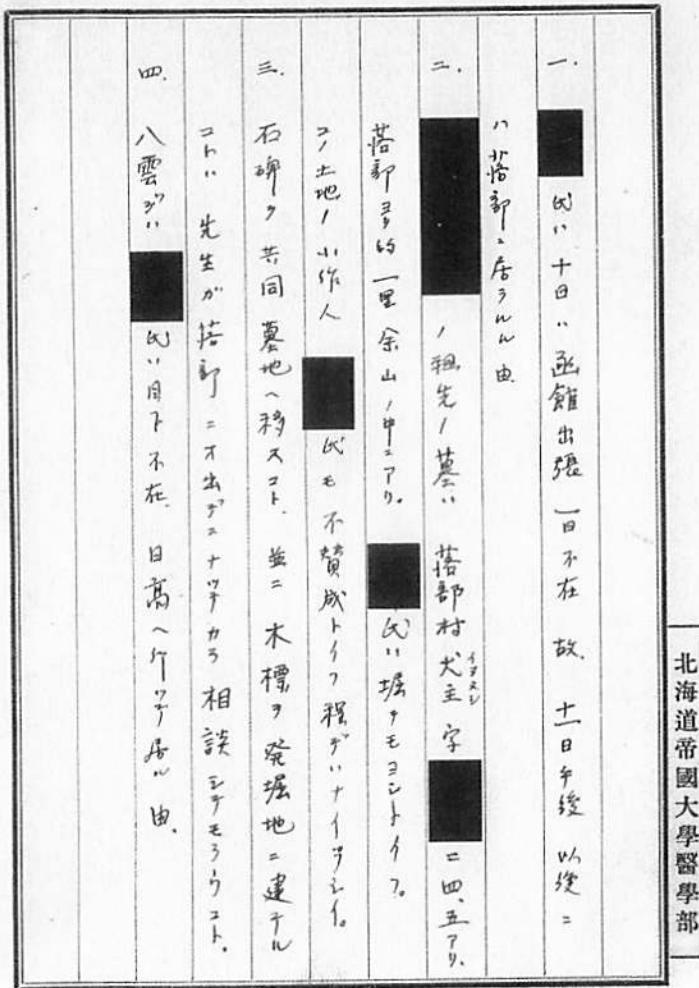
【資料9-5】「土地所有者 9A 及び所有地に関するメモランダム」  
《北海道帝国大学医学部署紙 1枚》



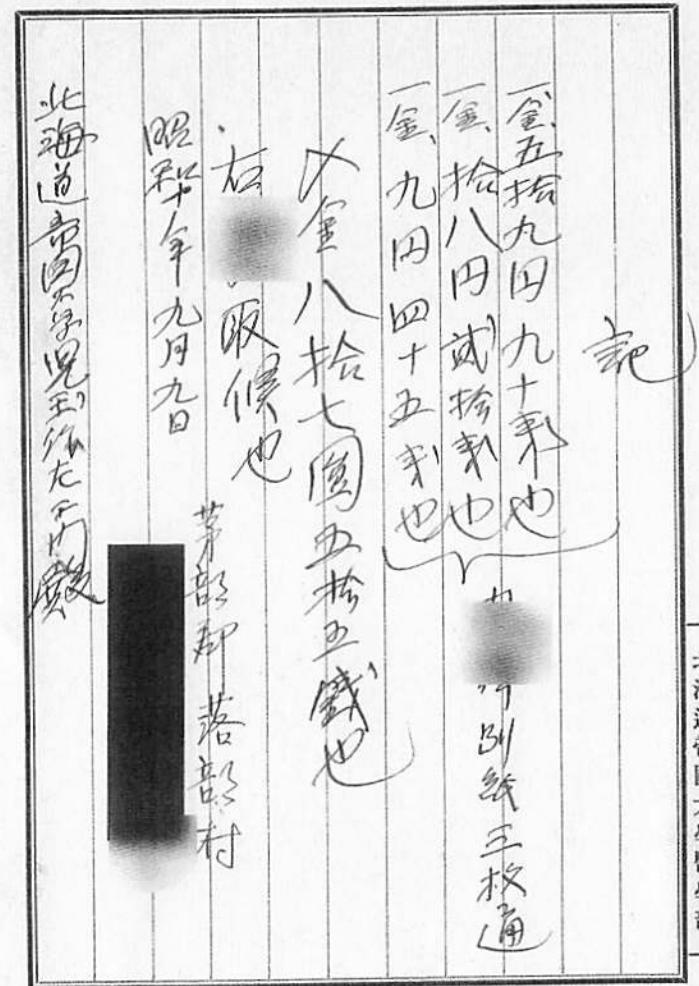
【資料9-6】1935年9月3日付北海道帝国大学医学部長宛て北海道庁長官「亥  
兵第七四二号 指令」《北海道庁用紙 1枚》



【資料9-7】「落部村メモランダム」  
《北海道帝国大学医学部野紙1枚》



【資料9-8】1935年9月9日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」・  
内訳別紙3枚 《北海道帝国大学医学部野紙4枚》



人夫價	
四五、六日	各五人 合計十五人
七、八日	各七人 合計十四人
後往本大、十日	各七人 合計十四人
	總計四十三人
	人一人三十銭、割一圓
大計	金五拾五圓九十錢也
	金五拾九圓九十錢也

墓地	墓碑	金七圓也
供物	菓子	人金五十錢也
住處	火札	金七圓也
酒	一升	金參圓也
支度	(以上十個)	金七十錢
		金拾八圓貳拾錢

【資料9-8】

謝礼	金五拾圓
儀九儀	一十札
新聞	三幾大(一幾大 金若干)
箱五拾個	一個十五大
金七圓五角	金九十九大
金七十大	金壹圆五角
合計金九四四十五大	

北海道帝國大學醫學部

【資料9-9】1935年11月8日付児玉作左衛門宛て9B「受領証」  
《北海道帝國大学医学部野紙1枚》

受領証	
一人支借	貳弾六拾錢也
外譯	一弾三十錢
一箱	參個
一儀	貳個
一新聞紙	四拾五錢也
合計	參弾四拾錢也
右正 = 受領候也	拾五錢也
児玉作左衛門殿	金五拾圓也
昭和十年十一月八日	

北海道帝國大學醫學部

## 樺太舊土人ニ關スル調査研究

日本藝術振興会第八小委員会ハ昭和十一年度ニ於ケル「アイヌ研究ニ關シ」龙ノ如キ打合ハビヲナビリ。

一、研究場處——樺太ニ於ケル土人部落

二、調査方法——樺太廳ノ厚意ニヨリ又ノ如キ方法トナス。

(一) 戸口調查 別紙戸口調査委員ヲ嘱託シ昭和十一年六月二十日現在ニ於ケル特定戸口調査ヲ行フ

(二) 全事務ノ取扱ニ關シ樺太廳地方課屬肥後龍夫氏ヲ本舎ノ嘱託トス

(三) 研究事項及ビ担任者氏名龙ノ如シ

○生理学的研究	水井 渚	(東大教授)
○民族衛生学的研究	古屋 芳 雄	(北大教授)
○体質人類學的研究	今 哲	(同上)
○寄生虫病学的研究	井上 善十郎	(同上)
○衛生学的研究	吉崎 雄	(北大教授)
○内科學的研究	有馬 英 二	(同上)
○眼科學的研究	越智 貞 見	(同上)
○精神病學的研究	内村 和 吉	(東大教授)
○皮膚科學的研究	高橋 信	(長大教授)

【資料10-1】井上善十郎・岡田正夫「樺太舊土人ニ關スル調査研究」(1936年6月) 《洋紙3枚》

一 診療班及ビ調査班巡回場處

多蘭泊 登窗津 寶浜

白浜 新聞 級香（辟ニヨリ落帆ニ行クコトアルベシ）

註図中 口印ハ観泊地



一 日 程

巡 沈	日	診療班	西	西
		△班 (米袋兒童)	西	西
第一日	(七月十三日) 月	(豐原)	西	西
第二日	(・ 十四日) 水	多蘭泊 (東因) 登窗津 (鷲田)	西	西
第三日	(・ 十五日) 木	(落合)	西	西
第四日	(・ 十六日) 木	白浜 (落合)	西	西
第五日	(・ 十七日) 金	高浜 (知政)	西	西
第六日	(・ 十八日) 土	新間 (知政)	西	西
第七日	(・ 十九日) 月	海狗島行 (定期出版)	西	西
第八日	(・ 二十日) 月	宝浜	西	西

右日程ハ交通機關ノ開港ニヨリ二、三日ハ延長スルコトアルヤン。A班トB班ハ二日、間隔、A班ト診療班ハ一日、間隔。

「診療班ノ構成員

水井 古屋 有馬 越智 内村 高橋 便約三十名

「調査班ノ構成員

A班 約四名

B班 (厚生省検査ハ精神科) 井上 他約四名

「体質人類學的研究ハ道ツテ適當 / 日期二行ス

「手傳人 / 懿立病院ヨリ看護婦四名ノ應援アル旨

受付 採血人 旧土人呼集係等ハ當該部若ニ依

頼スルコト

「寄生虫検査 容器ヲ配付シ小多花ニ依頼シ之ヲ集蒐

適當ノ處(豊原病院)ニテ検鏡スルコト

集蒐セル者ニ尊謝ヲ贈呈スルコト

「準備 診療班ニハ數ヶ處(学校又ハ雨天候採用)ニれ  
候掛等ヲ用意セラレタク 境界帶ハ診療班持全ノコト

レントゲン検査ハ晝間裸ナキ肩之ヲアサズ

呼葉ニ應ゼル土人ニハ成人一人ニ付二三十錢ヲ與  
フルコト 子供ニハキヤラメルノ如キモノヲ準  
備ス

委員、手傳人等ノ晝食ヲ用意スルコト

(以上)

今回ノ研究調査ノ準備ニ當リ樺太廳長官、内務部長、警察部長、  
調査課長、地方課長、李部課長、警察課長及ビ 懿立病院長等ノ各大  
ノ援助ヲ賜ハリンコトヲ深謝ス

昭和十一年六月

準備委員

井上 善十郎

顧田 正夫

【資料10-1 補足】「1936年樺太調査日程」《洋紙2枚》

日	月 日	發時間	着時間
1	十二月十三日	札幌	前二二四。
2	"	豊原	前九二五。
3	"	奥岡	後三一。
4	十四日	奥岡	後六三三。
5	十五日	真岡	前六三九。
6	十六日	野田	前七三一。
7	十七日	野田	後(二二。一)
8	十八日	落合	後六五。
9	"	落合	前八五。
10	"	落合	前八五。
11	"	豊原	前九五八。
12	"	真岡	後二一。
13	"	野田	後四二。
14	"	トツ	前八二八。
15	"	野田	後九三〇。
16	"	トツ	前八五。
17	"	野田	後九三〇。
18	"	落合	前八二九。
19	"	落合	後六四。
20	"	白濱	前八二九。
21	"	合	後四三四。
22	"	合	前七二。
23	"	前	後三〇五。
24	"	前	前一〇四二。
25	"	前	前九五八。

廿一	廿二	廿三	廿四	廿五
新開	海豹島	散香	知取	知取
宿泊	自動車	自動車	自動車	自動車
前	真夜中出帆	自	自	自
	後七	動	動	動
	後十二時	車	車	車
代金三萬九	後十二時	後十二時	後十二時	後十二時
四	後十二時	後十二時	後十二時	後十二時

## 古墳発掘許可願

一、願人

札幌市北海道帝國大學醫學部  
醫學部長 大野精七

二、古墳発掘從事者 左記ニ依嘱ス

札幌市北海道帝國大學醫學部  
教授 児玉作左衛門

三、発掘目的

學術研究、タメ

四、古墳ノ名称由來 傳說等ナシ

五、古墳ノ所在地

樺太榮浜郡榮浜村大字榮浜字

及大字相浜及留礼

六、管理者ノ有無及其諾否

共ニナシ

七、発掘從事期間

御許可ノ日ヨリ三十日間

右之通古墳発掘致度候ニ付御許可相成度此段及願出候也

昭和十一年六月 日

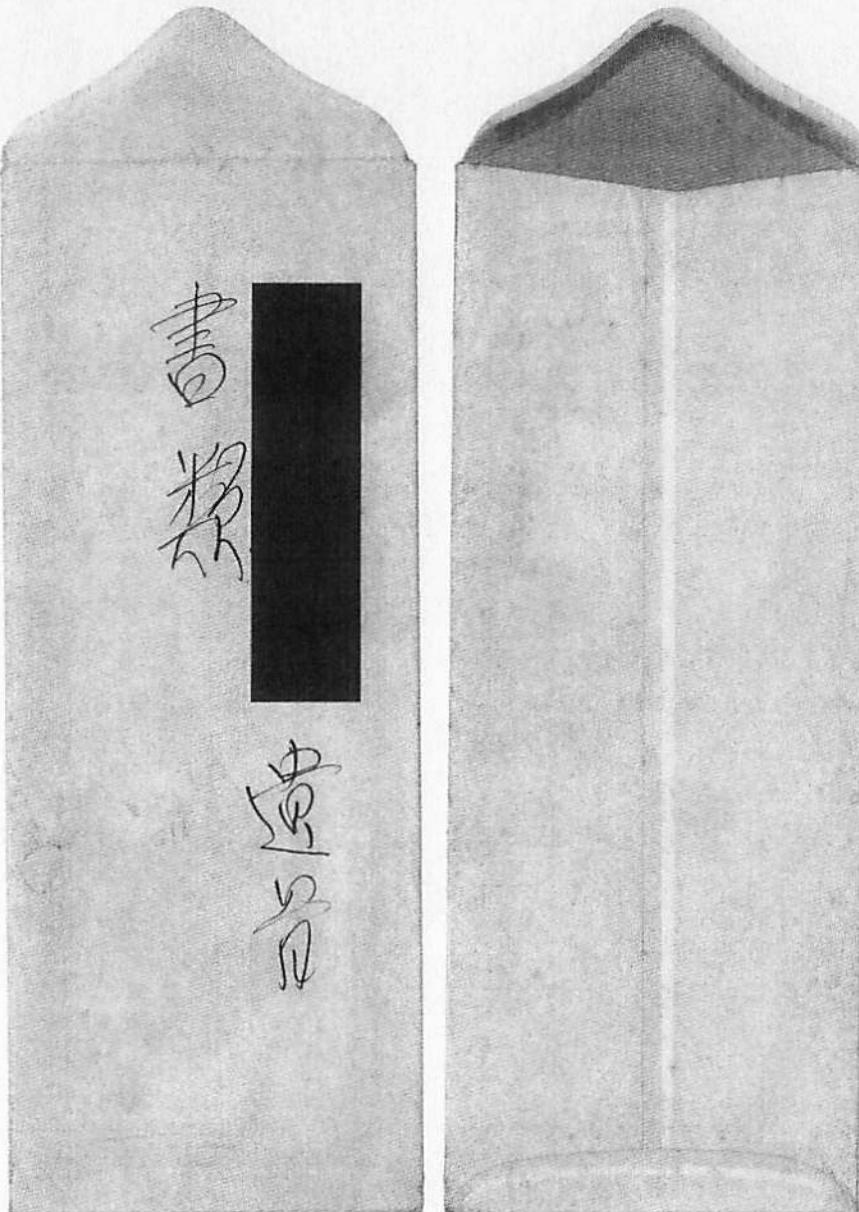
右願人

北海道帝國大學醫學部長  
大野精七



樺太廳長官 今村武志 殿

【資料10-3】「10A 遺骨書類」《封筒 1 通、①～④同封》



【資料10-3】「10A 遺骨書類」

①1936年8月付北海道帝国大学医学部長大野精七宛て10B「遺骨提供承諾書」《和紙1枚》

遺骨提供承諾書

樺太榮瀬郡榮瀬村字相瀬  
故

右遺骨學術研究、為メ北海道帝國大學醫學部  
提供致度此段承諾候也

追々遺骨ハ醫學部ニ於テ御保管相成度候

昭和十一年八月 日

樺太榮瀬郡榮瀬村字相瀬

出願人

年 [ ] 月 [ ] 日 生  
年 [ ] 月 [ ] 日 死亡

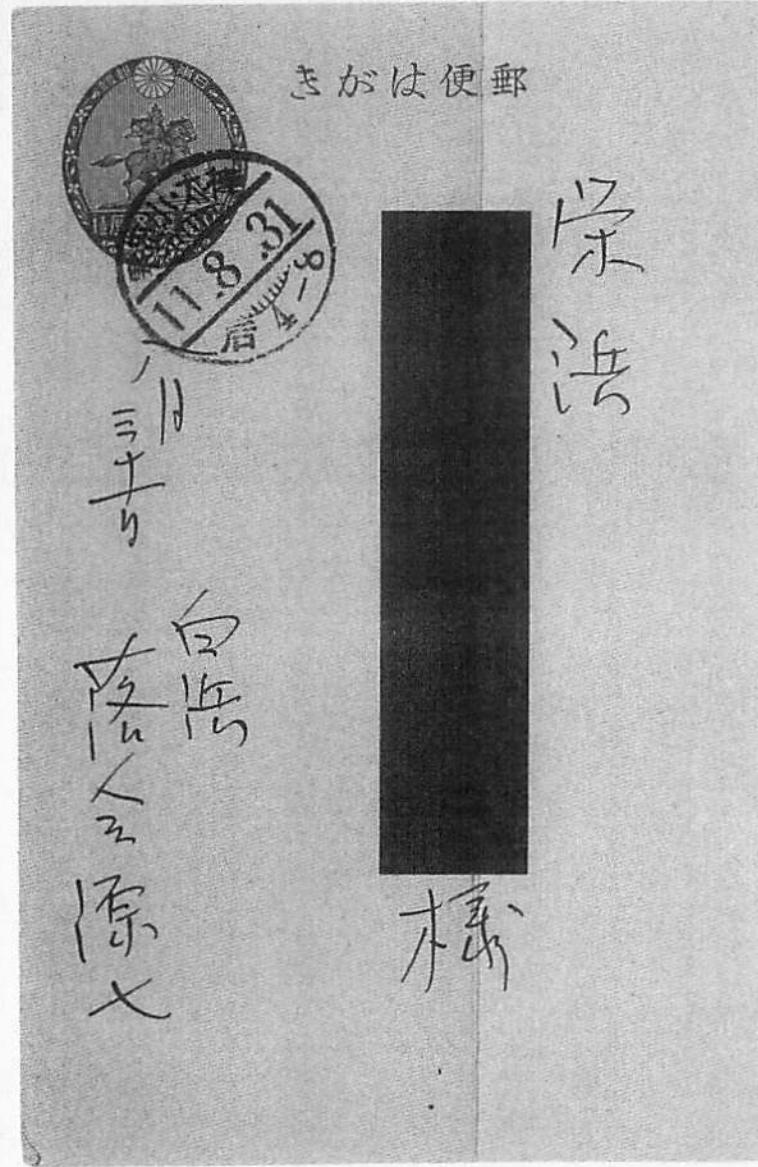
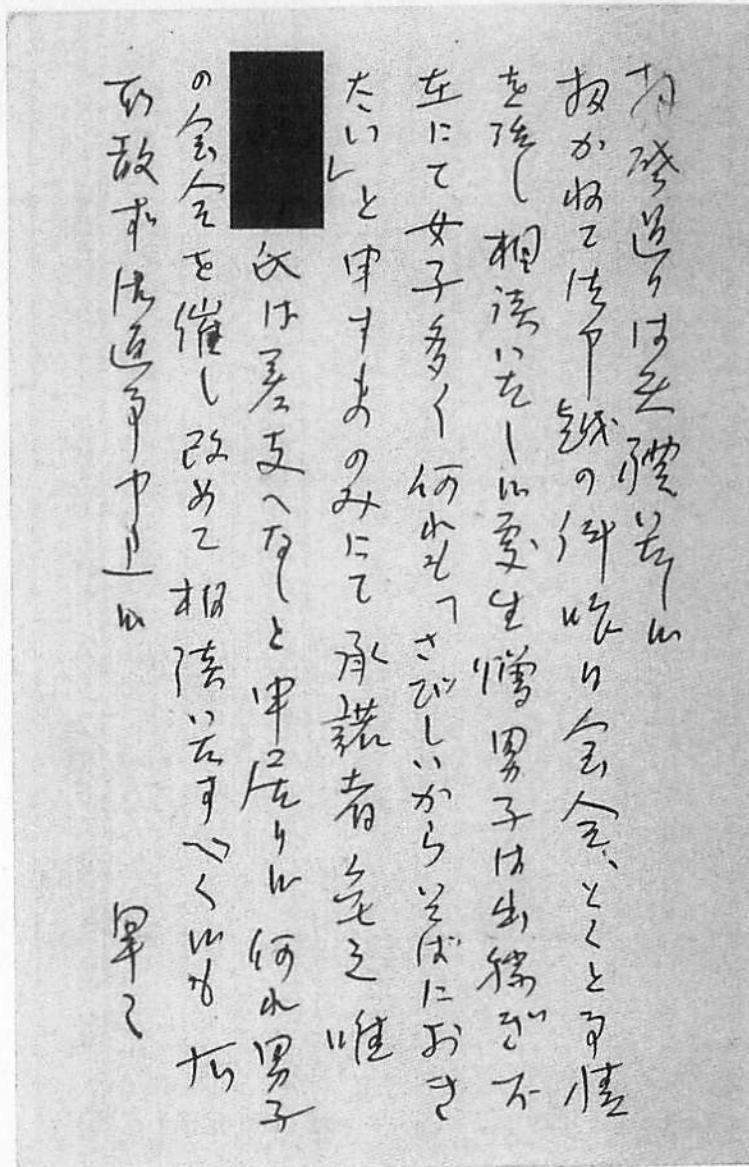
紹介人

樺太榮瀬郡榮瀬村大字榮瀬字

北海道帝國大學醫學部長大野精七殿

【資料10-3】「10A 遺骨書類」

②1936年8月31日付消印の10C宛て落合源七「葉書」《郵便はがき1枚》



【資料10-3】「10A 遺骨書類」

③1936年8月31日付児玉作左衛門宛て10C「預書」《和紙1枚》

一金拾五圓也  
但故預書  
右金額正ニ預候也  
昭和十二年八月三十日  
北海道帝國大學醫學部教授児玉作左衛門殿  
大字聚瀆郡聚瀆村大字聚瀆字  
殿祭祀料

【資料10-3】「10A 遺骨書類」

- ④児玉作左衛門宛て10D「預書返戻に関するメモランダム」  
《北海道帝国大学医学部用箋1枚》

昭和 年 月 日

児玉作

御遺骨の返戻を控え  
予め領收書を作成し  
別紙に記入を要す

北海道帝國大學醫學部

【資料10-3】「10A 遺骨書類」

- ⑤様式「領収書」  
《北海道帝国大学医学部用紙1枚》

一金

但故

領 収 書

ニ祭祝料トシテ御下附ノ分

右正ニ領收候也

昭和 年 月 日

北海道帝國大學醫學部  
教授 児 玉  
作左衛門 篓

北海道帝國大學醫學部

【資料11-1】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11B・児玉作左衛門「人骨処分許可願」《和紙1枚》

人骨處分許可願

一處分セントスル人骨

昭和十年七月二十一日 宗谷郡宗谷村大字泊内字  
[REDACTED] 氏所有空家土台際ニテ

[REDACTED] 発見

御届イモノ。

二處分セントスル人骨種類、数量等

推定約六十年ヲ経過セルアイヌ人骨一体分ニシテ伸葬  
棺ヲ用牛犬甚シク腐蝕セル鍋破片ヲ副葬品トシテ

有スルモノ。

三右人骨並ニ副葬品ハ之ヲ學術研究ノタノニ北海道

帝國大學醫學部ニ保管致シ度ク候

右通リ人骨處分致度候ニ付御許可相受度  
此段奉願上候也

昭和十年八月 日

宗谷郡宗谷村大字泊内字

右願人

札幌市北海道帝國大學醫學部

右願人

児玉作左衛門



北海道廳長官 佐上信一殿

【資料11-2】1935年付北海道長官佐上信一宛て11C「人骨發見届」《和紙1枚》

人骨發見届

一、發見経路

建築物修繕工事中地下二尺程掘リタル際ニ發見

二、發見年月日

昭和十年七月三十日

三、所在地

本道虻田郡虻田村字本町 北海水力電氣株式會社  
虻田出張所々有地内

四、現状

人骨ハ一体分ニシテ甚シク腐蝕セル刀劍、マキリ等ノ  
副葬品ヲ有シ推定六十年ヲ経過セルアイヌラシク

位置ハ東西、方向ヲトリ伸葬ナリ、之ヲ丁寧ニ取纏メ  
箱ニ納メテ虻田村役場ニ保管ス

昭和十年 月 日

住 所 虻田郡虻田村字本町  
届出人 北海水力電氣株式會社 虻田出張所

北海道廳長官 佐上信一殿

【資料11-3】1935年8月付北海道庁長官佐上信一宛て11C・児玉作左衛門「人骨処分許可願」《和紙1枚》

人骨處分許可願

一、處分セントスル人骨

昭和十年七月三十日自家所有地内ニ於テ發見御届ノモ。

二、處分セントスル人骨種類、数量等

推定六十年ヲ経過セル埋葬アイヌ人骨一体分ニシテ伸  
葬、棺ヲ用ヒ犬甚シク腐蝕セル刀劍、マキリ等、副葬品  
ヲ有スルモノ。

三、右人骨並ニ副葬品ハ之ヲ學術研究ノタノニ北海道  
帝國大學醫學部ニ保管致シタダイ候

右ノ通り人骨處分致度候ニ付御許可相受度

此段奉願上候也

昭和十年八月 日

蛇田郡蛇田村字本町  
北海水力電氣株式會社蛇田出張所

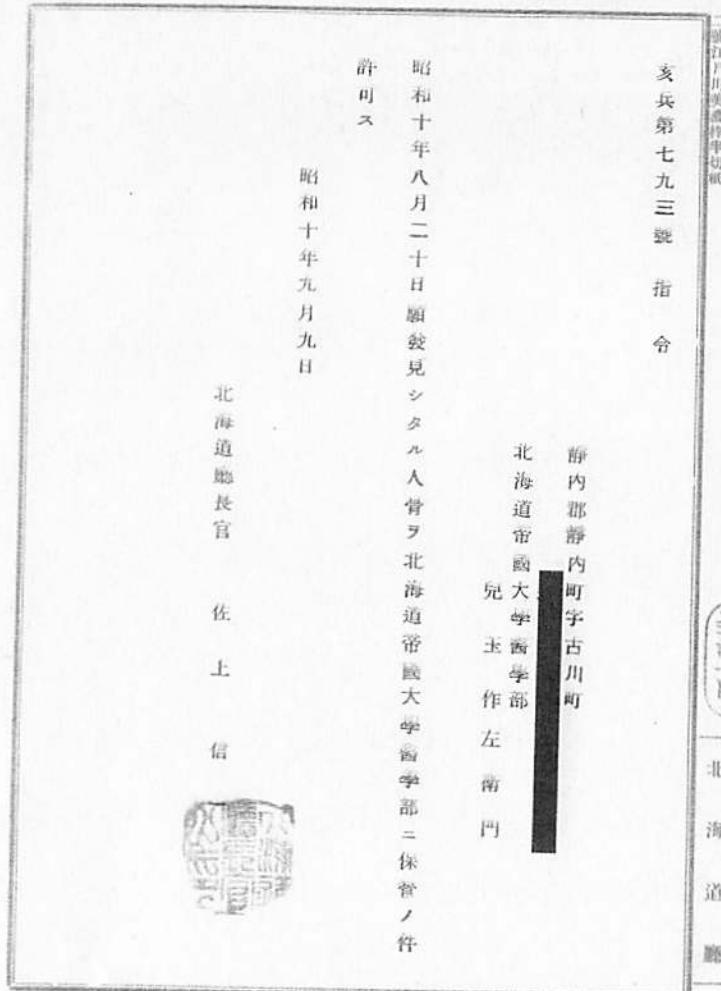
右願人

札幌市北海道帝國大學醫學部  
右願人

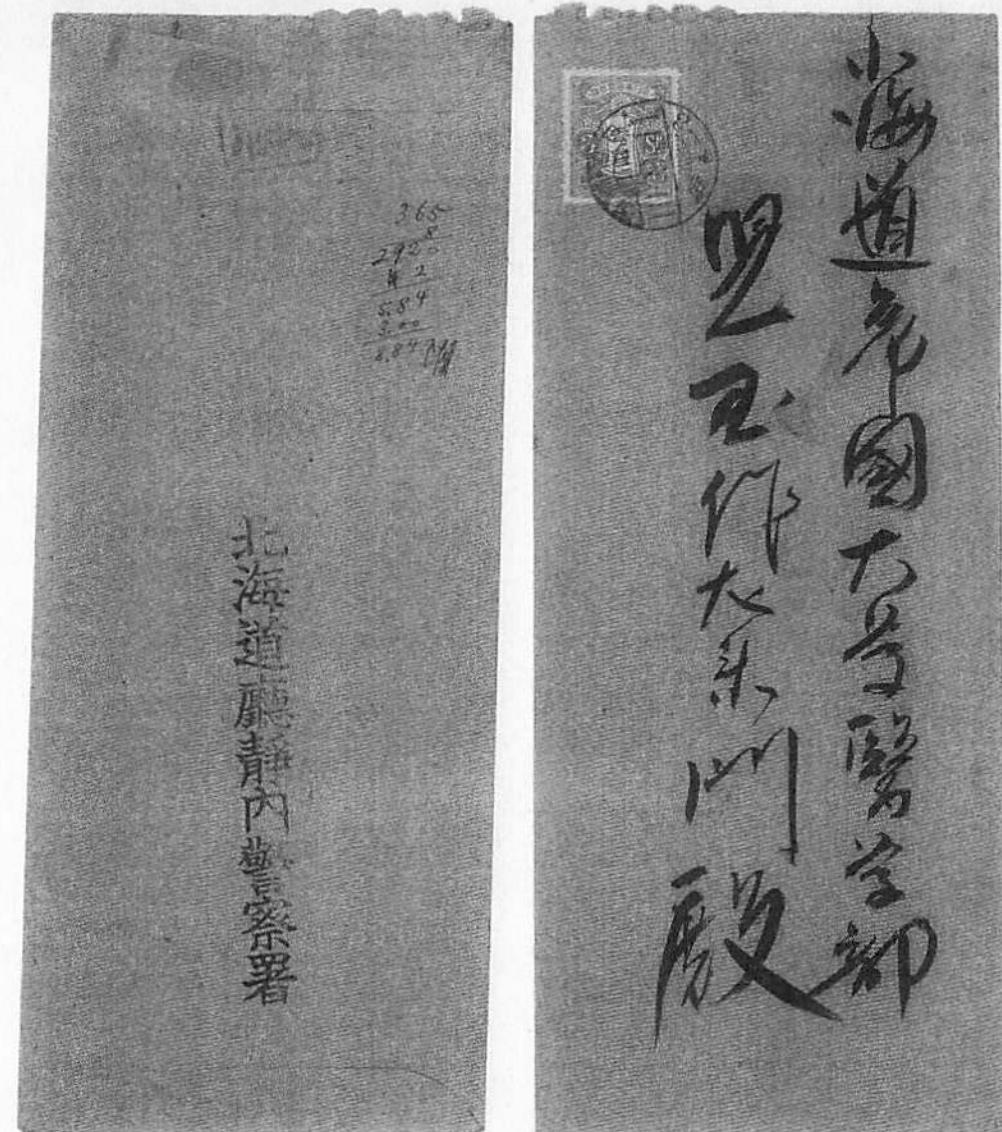
児玉作左衛門

北海道廳長官 佐上信一殿

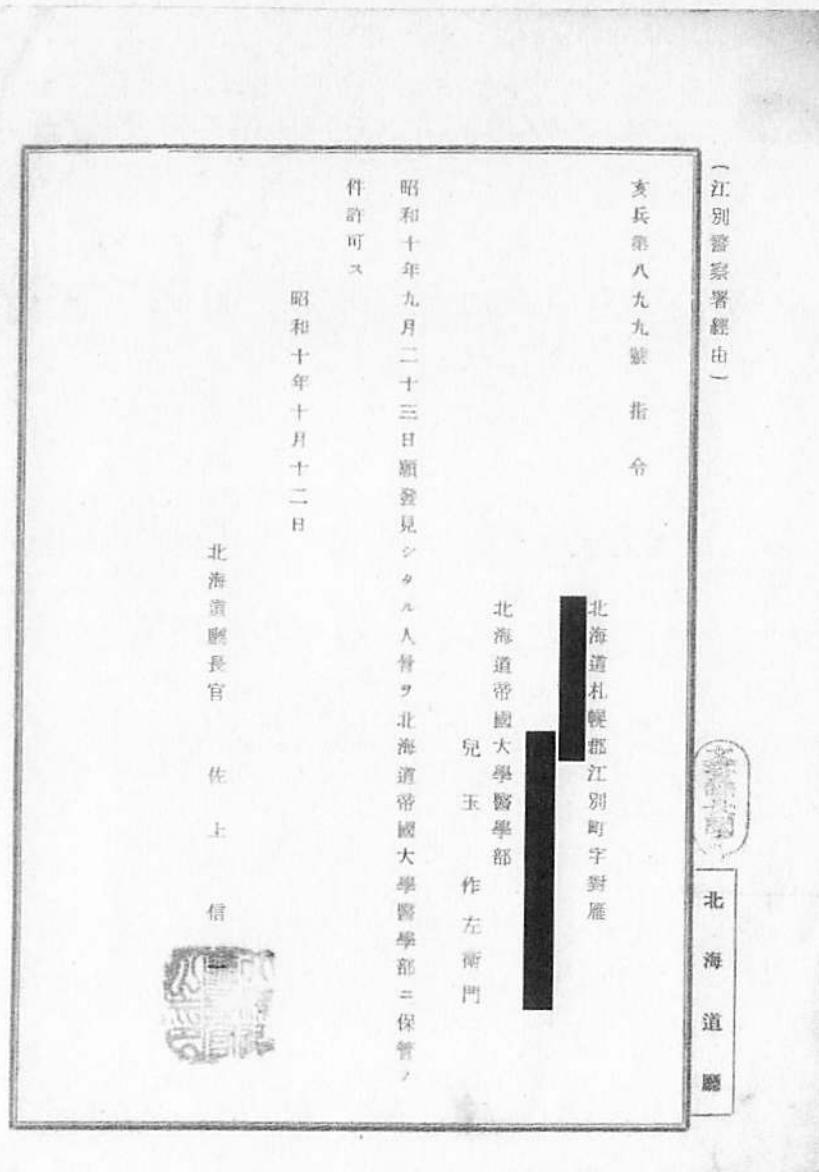
【資料11-4】1935年9月9日付11D・児玉作左衛門宛て北海道庁長官  
「亥兵七九三号 指令」《北海道庁用紙1枚》



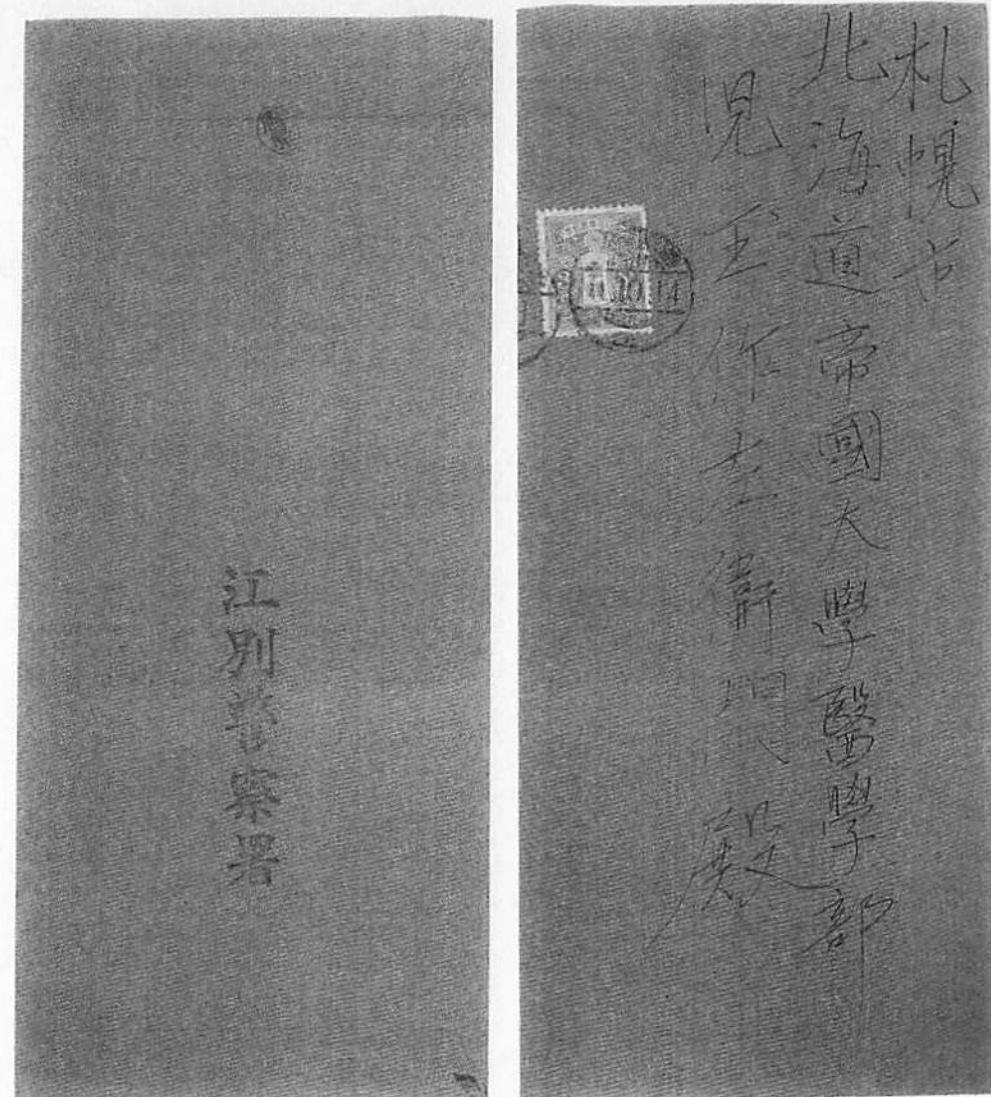
【資料11-5】1935年9月11日付消印の北海道庁静内警察署「封筒」  
《封筒1通》



【資料11-6】1935年10月12日付11E・児玉作左衛門宛て北海道庁長官  
「亥兵第八九九号 指令」《北海道庁用紙1枚》



【資料11-7】1935年10月14日付消印の江別警察署「封筒」《封筒1通》



【資料11-8】北海道庁長官池田清宛て北海道帝国大学医学部長大野精七「人骨発掘許可願」《和紙1枚》

人骨発掘許可願

一、發掘目的 學術研究爲

二、發掘場所

三、發掘年月日

四、人骨処分方法 北海道帝國大學医学部保存  
右之通人骨發掘致シ度，候間御許可相成度

昭和 年 月 日

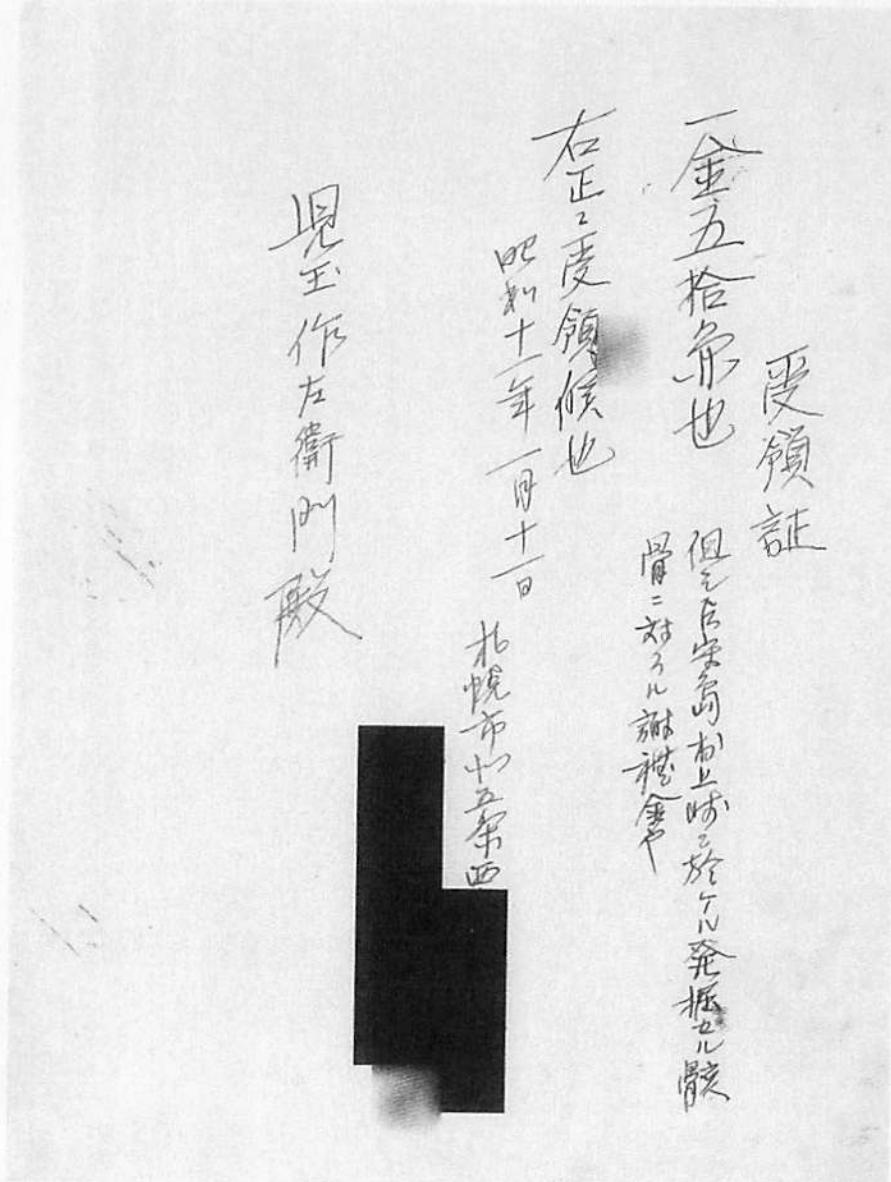
北海道帝國大學医学部長

大野精七

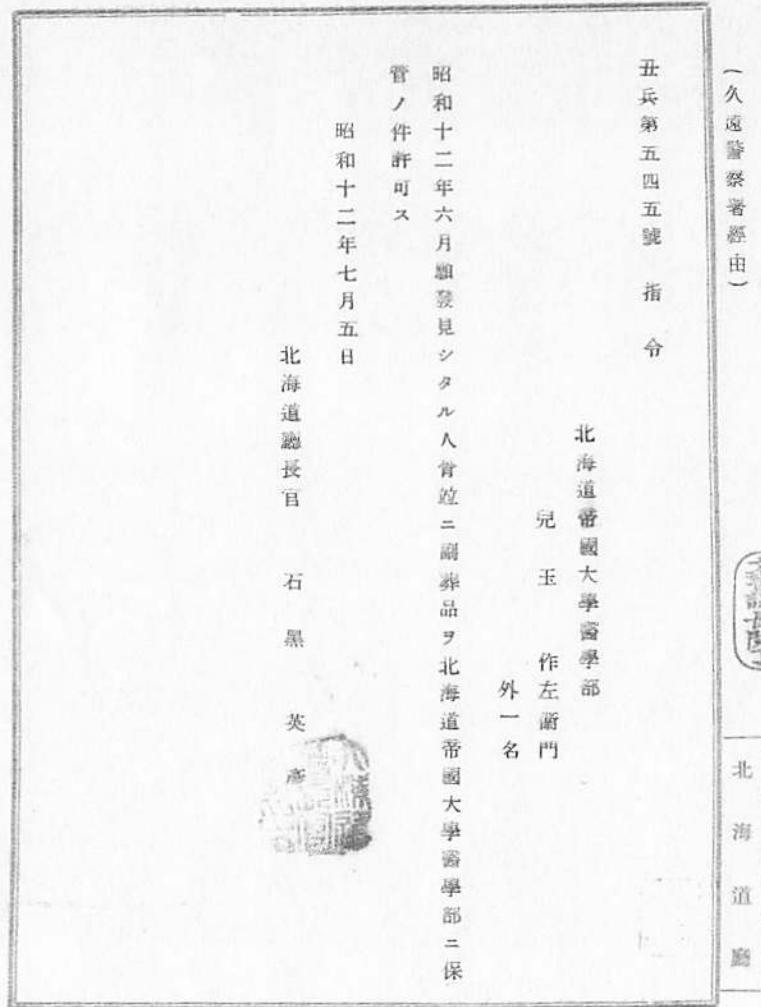


北海道廳長官  
池田清殿

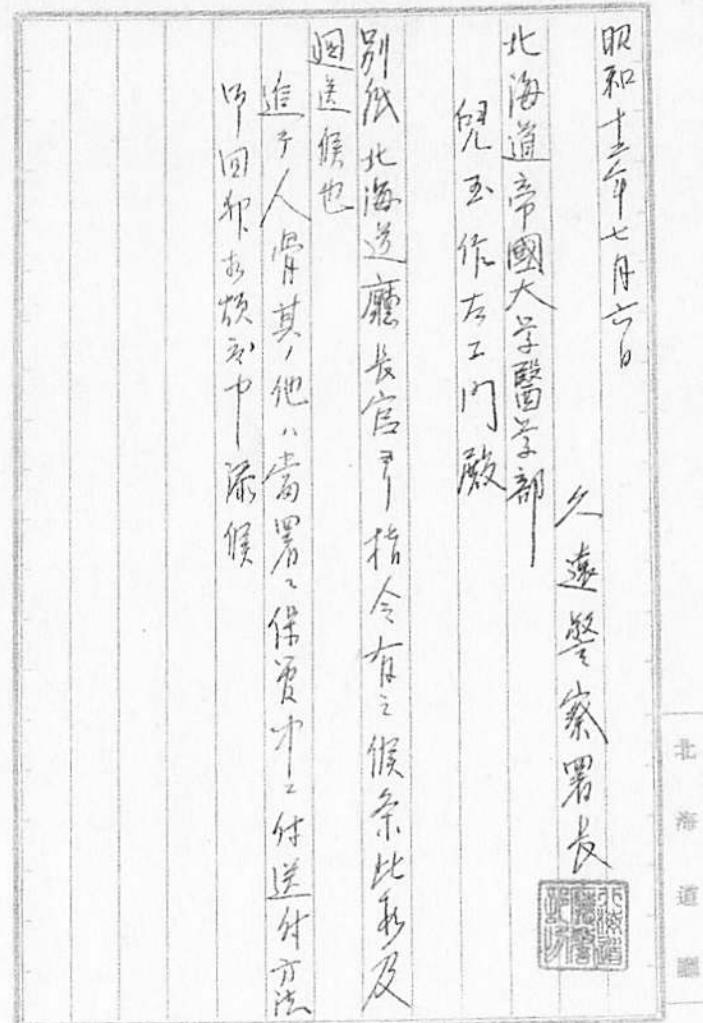
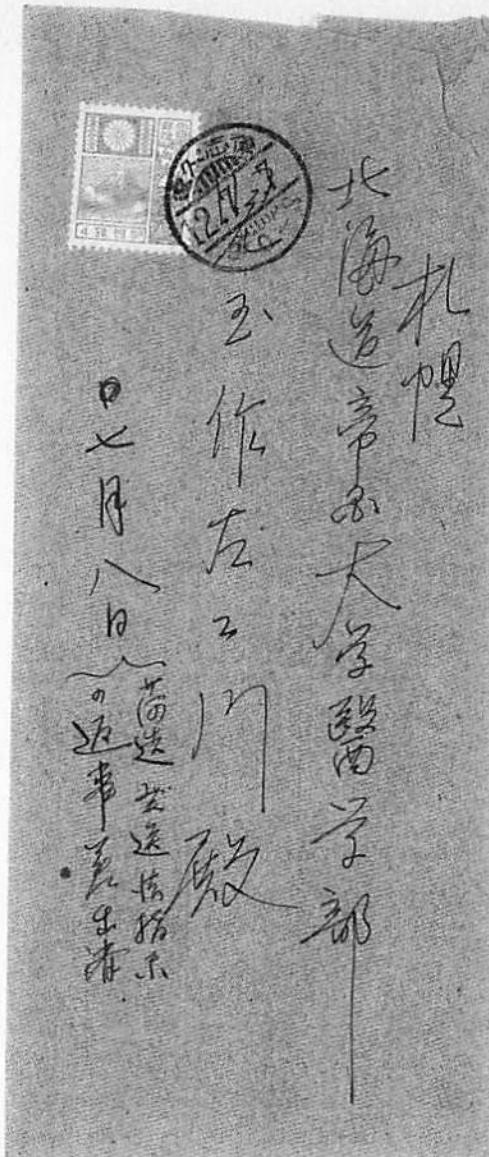
【資料11-9】1936年1月11日付児玉作左衛門宛て11F「受領証」  
《洋紙1枚》



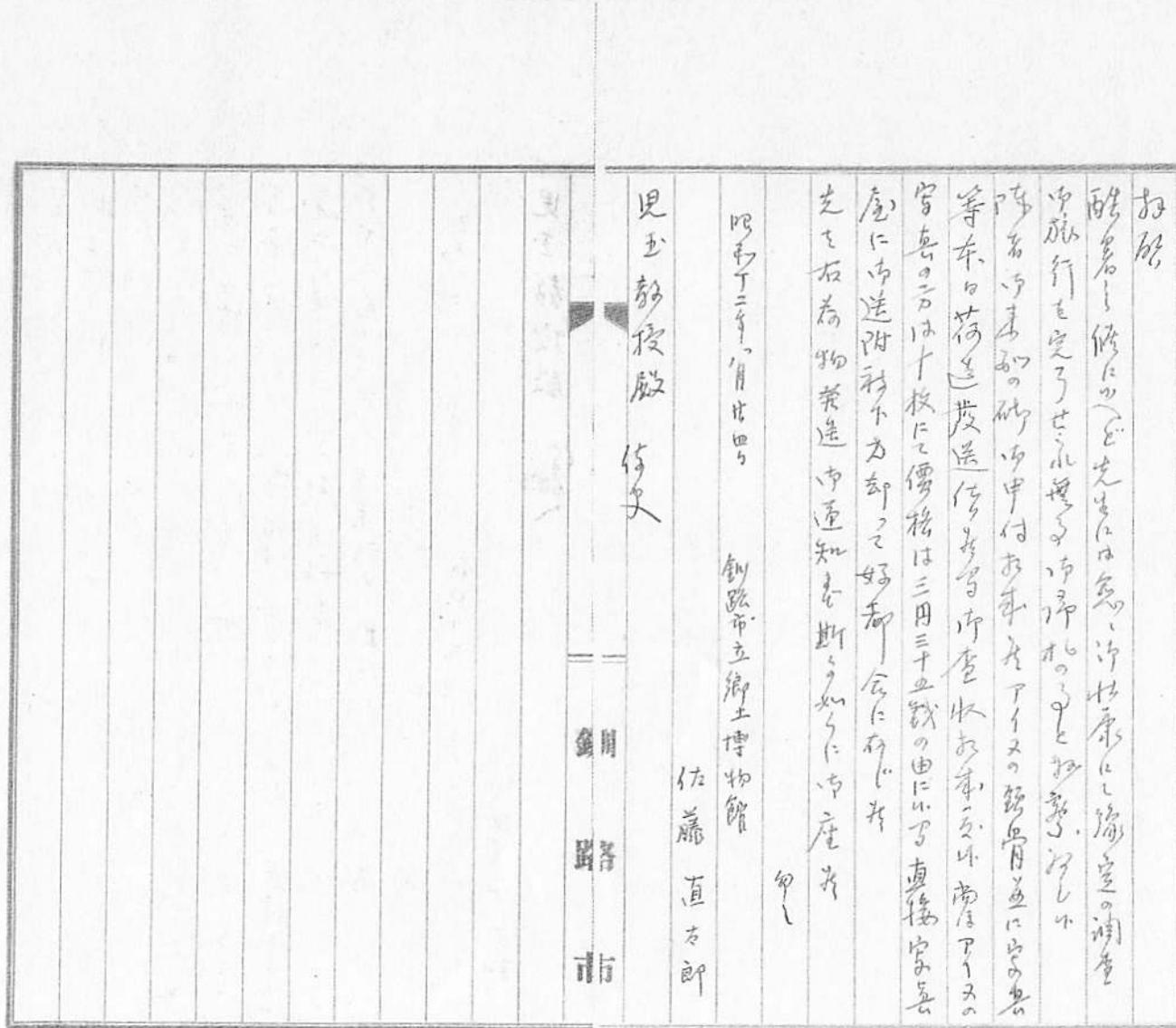
【資料11-10】1937年7月5日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官  
「丑兵第五四五号 指令」《北海道庁用紙1枚》



【資料11-11】1937年7月6日付児玉作左衛門宛て久遠警察署長「通知」《北海道庁郵紙1枚、封筒1通》

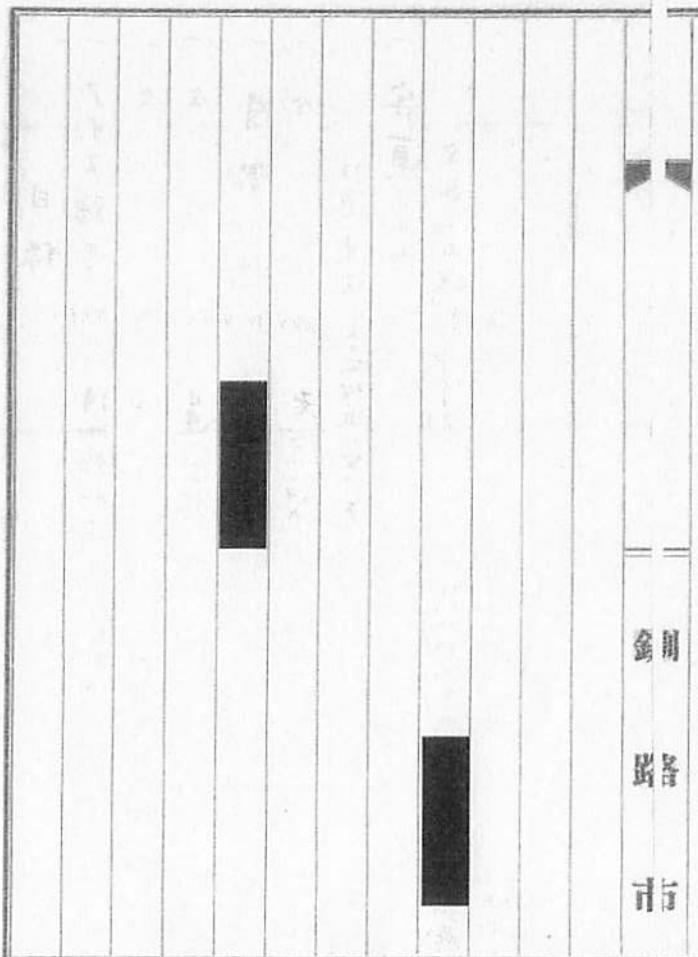


【資料11-12】1937年8月24日付児玉作左衛門宛て釧路市立郷土博物館佐藤直太郎「書簡」《釧路市両面印刷署紙2枚、封筒1通》

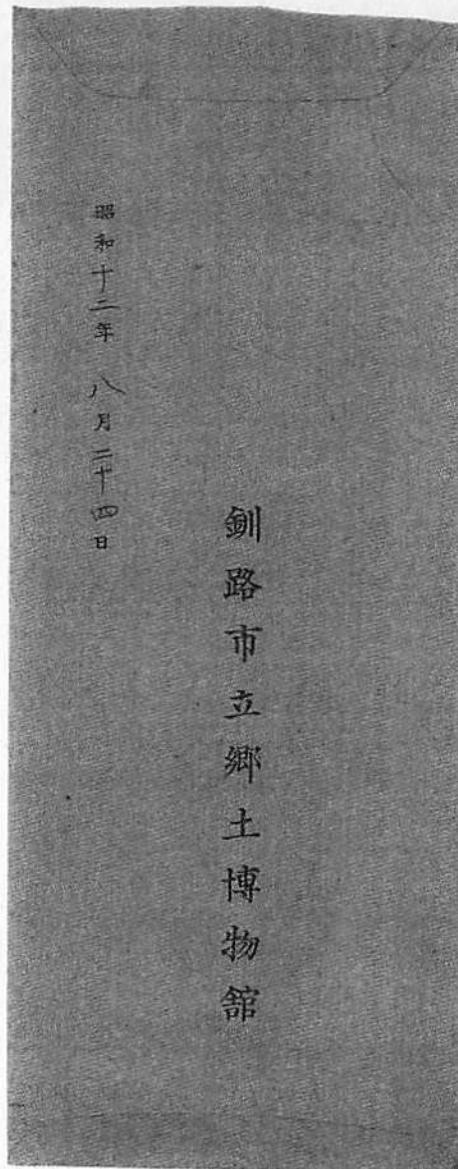
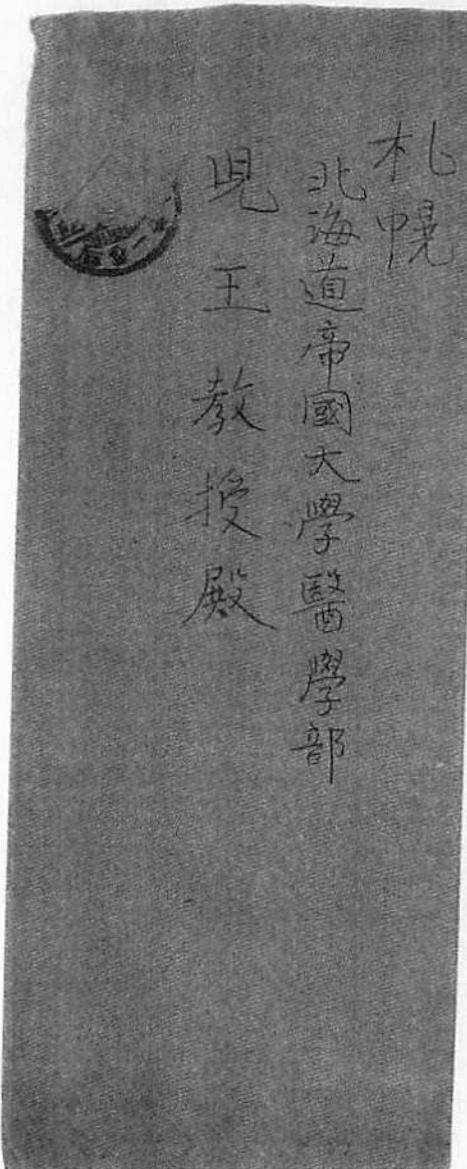


目録

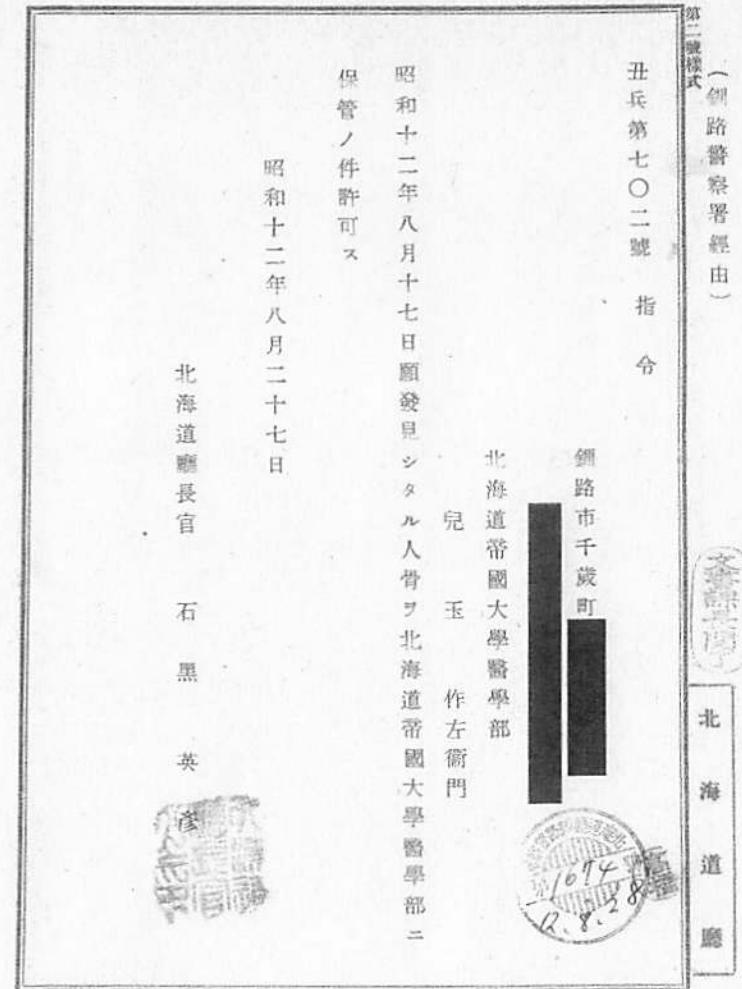
一、アヘヌ頭骨	博物館所有	No.1
一、左	日進小学校	No.2
一、右	"	No.3
一、骨 骨骼 一体	"	No.4
一、全	考古学研究会	No.5
注意 東宋小学校附近八萬墓地	"	No.6
一、字真十枚	全	
全部脊椎部 アヘヌ	原板釧路市米町	
	上	
	下	
	左	
	右	
	中	



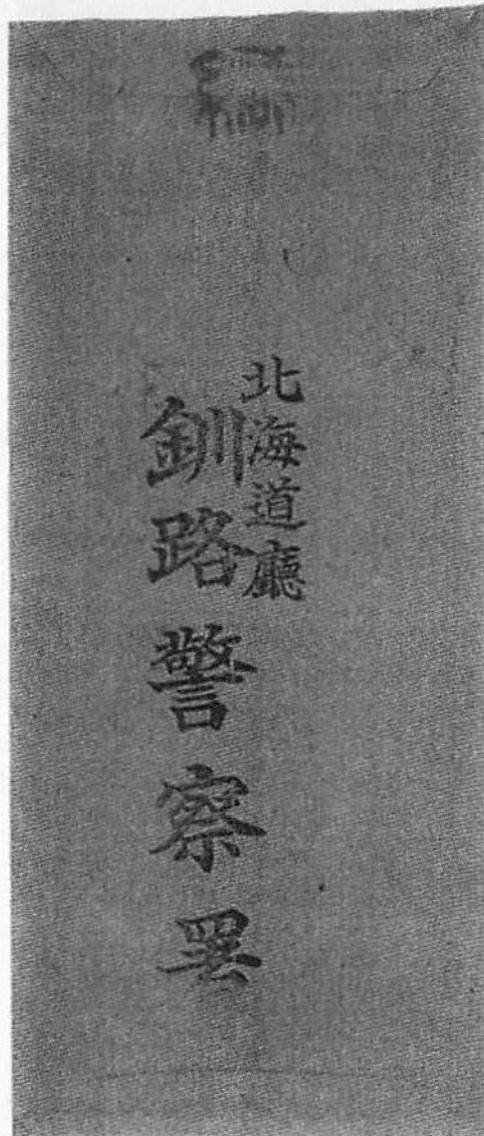
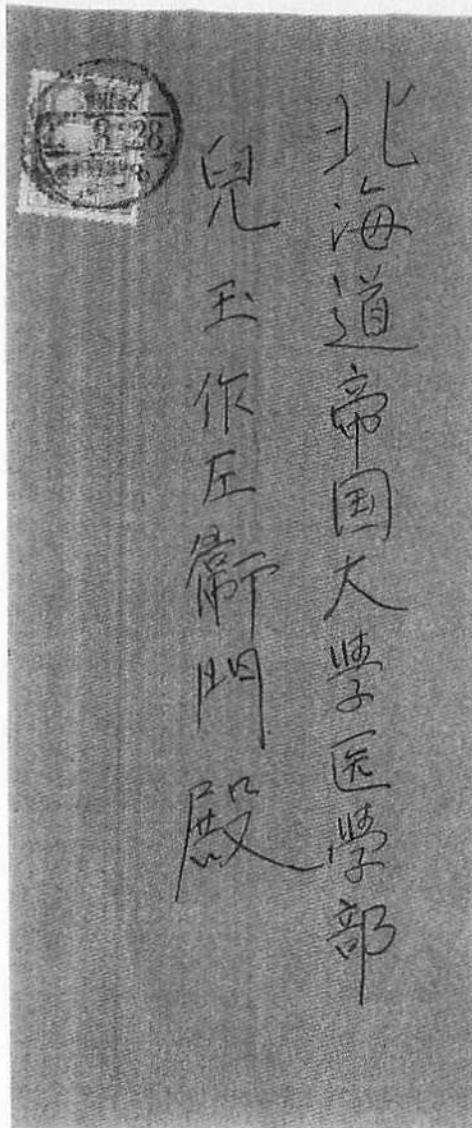
【資料11-12】



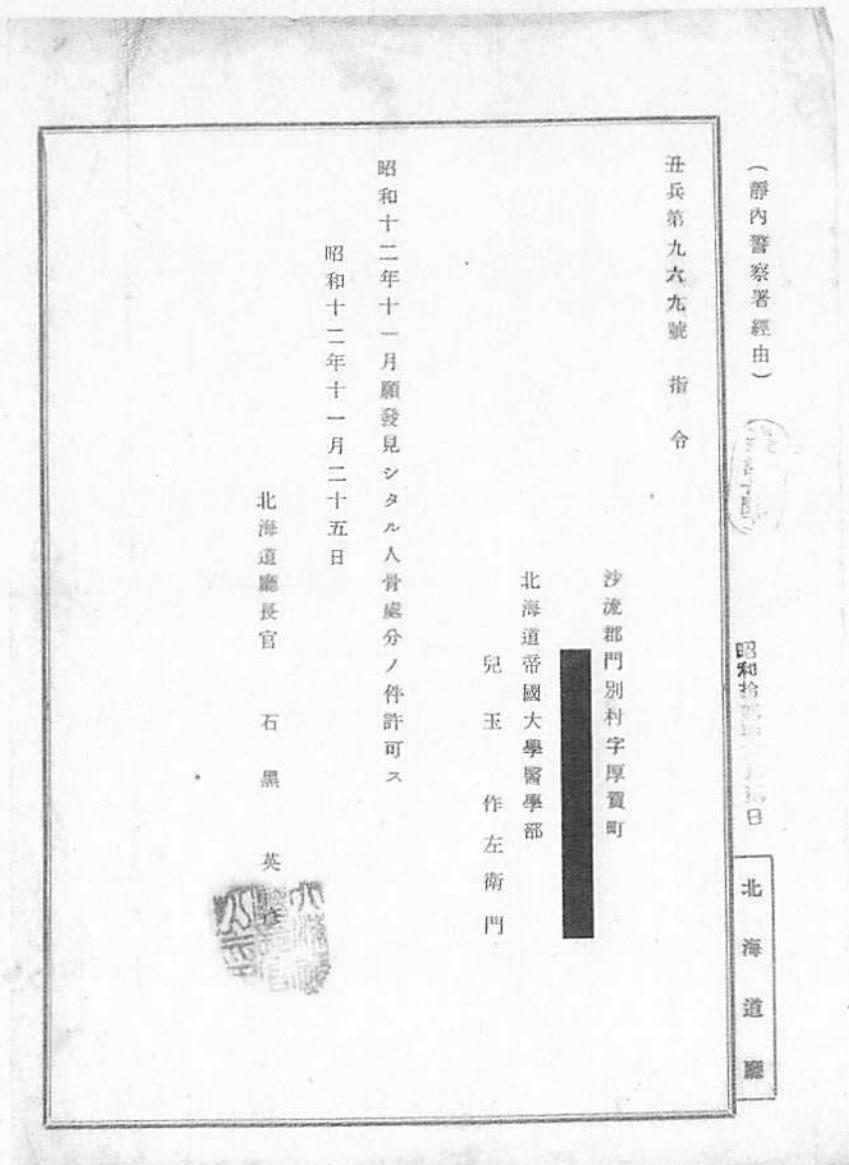
【資料11-13】1937年8月27日付111・児玉作左衛門宛て北海道庁長官  
「丑兵第七〇二号 指令」《北海道庁用紙1枚、封筒1通》



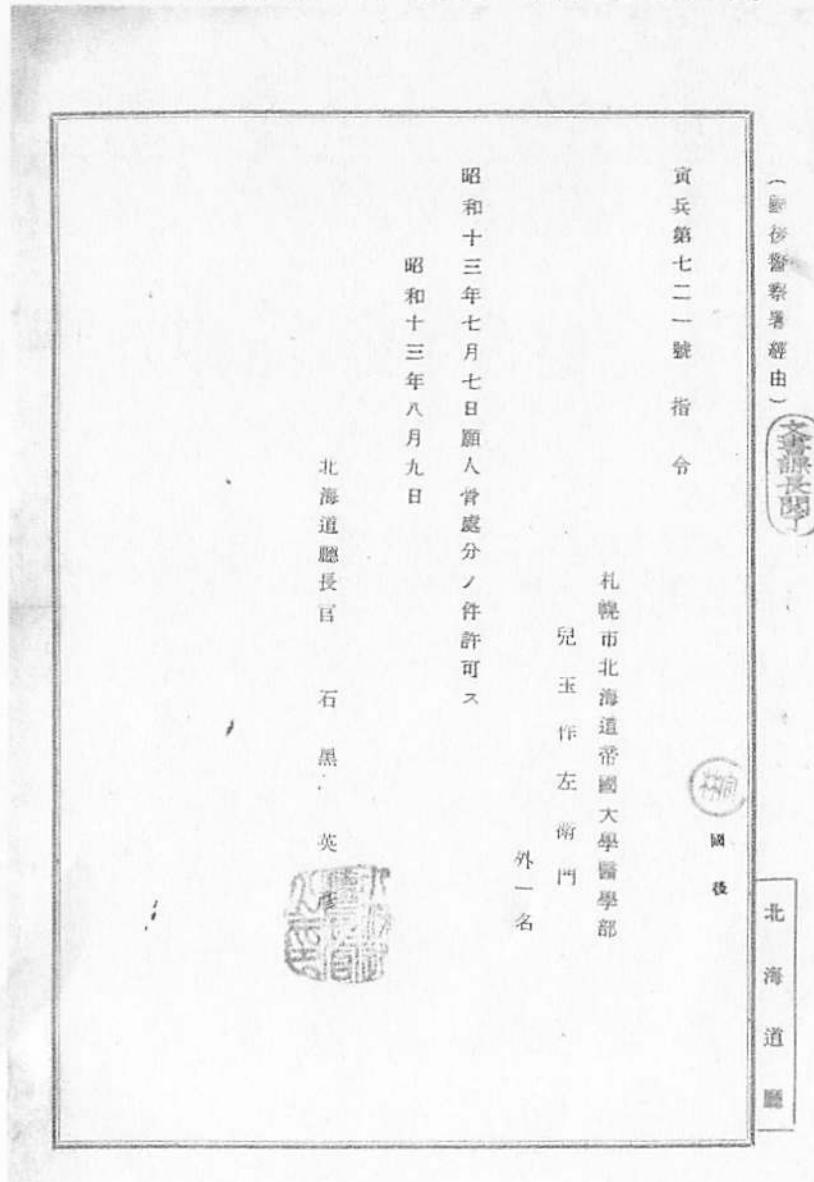
【資料11-13】



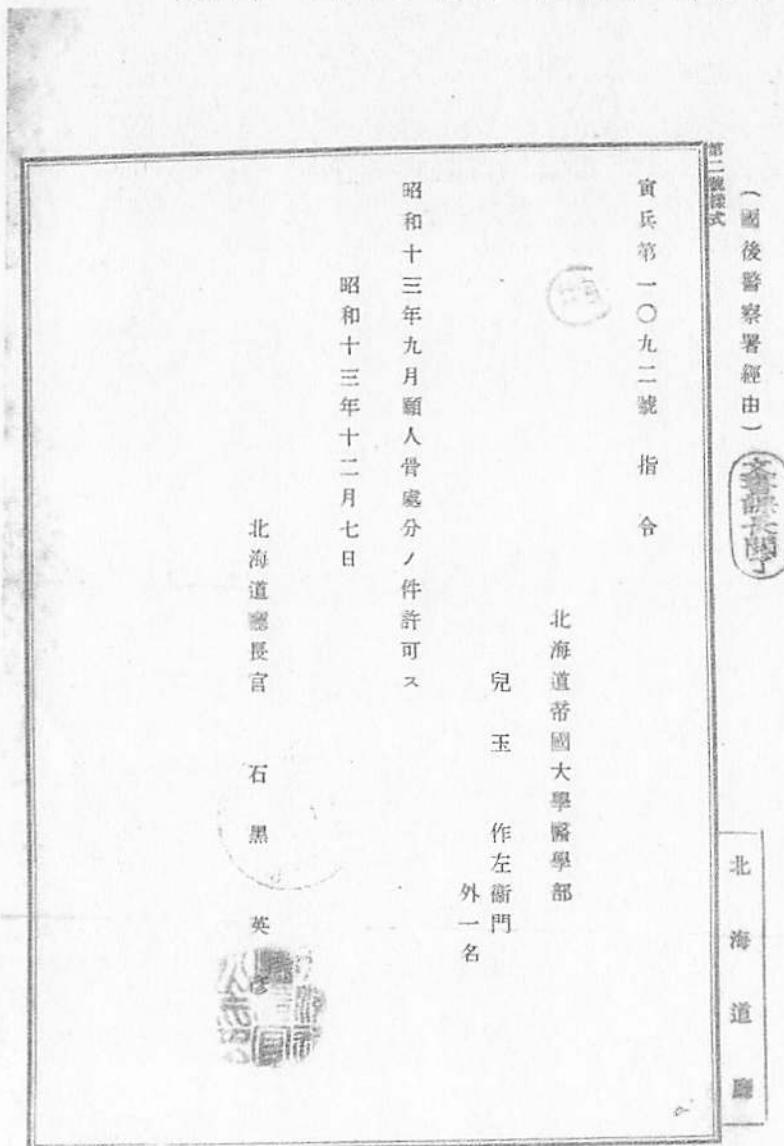
【資料11-14】1937年11月25日付11J・児玉作左衛門宛て北海道庁長官  
「丑兵第九六九号 指令」《北海道庁用紙 1枚》



【資料11-15】1938年8月9日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官  
「寅兵第七二一号 指令」《北海道庁用紙1枚》



【資料11-16】1938年12月7日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官  
「寅兵第一〇九二号 指令」《北海道庁用紙1枚》



【資料11-17】1939年10月19日付新谷廣治宛て「依頼書」《北海道帝国大学医学部箇紙1枚》

昭和十四年十月十九日

新 谷 廣 治 様

拜啓 秋冷の候並御清榮の般奉賀候

陳者先般小官等貴地出張の節御好意に依り視察致候  
アイヌ旧墓地は學問上最貴重なる資料に就き之を荒廢に  
歸せしむるに忍びず土地所有の方々御好意と御諒解を得て  
正當なる手續の下に之を發掘・大學に保存致し度存候此  
点に就て是難貴方の御盡力を御願申上度次第に御座儀  
發掘等と公称しては兎角問題に成り勝ち莫大に就き若し御承諾  
の上は人骨發見の届を貴地より道廳究御提出相成されにより  
道廳より即刻大學に通報ある在來の手續に相成居候に甘  
今間もその先例に依り甚だ御手數立つ同封の届を誰人の御名儀

北海道帝國大學醫學部

にても宣敷(山田氏の御名儀等最も適當かと存候)御記名御調印  
の上貴地派出所経由御提出下され度願工候他に何等附帶的の  
書類の必要も無之又其の上何等の御迷惑御掛けすること無之  
次第に付キ向卒然可く御手配方御依頼申上候

猶道廳との兼解有之をば直ちに當當方より助手二三名を出  
張致させ全郡當方にて始末致し候成るべく貴方凱立済期終了  
後と存居候に付其辺の御都合等御通謀下され候は幸甚存候

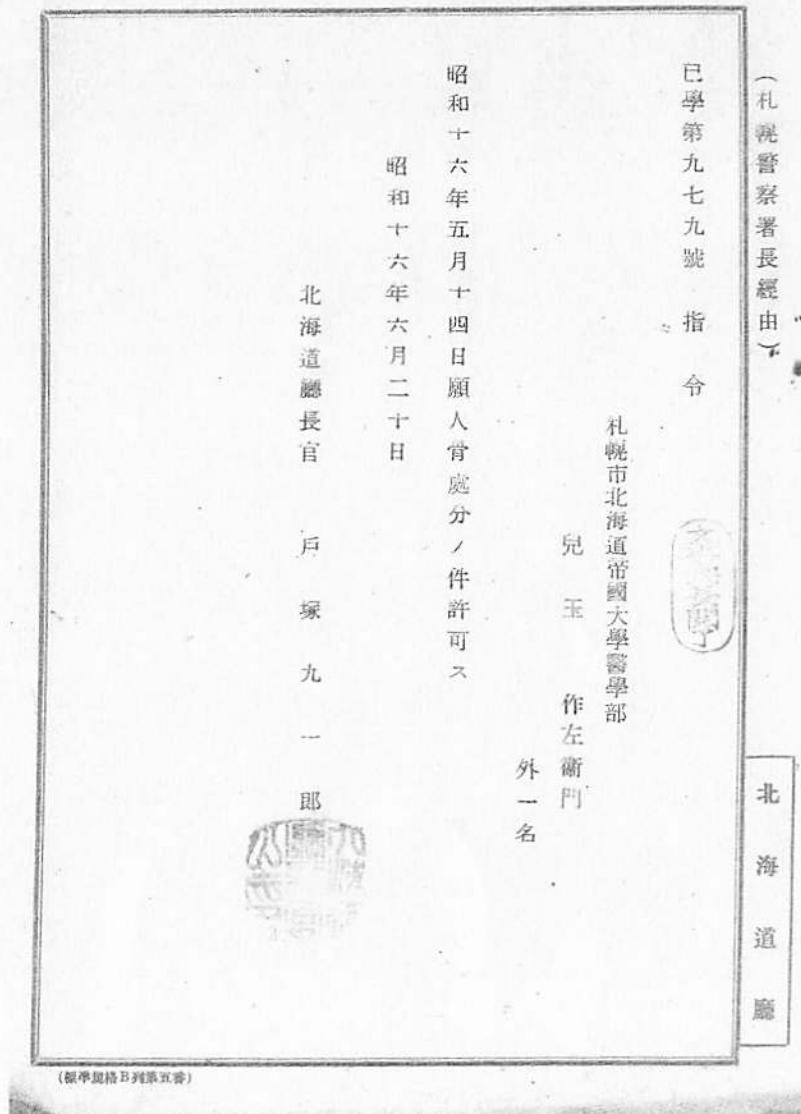
右御依頼迄

早々

二白、此種の問題は兎角新聞紙上に特種として誇張的報  
道せられ回土人側の誤解と反感を招き易きた就き閑  
係の方々専門極和祖は御取扱被下様特御依頼

申上候

【資料11-18】1941年6月20日付児玉作左衛門宛て北海道庁長官「已學第九七九号 指令」《北海道庁用紙1枚》



北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（追録）

2018年3月30日発行

発行 国立大学法人北海道大学

総長 名和 豊春

〒060-0808 札幌市北区北八条西五丁目